

## 第2回臨時会

令和5年5月19日開会

令和5年5月22日閉会

## 第3回定例会

令和5年6月5日開会

令和5年6月16日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

# — 目 次 —

## ◎第2回臨時会

### ○5月19日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	3
日程第2	会期決定の件について .....	3
日程第3	議案第23号から議案第29号までの7議案一括上程 .....	4
日程第4	総括質疑（議案第28号） .....	10
日程第5	常任委員会付託（議案第28号） .....	10

### ○5月22日（第2号）

日程第1	質疑（議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案） .....	14
日程第2	討論・採決（議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案） .....	14
日程第3	常任委員長報告（議案第28号） .....	17
日程第4	質疑（議案第28号） .....	18
日程第5	討論・採決（議案第28号） .....	18

### 付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第2回臨時会（5月）	議案第23号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月22日
〃	議案第24号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月22日
〃	議案第25号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町一般会計補正予算（第10号））	原案承認	5月22日
〃	議案第26号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））	原案承認	5月22日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第2回臨時会 (5月)	議案第27号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	5月22日
〃	議案第28号	令和5年度三股町一般会計補正予算(第1号)	原案可決	5月22日
〃	議案第29号	工事請負契約の締結について(令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事)	原案可決	5月22日

### ◎第3回定例会

#### ○6月5日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	23
日程第2	会期決定の件について	23
日程第3	議案第30号から議案第39号までの10議案及び報告4件一括上程	24

#### ○6月8日(第2号)

日程第1	一般質問	30
	8番 楠原 更三君	30
	7番 新坂 哲雄君	44
	12番 山中 則夫君	52
	10番 内村 立吉君	65

#### ○6月9日(第3号)

日程第1	一般質問	94
	9番 堀内 義郎君	94
	5番 田中 光子君	107
	1番 岩津 良君	120
	3番 上西 雅子君	134

#### ○6月12日(第4号)

日程第1	一般質問	150
------	------	-----

4番	西村 尚彦君	150
2番	中原 美穂君	165
6番	堀内 和義君	175
日程第2	総括質疑	198
日程第3	常任委員会付託	199

○6月16日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	203
日程第2	質疑（議案第30号から第33号までの4議案）	205
日程第3	討論・採決（議案第30号から第33号までの4議案）	205
日程第4	質疑（議案第34号から第39号までの6議案）	207
日程第5	討論・採決（議案第34号から第39号までの6議案）	209
日程第6	意見書（案）第1号上程	210
日程第7	質疑・討論・採決（意見書（案）第1号）	211
日程第8	閉会中における総務産業・文教厚生及び広報編集常任委員会の審査等の活動について	212
日程第9	閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について	212
日程第10	閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の調査等の活動について	212
日程第11	議員派遣について	213

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第3回定例会（6月）	議案第30号	令和5年度三股町一般会計補正予算（第2号）	原案決	6月16日
〃	議案第31号	令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案決	6月16日
〃	議案第32号	令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案決	6月16日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第3回定例会 (6月)	議案第33号	令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月16日
〃	議案第34号	農業委員会委員の任命について	原案 同意	6月16日
〃	議案第35号	農業委員会委員の任命について	原案 同意	6月16日
〃	議案第36号	農業委員会委員の任命について	原案 同意	6月16日
〃	議案第37号	農業委員会委員の任命について	原案 同意	6月16日
〃	議案第38号	農業委員会委員の任命について	原案 同意	6月16日
〃	議案第39号	農業委員会委員の任命について	原案 同意	6月16日
〃	報告第2号	令和4年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	令和4年度三股町公共下水道事業特別会計継続費逐次繰越計算書の報告について		
〃	報告第4号	三股町土地開発公社の令和5年度事業計画及び予算		
〃	報告第5号	三股町土地開発公社の令和4年度事業決算の報告について		
〃	意見書(案) 第1号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(案)	原案 可決	6月16日

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原 更三	1 観光振興について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本町の魅力をPRできる通年型観光地としての具体的な観光戦略とは。</li> <li>② 目指すサイクルツーリズム・体験型観光の具体的な形は。</li> <li>③ 観光協会の役割は。 (外部に開かれたものか。利用しやすい体制か。1年を通しての活動は。)</li> </ul>	町 長
		2 人材バンクの実態について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人材バンク発掘状況</li> <li>② 人材バンク活用の状況(まちづくり、地域力づくりの面で)</li> </ul>	町 長
		3 民生委員児童委員について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 民生委員児童委員の充足状況。(含、充足率)</li> <li>② 現在把握している「委員のなり手不足」の原因。</li> <li>③ 委員の選定方法。(含、これまで行ってきた委員選定対策)</li> <li>④ 行政による民生委員児童委員のバックアップ体制は。</li> <li>⑤ 今後の対策は。(含、委員の活動内容の認知度不足対策)</li> </ul>	町 長
2	新坂 哲雄	1 くいまーる交通について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① デマンド交通計画はいつ頃予定しているのか</li> <li>② 高齢者で免許返納を考えている人がいるが、その対応は</li> </ul>	町 長
		2 農業水利について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 長田地区の表川内水路に水が来ないが、県と協議は出来たのか</li> <li>② ダム工事を行ったのが原因では</li> <li>③ 田植えが出来ないが、その対策は</li> </ul>	町 長
		3 保育料無料化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 財政力の高い自治体が独自の給付事業を行うなど地域間格差が起きているが、本町として最低限の取り組みは</li> <li>② 財政面はどう考えているのか</li> <li>③ ふるさと納税の今後の推移は</li> </ul>	町 長

3	山中 則夫	1 町政の諸課題の取組みについて	① 公共の投資的経費をもっと増やすべきではないか ② 町主催のイベントの見直しを図るべきでは (ふるさとまつり、ハーフマラソン、モノづくりフェア等) ③ 給食センターの民営化を考えてはどうか ④ 蓼池方面に簡易な役場事務所を造っては (国道269号線沿いに“道の駅”を造っては)	町 長
4	内村 立吉	1 ふるさと納税について	① 人材派遣型企業版ふるさと納税の内容はどういうことか ② 本町はどのようなものであるか	町 長
		2 教育委員会の現在の状況・今後について	① 部活動指導の外部人材登用はどのようなものであるか ② 登下校の見守りはどのようなものであるか ③ 時間外の対応はどのようなものであるか ④ 給食費の徴収はどのようなものであるか	教育長
		3 新型コロナウイルス感染対策について	① 小・中学校のマスク着用はどのようにするのか	教育長
		4 循環型農業について	① 地域資源を利用した循環型農業について、本県と川南町が協定を結んでいる。本町も、この事業に取り組むことは出来ないか	町 長
		5 多面的機能支払交付金について	① 内容(組織名・金額)はどのようなものであるか	町 長

5	堀内 義郎	1 保育料無料化と財政について	<p>① 給食費、保育料の相次ぐ無料化に伴い、町税等の負担増になるのではないかと心配の声があるが、どう思われるか。</p> <p>② 無料化の財源として、ふるさと納税の一部を充てると言う事であるが、令和4年度は目標に届かなかったが、原因と今後の取り組みは。（もっと力をいれるべきではないか）</p>	町 長
		2 公式ラインの活用について	<p>① アカウントの取得状況と、梅雨期前的大雨などの防災としての活用や、移住定住（移住支援制度の充実）としての活用は図れないか。</p>	町 長
		3 木材利用促進基本方針と森林環境譲与税について	<p>① 木材利用促進基本方針について改正の概要と、森林の保全や木材利用を推進するため、積極的に森林環境譲与税の活用は図れないか。</p>	町 長
		4 上米公園の整備と利活用について	<p>① 遊具広場上の旧配水池の耐震性と、展望所などとしての利活用は出来ないか。</p> <p>② 土地開発公社による公園内の用地取得について、キャンプ広場などとして利活用は出来ないか。</p>	町 長
		5 災害復旧について	<p>① 昨年の台風14号による福留用水路の復旧について、田植え時期までには間に合わせたいとの事だったが、その後の進捗状況はどうか。</p>	町 長



6	田中 光子	1 3歳児健康診査における屈折検査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3歳児健康診査における屈折検査の重要性をどのように考えているか</li> <li>② 3歳児健康診査における視覚検査の目的・意義は</li> <li>③ 町内での3歳児検査での弱視は何人</li> <li>④ 乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、屈折検査は、片眼性の弱視等を検出するのに有用であるため、屈折検査機器導入できないか</li> </ul>	町 長
		2 男性の育児休業取得について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 役場内での男性の育児休業取得状況は</li> <li>② 育児・介護休業法の改正により、町内企業への男性の育児休業取得の周知は</li> <li>③ 男性職員の取得促進するための対策は</li> <li>④ 父親の家事・育児参加への意識改革や子育てのスキル取得はどのようにされているのか</li> <li>⑤ “とるだけ育休”を改善、育休の“質”を高めるためのガイドブック作成はできないか</li> </ul>	町 長
		3 HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨再開後に、何人がワクチン接種されているか</li> <li>② キャッチアップ接種（HPVワクチン接種を逃した人）は何人か</li> <li>③ キャッチアップ接種への対応は</li> <li>④ 男性への接種対象拡大されたが、期待される効果は</li> <li>⑤ 町で男性への接種の助成はできないか</li> </ul>	町 長

7	岩津 良	1 障がい者の就労支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町内在住の障がい者（身体・知的は18歳以上65歳未満、精神は25歳以上65歳未満）の障がい別の数及び雇用の現状は（一般就労、就労継続A型、B型）</li> <li>② 自治体・公的機関も含め、町内企業の国が定める障がい者雇用率の達成状況は</li> <li>③ 町として障がい者の雇用拡大に向けた取り組みは考えているのか</li> <li>④ 障がい者就労施設等からの物品等調達についての実績は</li> <li>⑤ 三股町障がい福祉計画の福祉施設から一般就労への移行等に対する目標値の根拠は</li> <li>⑥ 障がい者支援等の取り組みにあたり、各団体や機関などと協議はなされていると思いますが現状の課題は</li> </ul>	町 長
---	------	-----------------	---	-----

8	上西 雅子	1 役場内における保健師の配置について	<p>① 役場内における、現在の保健師の配置状況は。</p> <p>② 職務上、保健師の配置が義務付けられている部署は。</p> <p>③ 今年度の採用も踏まえ、今後どの部署に何名保健師を配置する予定なのか。</p> <p>④ 高齢者包括支援センターの人員配置は適切であるのか。</p>	町 長
		2 きめ細やかな高齢者支援を充足させる為の、町独自の事業について	<p>① 「見守りが必要な高齢者を、短時間でも見守ってもらえるサービスがあると良い」との声がある。町内でそのようなサービスの提供している事業所があるのか。</p> <p>② そうした事業を町独自のサービスとして提供するか、補助を出す等の考えはないか。</p> <p>③ 介護保険の対象でない高齢者より、「一時的なお手伝いサービスがあると助かる」との声を聞く。町内でそのようなサービスの提供をしている事業所があるのか。</p> <p>④ そうした事業を町独自のサービスとして提供するか、補助をする等の考えはないか。</p>	町 長
		3 保育園・幼稚園・幼保園の広域入所について	<p>① 保育園等を利用する場合、三股町と都城市の取り決めで広域利用が原則認められていない。どのように考えるか。</p>	町 長

9	西村 尚彦	1 交流拠点施設整備事業に伴う事業スキーム（PFI事業）について	<p>① 従来の公共事業とPFI事業の最大の違いは</p> <p>② 民間事業者側からみた、PFI事業のメリットは。 また、デメリットはあるのか。</p> <p>③ 三股町が目指す地域密着型官民連携事業の特色は。 また、まちづくり合同会社の役割は。</p> <p>④ SPC（特別目的会社）をつくる理由は。 パススルーの原則、倒産隔離の意味は。</p> <p>⑤ PFI事業を実施することで、行政側にはどのような業務が増えるのか。（事業契約までの主な流れなど）</p> <p>⑥ 現在の事務局体制で対応できるのか。また、庁内体制は今後、どう構築していくのか。</p> <p>⑦ 今後、事業を進めるにあたって、どのような専門のアドバイザーが、どの時点で必要となるのか。</p> <p>⑧ 今後、まちづくり合同会社が主体となり事業が進むと思うが、まちづくり合同会社はどのような事務局体制で取り組むのか。</p> <p>⑨ 事業者の公募はどのような方法で行う予定か、また、企画提案書の作成には、膨大な時間と各事業者との調整が必要になると思うが、町内の事業者がどれくらい参加できると考えているのか。</p> <p>⑩ PFI事業は、性能発注となるが、特に建設の場合など、品質低下につながらないか。また、品質確保のための対策は。</p> <p>⑪ PFI事業は、維持管理など、長期契約となるが、そのため従来よりコストが増加する可能性はないのか。また、そうならないための対策はあるのか。</p> <p>⑫ 自主事業（商業交流施設）の経営がうまくいかなかった場</p>	町 長
---	-------	----------------------------------	---	-----

			<p>合、特定事業（町民交流施設）の公共サービス運営に影響を及ぼす事が考えられる。このようなリスクを分離するための方策は。</p> <p>⑬ 事業費については、国の50パーセント補助事業を使うと計画されているが、町民交流施設の整備計画が決まる前に、先に周辺道路や公園、敷地内の広場の整備は実施できるのか。また、この事業期間（5年）の延長はできるのか。</p>	
--	--	--	---	--

10	中原 美穂	1 高齢者福祉の充実について	<p>① 高齢者人口が増える中で、独居高齢者や認知症高齢者の方が増加することが予測されています。今後は、権利擁護、成年後見人制度の相談が増えていくと思われます。町の介護保険財源も踏まえた上での今後の取り組みや対策を教えてください。</p> <p>② 包括支援センターの役割について、三股町は都城市と異なり委託ではなく、町の運営となっていますが、国が求める基準、専門職をしっかりと配置されているのでしょうか。問題となるケースの相談や、対応にしっかりとアドバイスができる体制が取れているのでしょうか。</p> <p>③ 要支援・要介護者について、介護保険更新申請時に要介護度が軽く認定されることへの町民（当事者）の不満が聞かれています。介護申請の変更申請件数も年々増加しており、R2年度：71件、R3年度：102件、R4年度：124件  審査請求（不服申し立て）：  R2年度なし、R3年度なし、R4年度1件  こちらの結果を確認すると適切な介護度認定が行われているのか。なぜ年々増加しているのか。また不服申し立て件数がなぜ少ないのか。変更申請にかかるコストは無駄ではないのかを教えてください。</p>	町 長
		2 三股町財源について	<p>① 財源をどのように増やしているとお考えでしょうか。計画などありましたら教えてください。</p>	町 長

11	堀内 和義	1 蓼池児童プール解体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 蓼池児童プール撤去の要望が出ているが撤去計画はないのか伺う</li> <li>② 児童プールの耐用年数と町内児童プールの利用状況はどうか</li> <li>③ 児童プール撤去に伴う経費はどれくらいか</li> <li>④ 蓼池児童館は自治公民館と併用しており敷地面積が狭く支障が出ている。プールを撤去することにより児童の遊び場、駐車場の確保ができるが如何か</li> <li>⑤ 蓼池児童館に面する道路は交通量が多くカーブとなっているが歩道がなく危険である。敷地面積を確保することにより歩道整備もできるが如何か</li> </ul>	町 長
		2 蓼池認定こども園増築の進捗状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 蓼池認定こども園の定員増に伴う増築及び改修についての進捗状況について問う</li> <li>② 当初予算編成の根拠はどうだったのか</li> <li>③ 実質補助額と法人が想定する金額が大きく乖離した場合、町としての対応はどのように考えているのか</li> </ul>	町 長
		3 町職員の給与実態について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県内市町村別ラスパイレス指数における三股町の実態は</li> <li>② 県内自治体における人口、世帯数に対する正規職員数の比率はどうか</li> <li>③ 隣県自治体の類似団体と比較して町職員の給与水準はどうか</li> <li>④ 県の給料表は9級までであるが三股町は6級までしかない。7級までの引き上げはできないか</li> </ul>	町 長

三股町告示第38号

令和5年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月16日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和5年5月19日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

---

○5月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---



---

令和5年 第2回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年5月19日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年5月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第23号から議案第29号までの7議案一括上程  
日程第4 総括質疑(議案第28号)  
日程第5 常任委員会付託(議案第28号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第23号から議案第29号までの7議案一括上程  
日程第4 総括質疑(議案第28号)  
日程第5 常任委員会付託(議案第28号)
- 

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

---

午前10時00分開会

- 議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和5年第2回三股町議会臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することになっております。

本会期中の会議録署名議員は、5番、田中議員、12番、山中議員の2人を指名します。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

- 議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。

去る5月16日に委員会を開催し、本日招集されました令和5年第2回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期、臨時会に提案されます議案は、専決処分に付した事件の報告及び承認について5件、令

和5年度補正予算について1件、工事請負契約の締結について1件の計7件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は、本日から5月22日までの4日間とし、今回提案される7件のうち、議案第23号から議案第27号及び議案第29号の6議案については、委員会付託を省略し、最終日の5月22日に全体審議として措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から5月22日までの4日間とし、今回提案される7議案のうち、議案第23号から27号及び29号の6議案については、委員会付託を省略し、最終日の5月22日に全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

---

### 日程第3. 議案第23号から議案第29号までの7議案一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第23号から議案第29号までの7議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和5年第2回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明申し上げます。

議案第23号から議案第27号までの5議案については、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第23号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第211回通常国会において可決され、令和5年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したところであります。

今回の主な改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う町民税関連条例の改正、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び種別割のグリーン化特例を3年間延長したものであります。

次に、議案第24号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し

上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置の5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げるものであります。

次に、議案第25号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき予算の調整を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額133億3,925万7,000円から歳入歳出それぞれ6億2,685万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億1,240万7,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正したものであります。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などは、交付決定による特別交付税2億2,734万4,000円などを増減額補正したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により文化会館使用料239万5,000円などを増減額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により施設型給付費負担金（国・県合わせて）7,452万3,000円及び現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金2億5,317万1,000円減額などを増減額補正したものであります。

財産収入は、町有地売払収入806万6,000円などを増額補正したものであります。

寄附金は、ふるさと納税の寄附金8,996万6,000円を減額補正したものであります。

繰入金は、実績等により財政調整基金繰入金3億3,075万2,000円などを増減額補正し、基金の確保を図ったものであります。

町債は、実績により現年発生公共土木施設災害復旧事業440万円などを減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、会計年度任用職員報酬2,666万円、ふるさと納税推進事業業務委託料ほか5,226万5,000円などを減額補正したものであります。

民生費は、障がい者自立支援給付費3,043万7,000円、養護老人ホーム措置費ほか

2,734万8,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金3,000万円などを増減額補正したものであります。

衛生費は、保健衛生費の予防接種委託料ほか6,208万3,000円などを減額補正したものであります。

農業費は、新規就農者経営発展支援事業補助金900万円などを減額補正したものであります。

商工費は、スポーツ・文化合宿補助金125万2,000円などを減額補正したものであります。

土木費は、道路維持補修事業ほか363万6,000円などを減額補正したものであります。

消防費は、消防団出動報酬604万円などを減額したものであります。

教育費は、清掃業務委託料ほか311万円などを減額補正したものであります。

災害復旧費は、耕地災害復旧事業9,927万5,000円などを減額補正したものであります。

諸支出金は、寄附金の実績見込みによるふるさと未来基金積立金9,277万9,000円などを増減額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、第2表地方債補正については、実績により限度額を変更したものであります。

次に、議案第26号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額30億7,089万2,000円から歳入歳出それぞれ9,164万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,925万円としたものであります。

歳入の主なものとしましては、県支出金を減額補正し、国民健康保険税を増額補正したものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費、総務費を減額補正し、予備費を増額補正したものであります。

次に、議案第27号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、調整を行ったものです。

歳入歳出予算の総額24億613万9,000円に歳入歳出それぞれ470万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,084万円とするものであります。

歳入の主なものは、低所得者保険料軽減繰入金を増額補正したもので、歳出の主なものは、予

備費を増額補正したものであります。

次に、議案第28号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用し、子育て世帯支援として、本年9月から実施する3歳未満児の第1子保育料負担軽減事業（第1子無償化分・歳入歳出影響額5,212万3,000円）及びコロナワクチン接種事業などについて、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額117億5,500万円に歳入歳出それぞれ4億3,002万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億8,502万5,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、第1子無償化による保育所利用者負担額2,273万9,000円を減額補正するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,545万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,721万3,000円などを増額補正するものであります。

県支出金は、県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業補助金2,492万9,000円などを増額補正するものであります。

繰入金は、財政調整基金繰入金4,000万円、ふるさと未来基金繰入金2,200万円を増額補正するものであります。

諸収入は、県プレミアム付商品券購入代金1億3,000万円を増額補正するものであります。

町債は、三股小北校舎外壁改修事業3,380万円を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

民生費は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯）1億800万円、第1子無償化による施設型給付費2,938万4,000円、低所得子育て世帯生活支援給付金1,660万円などを増額補正するものであります。

衛生費は、コロナワクチン個別接種業務委託料2,545万9,000円などを増額補正するものであります。

商工費は、県プレミアム付商品券換金業務委託料ほか1億7,857万3,000円などを増額補正するものであります。

教育費は、三股小北校舎外壁改修工事5,076万5,000円、子育て支援商品券配付事業968万5,000円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表地方債補正については、三股小北校舎外壁改修事業を追加するものであります。

次に、議案第29号「工事請負契約の締結について（令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事につきましては、工事の工期並びに工事過程における騒音対策と児童の安全性に配慮し、主要な工事を夏休み期間中に終えるために、5月下旬に工事に着手したく臨時議会に付すものであります。

去る5月11日に条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、上原林業株式会社が4,994万円で落札したところです。

本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、7議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 議案第24号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案第24号の一番最後に、右肩に町民保健課と書いた資料を1枚つけておりますので、そちらを御覧ください。

それでは、1、改正の趣旨、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるものです。

また、軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。

2、改正の内容、（1）国民健康保険税の課税限度額について説明いたします。表を御覧ください。

1行目に区分、引上げ前の額、引上げ後の額、引上げ幅の額を記載してあります。まず基礎課税額については、引上げ前が65万円で、引上げ後も65万円で、変更はありません。

次の後期高齢者支援金等課税額は、引上げ前が20万円で、引上げ後が22万円、2万円の引上げ幅となります。

次が介護納付金課税額です。こちらは引上げ前が17万円、引上げ後も17万円に変更ありません。合計額が、引上げ前102万円が引上げ後104万円となり、2万円の増額となります。

（2）国民健康保険税の軽減判定所得基準についての説明をします。

こちらは軽減割合が、7割軽減、5割軽減、2割軽減とあります。それぞれ7割軽減世帯が、引上げ前43万円を引上げ後も43万円と変更はありません。5割軽減世帯につきましては、引上げ前28万5,000円が引上げ後29万円と、5,000円の引上げ幅となります。2割軽減世帯につきましては、引上げ前52万円、引上げ後53万5,000円と、1万5,000円の引上げ幅となります。

3番目、条例改正による影響です。

(1) 課税限度額の引上げによる影響について説明いたします。

後期高齢者支援金等課税額が2万円引き上げることによりまして、引上げ前の対象世帯が88世帯でしたが、引上げ後は74世帯になります。国保税額としては、148万円から176万円の増額となります。

(2) 軽減判定所得基準の引上げによる影響です。

まず、5割軽減世帯が、引上げ前が473世帯、引上げ後は478世帯、国保税額が25万7,750円の減額となります。

2割軽減世帯については、引上げ前301世帯、引上げ後は324世帯、国保税額が38万3,200円の減額となります。

4、施行期日です。令和5年4月1日が改正日となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから、議案第29号の「工事請負契約の締結について」補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目ですけれども、今回入札につきましては、条件付一般競争入札をさせていただいておりますので、この条件の内容について申し上げます。

条件に付したのが、入札の参加条件でございまして、参加条件としましては、三股町内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、本店を有するものであること、そして、三股町が格付する建築一式工事者の中で、格付がAランクに格付されていることを付したところでございます。

次に、開札状況でございます。開札状況につきましては、議案書の最後のほうに資料ということで載せておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

5社が入札に参加し、その結果、予定価格5,099万6,000円に対し、落札価格4,994万円、落札率97.93%で、上原林業株式会社が落札したところでございます。なお、入札状況において無効となった3社につきましては、最低制限の入札価格4,173万1,819円を下回ったことによるものでございます。



工期につきましては、令和5年11月30日までとしているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに補足説明する課はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） この後、すぐ総括質疑に入りますので、整理があると思いますので、10分だけ休憩をとらせていただきます。10分間休憩で、40分に再開します。

午前10時29分休憩

-----  
午前10時39分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

#### 日程第4. 総括質疑（議案第28号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、総括質疑を行います。

総括質疑は、本臨時会に提案された議案のうち、最終日に全体審議で措置する6議案を除きますので、議案第28号についてのみ質疑を行います。

質疑は会議規則により、臨時会では1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、質疑を終結します。

#### 日程第5. 常任委員会付託（議案第28号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、常任委員会付託を行います。

お諮りします。議案第28号は、本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、一般会計予算・決算常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、付託表（案）のとおり、一般会計予算・決算常任委員会に付託することに決しました。

一般会計予算・決算常任委員会におかれましては審査方よろしくお願いをします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時41分休憩

-----  
〔全員協議会〕

-----  
午前10時42分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時42分散会  
-----

議事日程(第2号)

令和5年5月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 質疑(議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案)  
日程第2 討論・採決(議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案)  
日程第3 常任委員長報告(議案第28号)  
日程第4 質疑(議案第28号)  
日程第5 討論・採決(議案第28号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑(議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案)  
日程第2 討論・採決(議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案)  
日程第3 常任委員長報告(議案第28号)  
日程第4 質疑(議案第28号)  
日程第5 討論・採決(議案第28号)
- 

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	鈴木 貴君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	福永 朋宏君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	山田 正人君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	島田 美和君			

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 質疑（議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、質疑を行います。

議案第23号から議案第27号及び議案第29号の6議案を一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

---

日程第2. 討論・採決（議案第23号から議案第27号まで及び議案第29号の6議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、討論・採決を行います。

議案第23号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。

議案第24号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。

議案第25号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町一般会計補正予算（第10号））」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

議案第26号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

議案第27号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

議案第29号「工事請負契約の締結について（令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3. 常任委員長報告（議案第28号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員長報告を行います。

議案第28号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） おはようございます。

一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第28号の1件でございます。以下、説明させていただきます。

議案第28号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として交付される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用し、子育て世帯支援として、本年9月から実施する3歳未満児の第1子保育料負担軽減事業及びコロナワクチン接種事業などについて、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額117億5,500万円に、4億3,002万5,000円を追加し、111億8,502万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものとして、分担金及び負担金は、第1子無償化による保育所利用者負担額を減額補正するものです。国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを増額補正するものです。

県支出金は、県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業補助金などを増額補正するものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金、ふるさと未来基金繰入金を増額補正するものです。

諸収入は、県プレミアム付商品券購入代金を増額補正するものです。

町債は、三股小北校舎外壁改修事業を増額補正するものです。

次に、歳出の主なものとしては、民生費、臨時特別給付金、第1子無償化による施設型給付費、低所得子育て世帯生活支援給付金などを増額補正するものです。

衛生費は、コロナワクチン個別接種業務委託料などを増額補正するものです。

商工費は、県プレミアム付商品券換金業務委託料などを増額補正するものです。

教育費は、三股小北校舎外壁改修工事、子育て支援商品券配布事業などを増額補正するものです。

各課より議案について説明を受けました。

主な要望としましては、保育料無償化について、差別することなく完全無償化にしてほしい、ふるさと納税に頼らないよう財源を確保してほしい、また、ほかには、新規事業にも力を入れてほしいなどの意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 質疑（議案第28号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいま一般会計予算・決算常任委員長報告に対する質疑であります。質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。

一般会計予算・決算常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、一般会計予算・決算常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

---

#### 日程第5. 討論・採決（議案第28号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第28号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。



しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時14分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時25分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----  
○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本会議の全日程を終了しましたので、これをもって令和5年第  
2回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時25分閉会  
-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 田中 光子

署名議員 山中 則夫

三股町告示第39号

令和5年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月30日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和5年6月5日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

---

○6月8日に応招した議員

---

○6月9日に応招した議員

---

○6月12日に応招した議員

---

○6月16日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年6月5日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第30号から議案第39号までの10議案及び報告4件一括上程
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第30号から議案第39号までの10議案及び報告4件一括上程
- 

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	鈴木 貴君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	福永 朋宏君
高齢者支援課長 .....	下沖 祐二君	農業振興課長 .....	山田 正人君
都市整備課長 .....	井上 政和君	環境水道課長 .....	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長 .....	細田 高広君	教育課長 .....	渡具知 実君
会計課長 .....	島田 美和君		

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和5年第3回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。本会議中の会議録署名議員に、1番、岩津議員、6番、堀内和義議員の2名を指名いたします。

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

去る5月30日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました、令和5年第3回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期、定例会に提案されます議案は、令和5年度補正予算4件、人事案件6件の計10件と、このほか報告4件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、本定例会に提案される議案のうち、議案第34号から第39号の人事案件6件については、委員会付託を省略し、最終日に全体審議で措置することに決定しました。

また、意見書案1件が提出されておりますが、これにつきましては最終日に追加提案し、委員会付託を省略して、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月16日までの12日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第34号から議案第39号までの6議案については、委員会付託を省略し、最終日に全体審議に処置することとし、また、意見書（案）第1件が提出されておりますが、これにつきましては最終日に追加提案し、委員会付託を省略して、全体審議で措置したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第30号から議案第39号までの10議案及び報告4件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第30号から議案第39号までの10議案及び報告4件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和5年第3回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第30号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額121億8,502万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億1,503万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億5万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金3,355万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金778万円などを増額補正するものであります。

県支出金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1,758万8,000円、過年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金1億2,754万7,000円などを増額補正するものであります。

繰入金は、財政調整基金繰入金9,000万円を減額補正するものであります。

諸収入は、コミュニティ助成事業補助金200万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、三股町移住支援事業補助金300万円などを増額補正するものであります。

衛生費は、コロナワクチン個別接種業務委託料ほか3,374万9,000円などを増額補正するものであります。

農業費は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1,758万8,000円などを増額補正するものであります。

教育費は、コミュニティ助成事業補助金200万円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、議案第31号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億5,591万9,000円に、歳入歳出それぞれ30万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,622万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正し、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第32号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億6,031万7,000円から、歳入歳出それぞれ144万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,886万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金及び一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費の増減額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、議案第33号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額13億5,401万3,000円に、歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,441万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出につきましては、人事異動に伴う人件費を増減額補正するものであります。

次に、議案第34号から議案第39号の「農業委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年7月20日からの新たな農業委員会の農業委員について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定及び三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年12月27日条例第28号）に基づき、農業委員6名の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、6名の農業委員の選考につきましては、三股町農業委員会委員及び三股町農地利用最適化推進委員選考委員会に諮問し、その選考結果を答申として受けたものであります。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。

報告第2号「令和4年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越計算書の報告について」、報告第4号「三股町土地開発公社の令和5年度事業計画及び予算」、報告第5号「三股町土地開発公社の令和4年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますよう、お願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 議案第34号から議案第39号の「三股町農業委員会委員の任命について」、補足説明させていただきます。

議案第34号の下石昭廣氏は、現在73歳で樺山の谷にお住まいです。

議案第35号の溝口良信氏は、現在73歳で梶山にお住まいです。

議案第36号の小倉休幸氏は、現在69歳で新馬場にお住まいです。

議案第37号の中石均氏は、現在64歳で樺山の谷にお住まいです。

議案第38号の内村介貞氏は、現在62歳で蓼池にお住まいです。

議案第39号の馬渡芳文氏は、現在71歳で宮村の寺柱にお住まいです。



6名の略歴につきましては、それぞれ御覧いただきますようお願いいたします。

なお、中石均氏1名のみが新任となります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時16分休憩

-----

〔全員協議会〕

-----

午前10時17分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時17分散会

-----

---

令和5年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年6月8日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	鈴木 貴君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	福永 朋宏君

高齢者支援課長	.....	下沖 祐二君	農業振興課長	.....	山田 正人君
都市整備課長	.....	井上 政和君	環境水道課長	.....	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	.....	細田 高広君	教育課長	.....	渡具知 実君
会計課長	.....	島田 美和君			

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を、質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位1番、楠原です。よろしくお願ひします。

4月29日に、恒例の早馬祭りが久しぶりに行われました。あいにくの天気となりましたが、たくさんの人出となったように思います。伝統的な祭りは、町内外から人を誘い込む力があると、今さらながら感じたところでした。

小雨模様の中、すばらしい郷土芸能の奉納が行われましたが、コロナ禍を挟んでも、各地区に伝わる伝統芸能が、確実に継承されているのを目の当たりにして、保存・継承担当されている方々のご苦勞に頭の下がる思いでした。このご苦勞の裏にあるのは、自分の地区、言い換えれば、おらが村に対する誇りであり、先人に対する思いがあるのではないかと思います。

このような思いに、町として応えるためにも、一日も早く、郷土芸能を指定文化財にする必要があると思っています。これについては、3月議会におきまして、他の自治体の特定の事例について、研究に着手したいとの答弁をいただいておりますので、確実な、そして早めの対応を期待しています。

それでは、通告に従って質問してまいります。

今回の一般質問では、三股の魅力について、観光振興施策の面から伺ってまいります。

県内26市町村で、本町の人口は8番目となっています。それだけの人口を有しながらも、町の魅力に関する発信状況については、物足りなく私は感じています。様々な方法で、本町の認知度を向上させることは重要であると思います。

先月末に12回目となる「まちドラ」が開催されました。演劇関係では、三股の認知度はそれなりに高くなっていると聞いています。このような認知度を高めるための努力をほかにもされてきているわけですが、これまで以上の観光振興で、町の認知度を向上させることが必要ではないかと思います。ひいては、それがふるさと納税にもよい影響を与えるのではないかと考えております。

資料の1を御覧ください。第6次総合計画の観光振興のところを抜粋したものです。

現況と課題のところで、通年型観光地としての魅力を発信する。施策の視点では、自然や人、物、おもてなしの心を継承しながら、特色ある魅力を融合させた観光地づくりを推進する。

そして、視察の基本的な方向の風土に触れる観光地整備のところでは、本町の自然資源や歴史的な資源、芸能など、三股の風土に触れることのできる観光をテーマにした誘客促進のイベントの実施により、三股の魅力をPRできる観光戦略を推進しますとあります。戦略とは、目指している理想と現状とのギャップを埋めるために、どんなふうに物事を進めるのかというシナリオのことではないかと思います。

観光地整備の面からの具体的な戦略、シナリオはあるのでしょうか。本町の魅力をPRできる通年型観光地としての具体的な観光戦略とは、どのようなものなのか伺います。

後は質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 観光振興について、本町の魅力をPRできる通年型観光地としての具体的な観光戦略とはというご質問にお答えいたします。

令和3年3月に策定しました第6次三股町総合計画の中で、通年型・滞在型観光地の整備を施策の基本的な方向としまして、そしてスポーツ・文化合宿の推進及び体験型観光の整備の2つの取組を推進することとしております。

具体的な内容といたしましては、町内の宿泊施設を利用して、合宿を実施する町外に所在するアマチュアのスポーツ・文化団体に対しまして、宿泊費の一部を補助するもので、令和4年度は5団体に補助を行っております。また体験型観光の整備に関しましては、令和3年3月に策定しました三股町立地適正化計画の中で、東部地域の長田地区を交流人口の増加と地域活性化を目指

すこととしており、椎八重公園や上米公園、長田峡といった自然環境を生かした景勝地やアトリエロードでの陶芸体験などを組み合わせた体験型観光モデルルートの方を検討しているところでございます。

ただ、ここ3年間のコロナ禍の中での行動制限によりまして、計画的に事業に取り組むことがなかなかできなかったところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、5月から季節性インフルエンザと同じ5類となったことから、国内外の人の流れも変わってくると思われまふ。今年度中に体験型観光モデルルートの策定を進め、周知を図ってまいりたいというふうを考えています。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今まで似たような回答をいただいているわけですが、ここで今回は特に通年型というところ、ここについて通年型というのは私とすれば、いつでもというような意味合いで受け取れる言葉ではないかと思っております。今のところイベント中心での誘客促進というのは積極的に行われていると思っておりますけれども、通年型とした場合に、どのような戦略をお考えなのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 失礼いたします。今のご質問にお答えをいたします。

通年型についてということでございますが、春には春まつりがございます。そして秋にはふるさとまつりを中心としたイベントを行ってまいります。その空いている部分、いわゆる夏であったりとか、また冬に関してどういったイベント等打っていくことができるかということがございますけれども、今、観光振興という部分でご質問いただいておりますが、そういう意味ではこの後にご質問をいただきますサイクルツーリズムとも関係をしてくると思いますが、三股町の風土に合わせたイベント等ではなくて、三股町の魅力を感じていただけるようなルートを巡っていただくようなものというのは、祭り以外でも地元の体験等を生かした、また自然景勝地を巡っていただくようなものというのは、特段イベントを打たなくても集客が望めるのではないかと、そちらのほうに年間を通じて力を入れていければというふうに、現在のところを考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問のサイクルツーリズムのところに入っていたわけですが、通年型、例えば椎八重公園を考えますと、つつじの時期を除いたら行く人はほとんどいない。休憩で、営業関係の人は休憩で使うとかですが、なんかもったいないんです

よね。あそこもつつじだけでなく、夏、秋と何か楽しめるような、いわゆる通年型ですね。椎八重公園のこっちから見て奥のほうに「輝天の森」ですか、あそこをこの間ちょっと行ってきたんですけれども、あそこを見ると通年型に近いような植栽が考えられてされていると思ったんです。

紅葉もありますし、もちろんつつじも桜も、この時期だったら新緑を思わせる紅葉とかですね。そういうような形で、輝天の森はまだメジャーな存在ではありません。三股にとっては。三股にとってメジャーな存在は椎八重公園だと思うんですけれども、そういうところを通年型にできないのか。

それから長田峡にしても、あそこは夏が一番メイン、そして秋が今ライトアップ、そういう時期になると思うんですけれども、そういうものを堂々とPRできるような、そういうふうになるようにするのが、この総合計画の中の通年型観光地としての魅力を発信することになるんじゃないかなと思うんですよね。

この総合計画、もう前期もそろそろ終わると思うんですけれども、前回は第5次総合計画の文化財のところ、ちょっと極端な私は表現をしまして、うそが書いてあるんじゃないかというようなことを言いましたけれども、今回もここが同じようなことにならない、そういうふうをお願いしたいと思うんですが、残りの期間でのいわゆる戦略ですね、理想とするところと現実のギャップをどのようにして埋めるのか、そこを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

観光とはということで辞書で調べますと、他の地域や国を訪れ、自然の風景や食べ物、文化や史跡に触れることとなっております。今、楠原議員おっしゃられました「輝天の森」とか、今活用がなかなかできていないような地域を再発見をして、発掘をし、また発展をさせていく、こういった視点、非常に重要であり、大事であるというふうに考えております。観光振興という部分では、そういった課題も見つめながら前に進めていければと思います。

先ほどからご指摘があります総合戦略の中の、先ほど言われたギャップというものをどういった部分で捉えているかというところなんですけれども、現在、総合計画の中で課題についてという部分の文章がございます。ちょっと読み上げます。「本町の魅力を備えた観光拠点の整備に向け、自然との融合を図りつつ、ICT等の先端技術を活用した戦略性のある効果的な情報発信を進めるとともに、おもてなしの心を持って観光地づくりを推進することが必要である」。この部分が課題として挙げられております。先ほどからもご指摘がありますように、ICT等の先端技術を使った情報発信、こちらにもしっかり力を入れて、今現在埋もれている観光地化する部分をしっかり観光協会とも、各種団体とも連携を取りながら推進できればなというふうに感じております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほど自然景勝地とか、今課長のほうで史跡とかありましたけれども、それを観光地としていえるのかどうか、いえるような状態にしていきたい。この総合計画の中に、私は先ほど演壇のほうで読み上げる、私の作った文書を読み上げるときに、わざと観光地とゆっくり読みました。観光地づくりということを、もうちょっと展望を抱いて、今だけじゃなくて5年後、10年後と段階を踏んではっきりと観光地といえるような形に持っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

観光地づくり、観光地の整備ということにも言い換えられるかもしれませんが、ここ数年では着地型観光ということで、いわゆる東京から宮崎に観光に来るとした場合に、東京のほうから発案、東京のほうがいろいろ考えて、宮崎というのは名所がこういうところあるよねということで作り上げるのが着地型とは反対の発想でありまして、着地型というのは来ていただく側がこういったところを見ていただきたい、こういったところを感じていただきたいというふうに作り上げていくのが着地型観光であろうというふうに思います。

そういう意味では、いろいろな設備、整備がある意味整っていない部分も、ほかの地域、三股町以外、または宮崎県以外のお住まいの方というのは、どこにどういった魅力を感じるのかということ、我々も想像がつかないところが実はたくさんございます。そういう意味では、お金をかけた整備というのはできないかもしれませんが、そこをありのままの部分をしっかり伝えていくということも大事なというふうに感じております。

とはいえ、やはり足場が悪いとか、通行が悪い、もしくは中まで入って見に行けない、こういったところについてはしっかりと捉えて、順次進めていく必要があるだろうというふうに感じております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしくお願ひいたします。もうちょっと入り込みたいですけれども、まだまだ先に準備しておりますので。

続いて、資料の1を見ますと、今ちょっと答えていただきましたけれども、サイクルツーリズムの検討ということなんですけれども、この前の答弁で、田の神さあを巡るコースなど、3コースを考えていると答弁がありました。

目指すサイクルツーリズムの全体的な姿、どのようなものを検討されているのかですけれども、

今もちょこっとありましたけれども、サイクルツーリズムの典型的なものとして挙げられるのは、周遊ルートを整備することではないかと思うんですが、前も言いましたけれども、点を線にすること、点となるべきところを観光地とした場合に、今ずっと申していますように、現在の整備では不十分であると思っております。

三股の見どころをどのように周遊ルートとして結びつけるのかという段階に、今来ているのではと思っております。3コース以外にということも含めてですね。その周遊の中に体験型観光も当然含まれてくると思いますけれども、総合計画に乗ってから大分日が経ちますので、幾らか進んでいるのではないかと思います。目指すサイクルツーリズムの全体像及び体験型観光の具体的な形について、その進捗状況を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいま、目指すサイクルツーリズム、体験型観光の具体的な形はというご質問にお答えをいたします。

令和元年9月に、県は宮崎県自転車活用推進計画を策定し、経済的で環境に優しく健康にもよい自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することとしております。

また、昨年、一般社団法人、都城観光協会と協力をし、サイクリングマップ都城の中で、四季を味わう溪谷コースとして、イオン都城ショッピングセンター発着の距離37.46キロメートル、想定走行時間3時間のコースを作成し、矢ヶ淵公園内にかかる梶山橋、眼鏡橋や長田峡などを巡り、陶芸体験も盛り込まれているものが発行をされてございます。

町としても、議員ご指摘のように総合計画の中にサイクルツーリズムの検討を掲げております。観光協会や関係団体と協議をしながら、現在、先ほど3つというふうにおっしゃっていただきました、もう1ルートを加えて、今4ルートの検討をしております。

そちらにつきましては、町内の三股駅発着によります梶山・長田方向へ約20キロのルートを検討しているところでございます。今年度の早い時期に公表し、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、体験という部分につきましては、陶芸教室がやはり主になるというふうを考えておりますが、そちらのほうを体制を進めていきたいというふうを考えております。また、それとは別に、町内でのサイクルツーリズムとともに、霧島や志布志、鹿屋といった方面へも足を伸ばせるような広域的な提案も併せて、今年度検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 分かりました。今年度、早い時期に周知をされるということですが、これは周知する対象を伺います。



○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。周知する対象といたしましては、サイクリストと呼ばれます人口が徐々に県内でも増えているということで、先ほどの令和元年9月の時点での数字を見ると出てございます。

その中には、県内でも人口に占める自動車の所有率が50%に迫るといふふうに数字として出ておりますので、そういう意味ではできるだけそういった協会とかですね、そういったところにまずアプローチをし、さらにはホームページ等で周知を行っていきたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 町内の方々への周知というのは考えてないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。町内の方々はもちろん、広報、回覧等も使いながら周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ここにサイクルマップというのが、九州全域のを頂いてきたんですけれども、この盆地が入ってないんですね、コースに。

今、近隣地域とどうのこうのと言われましたけれども、特に都城市と三股がリーダーシップを取って、この盆地内の九州に、全域に向けてのサイクルマップ作りというのをされてもいいんじゃないかなという気もしたんですけれども、自転車に乗るサイクリストだけを対象とせず、こういうことをやることによって三股町の皆さんに三股の魅力をもう一回見てもらおう。

サイクリストという人たちの存在が、そこまで大きな塊とないとしても、こういう公の機関が作ったマップにうちの近くが乗っている、もう一回行ってみようかなというので町の中の人の流れというのはできるんじゃないかなと思っております。これも活性化につながるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問のほうに行きますけれども、数週間前の土曜日に三股駅のところで折り畳み自転車を組み立てていらっしゃるご夫婦に遭遇しました。このご夫婦は宮崎から来られたということでしたけれども、そのときに観光案内所はありますかと聞かれたんですね。駅ですから、よかもんやのほうにいろんなパンフレット等があるんじゃないかなと思っていきました。そして、頂いたのが三股が作っていますガイドブック「A Short Trip to Mimata」というのを頂いて、その方々に渡して、渡しながらの簡単な説明をしました。

その際に、今はちょっと変わったようですが、都城市、駅にありますね、観光協会がありました。高原町、駅にありますね、観光協会、そういうものがあれば誰でもが利用しやすい場所としての観光協会があればなと思った次第でした。せっかくよかもんやにガイドブックがあり、それからサルカンではなかったんですね、確か。もう終わったのかもしれませんが、三股を案内するような何かがあそこに置いてあるのに、そこにあるということが分からない。

そこで、三股の観光協会というものは、外部に開かれたものなのか、一般町民、それから町外の方々、そういう方が利用しやすいものなのか。それから、観光協会というのは1年を通しての活動、どのようなものがあるのかと疑問に思ったところなんですけれども、そういうことについて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、観光協会の役割、外部に開かれたものか、利用しやすい体制か、1年を通しての活動はというご質問にお答えいたします。

三股町観光協会は、会員相互の連絡・協調の下に、観光物産事業等の振興を図り、本町の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するための事業として、8つの事業を次のように定めております。

1つ目が、観光資源の調査・研究及び開発・保存。2つ目が、観光の宣伝及び観光客の誘致。3つ目に、町内観光施設の整備促進。4つ目に、町内製品のPR並びに販売促進。5つ目に、桜まつり、つつじまつり、早馬祭りの主催。6つ目に、観光パンフレット等の企画・立案。7つ目に、郷土芸能の保存・育成及び史跡の保存への支援・協力。8つ目に、その他本会の目的達成に必要な事項となっております。

現在の会員は、町内の事業者を中心に39の個人と法人が加入をしており、事務局は役場企画商工課内でございます。

今、議員からご発言がありました物産館よかもんやにつきましては、観光やイベントの情報発信拠点と位置づけをして、土日も含めて今、現在対応していただいております。

とはいえ、なかなかよかもんやがそういう拠点であるということの認知度、またそういったものが分かりにくいというご指摘もございましたが、現在ではよかもんやをそういう位置づけで、情報の発信拠点と位置づけているところでございます。

1年を通しての具体的な取組といたしまして、春まつりの実施や観光協会オリジナルのドキドキみまたポロシャツの販売のほか、ホームページ上の古い情報を随時更新し、インスタグラムについては、昨年度66記事、月平均で5.5回の投稿を行うなど、情報発信も積極的に行っていました。

また、昨年10月には、三股中学校1年生の総合的な学習の時間に、三股町について学ぶ、観

光、自然と題しまして、町の魅力を紹介するとともに、中学生と一緒に学ぶ機会を設けさせていただきました。本年2月には、中学生自身の研究の成果を発表されたと伺っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） まず、今、よかもんやが観光案内とか、情報発信拠点となっているということを言われたと思うんですが、どこにも書いてないんですよ。誰に対してそれを今言われたのか。一般町民の方々だったら、そこに案内所というような表記があるべきであると思うんですよ。まず、ないから私もそこに行って聞いてくださいと言えずに、自分で行って資料を集めて紹介したということなんですよ。

じゃあ、誰に対してそういう機能をもたらしているのかということ考えた上で、それなりの、それこそ案内をしておかなければいけないのではないかなと思います。まず、よかもんやに観光案内所、表現はいろいろ違っていいんですけども、そういうような表記をすることは可能でしょうか、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

物産館よかもんやでのそういった表記が可能かどうかということですが、今、即答できる情報を持ち合わせておりませんので、協議をさせていただければなというふうに思います。

とはいえ、今おっしゃられましたように、誰に対してそういった情報を発信しているのかということでございますけれども、やはり主には町外からいらっしゃる観光案内を欲しておられる方に向けての情報ではないかなというふうに思いますので、よくよくここは検討させていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 課長のほうで、先ほど観光案内のような役割を担っているといわれましたので、そうであるんですよ。ですから、前向きにそれについてはお願いしたいと思いますし、三股の人でありながら三股の観光地というか、魅力のあるところというのをご存じでない方もやっぱりいらっしゃいます。

だから、観光情報発信というのは、町外だけに特化したものでなくて、町民2万5,000人の方々に対してもやるべきことではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。今、議員のご指摘のように、町内で住んでいる我々自身が町内の史跡だったり、いろんな魅力をやはり見落としがちということは十分

考えられます。

今、議員のご指摘のとおりだろうというふうに思いますので、そちらも町内外含めて、情報発信、案内板等の設置について検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしくお願ひいたします。資料の今度は2を御覧ください。

昭和36年発行、昭和60年発行の町史、そして新しい町史、平成31年発行の町史から、観光のところを幾らか抜粋したものです。昭和36年、三股町史を見ますと、下線を引いているところですが、いかなながら三股町では、まだ観光事業への英断的な投資はなされていない。そして観光地として掲載されているところが、長田峡つつじ公園、上米公園、大平公園、田尻冷泉、もう田尻冷泉がどこにあるんだろうと。ここと今言える方、どれだけいらっしゃるでしょうか。

大平公園は最近また復活してきたから、分からんでもないですけども。昭和60年発行の町史を見ますと、ここには打って変わって、観光資源は随所に見ることができる。明るいですよ、なんか。

観光協会の役割、今8つあると言われましたけれども、ここに既に1、2、3、4と、5、6、下線を引いているところを、後で言いますけれども書いてあります。31年発行のものでいきますと、ここには三股町観光協会は商工会が中心となると。ちゃんと書いてありますね。

2行目に、企画商工課内に事務局が置かれている。そして、役割として私が赤で書いているのが、観光資源の調査・研究及び開発・保存。4番目に、郷土芸能の保存・育成及び史跡の保存と書いてあります。ここまで来て思ったんですけども、観光協会が郷土芸能の保存・育成及び史跡の保存に、どのような役割を担えるのかなと思ったんです。

これは通告の中に、観光協会に役割と書いてありますので、それに関連して今質問しようと思っているんですけども、3月議会でも文化財の活用状況について尋ねた際に、教育委員会や観光協会などと連携し、その取組を進めたいとの答弁がありました。それ以外でも、観光協会との連携について取り上げられました。

先ほど課長の答弁の中にも、観光協会と連携しというのがありましたけれども、この際の連携する観光協会とは、その役割の一環として、どのようなことを指しているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。今、ご指摘をいただきました新しい町史の中で丸、資料でいきますと4番、郷土芸能の保存・育成及び史跡の保存というのがございます。こちらを私のほうも調べをいたしまして、三股町観光協会会則というのが実はございます。

そちらの第3条に、この1から8までの、それぞれの事業が明記してございます。

その中の、第7号ですけれども、こちらに郷土芸能の保存・育成及び史跡の保存への支援協力という、実は「への支援協力」という文言がございます。町史の中では、保存というところで止まっているんですけれども、会則の中をよくよく見ますと、保存への支援協力という文言になってございます。

こちらの規定によりまして、郷土芸能であります、ふるさとまつりや早馬祭りなどへの各種イベントへの出演、また史跡につきましては、観光協会の公式ホームページで紹介することや、史跡を巡る観光ルートの検討など、こちらの保存を側面から支援しているというのが、実情ではなかろうかというふうに感じております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今ので納得できました。前面に立っての保存・育成、史跡の保存ではないということですね。側面からのということなんですね。それが書いてあれば、今回は出さなかったんですけれども。

本町の観光を担当している部署は、企画商工課の商工観光係となっています。この商工観光係の事務分掌及び事務内容の中を見ますと、その中で観光に関すると思われる部分が、モノづくりフェアに関すること、商工観光に関すること、ふるさとまつりに関すること、観光に関すること、観光協会に関すること、春まつりに関すること、合宿誘致に関すること、自然公園に関することになります。

これを読みますと、イベント中心の観光振興については、具体的に取る体制が理解できます。しかし、観光地整備の面から見ると、その具体的な姿が浮かんできません。今言われましたけれども、観光地とは一般的に名所旧跡を上げることが多いと思います。総合計画の中でも、自然資源、歴史資源、三股の風土とあります。これらの資源を開発し、整備することが、いわゆる観光地整備、そしてそれが通年型観光地への取組につながると思うのです。

そういう取組とイベントを実施して誘客を促進することとは、分けて考える必要があると思います。様々なイベントや祭りと合わせて、名所旧跡の整備など、バランスのとれた観光振興が必要ではないかと思うのですが、これに対して企画商工課として、どのような取組が、観光協会と合わせて、どのような取組ができると考えているのでしょうか。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

観光協会の現在の役員といたしましては、会長がお一人、副会長がお一人、幹事が4名、そして監査が2名の8名でございます。

現在、企画商工課内の観光協会の事務局を担っている職員につきましては、事務局長が1人、私、課長がなっております。また、事務局員が4名ということで、合わせて5名います。

先ほど申し上げましたように、39の個人と法人が会員というふうになっております。そういった意味では、企画商工課が主というよりは事務局という体制の中で、今、議員のご指摘のありました名所旧跡を保存していく、開発していく、そういった部分につきましては、観光協会と一緒に、企画商工課が主になってというよりは、観光協会を主にさせていただきながら、こういった整備の体制をとることが必要ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 史跡とか、史跡の類いで私が好きなのが用水路なんですけれども、いろんな用水路が歴史的にたくさん三股にはあります。すばらしいなと思っているんですけれども。

したがって、そういうものも観光地の一つとしてカウントできるのであれば、企画商工課ばかりでなくて、教育課、都市整備課、農業振興課など、課を横断した取組というものが必要ではないかと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか、これに関しては。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この観光地というところ、要するに公園、そしてまたそれ以外の景勝地、そしてまた郷土芸能、それぞれの各課が、それぞれの担当として、この保存整備にあたってというふうにご理解いただければと。

例えば、用水路だったら農業振興課のほうで、維持管理のまとめ役というような形になります。そしてまた、公園等は都市整備課と、そしてまた史跡等については教育委員会、そのところが連携しながら、この必要に応じて取組を進めていると。というふうにご理解いただければと。

要するに、連携しながら、そしてまたその必要性に応じて、また予算等配分しながら維持管理、そしてまた整備に取り組んでいるというふうにご理解いただければと思います。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、答えていただきましたけれども、維持管理についてはそれぞれの課が、担当課が行うということですね。取りまとめるのが、この場合、観光地として取りまとめるのが企画商工課というふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） もうちょっと分かりやすく、理解ができなかった。

○議員（8番 楠原 更三君） 観光地整備、観光地振興とか考えた場合に、今、例えば用水路とか、史跡とか、そういうのはそれぞれの担当課が維持、管理、整備を行っている。それを観光地として取りまとめるときの取りまとめが、企画商工課という理解でよろしいんでしょうかと質問したところでした。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） まず、先ほどから出ております観光地づくりということでございますけれども、私はまず観光資源づくりということかなというふうに思っております。

その観光資源というのが、遺跡であったり、用水路であったり、公園であったりすると。それは各所管課が整備、維持、管理を行うと。それをまとめてルートとして、こういうルートで回れますとか、PRをしたりとか、議員がおっしゃるまとめということだろうと思いますけれども、それを行うのが企画商工課の役割ではないかというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私は、総合計画の中に出てきている観光地づくりという言葉について言っているわけですから、観光資源づくりなんてそういうのは一切ここには出ていませんので、それは了解してください。

次に移ります。人材バンクの実態について伺ってまいります。

地域活性化には、人材の確保が欠かせません。これはもう当たり前のことでしょうけれども、どの地域にどのような人がいらっしゃるのか、行政としても、地域としても把握しておくことが必要ではないかと思えます。

資料の3を御覧ください。

町の第6次総合計画第5章、施策の大綱、基本計画の2から抜粋したものですけれども、一番最初に人材の要請と活用とあります。そこには学校を核とした地域力の強化を図る、様々な分野で培った知識や技能などを習得された人材を発掘しとあり、また人材バンク登録は多様な支援に対応できるよう掘り起こしに努めますと続きます。

人材を発掘する掘り起こしに努めますとありますが、個人情報関係や定年制の延長の関係もあり、その活用を含め簡単なことではないと感じます。

そこで、まず人材バンクの発掘状況について伺います。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 人材バンク発掘状況についてのご質問にお答えします。

まず、教育委員会では、生涯学習の推進といたしまして、人生の段階に応じてその特性や課題を考慮し相互の関連を考えながら、生涯学習支援を行っているところでございます。

学びの場を提供する一例といたしまして、生涯学習教室のワクワク教室が上げられ、その指導者を毎年募集し、講師リストとして把握しているところでございます。

例年4月に発行される「生涯学習みまた」にて、この教室等の情報としてご案内しています。今年度の指導者といたしましては42人、生涯学習教室が25人、少年団の指導者が17人、団体としては44団体、生涯学習教室が18、少年団が17、そしてチャレンジクラブが9人が活

動し、随時の問合せには柔軟に対応し生涯学習の支援を行っているところです。

また、地域学校協働活動事業としての学校サポート事業がございますが、これは学校が支援を希望する活動について、地域のボランティアの方々に応援いただくものとなります。

昨年度は、勝岡小学校の総合的な学習の時間に、地域の4名の方に講習をお願いしそれぞれの職業の話をしていただきました。先ほど紹介しました「生涯学習みまた」において、この登録ボランティアの募集を案内しているところでございます。

今後も各方面での情報収集に努め、町民のニーズに即した人材発掘に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 平成30年3月議会で、地域づくりの後継者を育成していくことは重要であるが、そのリーダーを育てる人材育成プログラムとなると時間をかける必要がある。予算や内容を含め関係課と協議したいとの答弁がありました。5年経過しています。人材育成プログラムはどうなっているのか気になりますけれども、その際に今、細かく伺いましたけれども、同じときに人材バンクの状況として講師として36名、活動団体について66団体、小中学校のサポート面で48団体、個人は100人以上登録していると答弁されております。

そういう中で、先ほども言いましたけれども、人材バンクに登録された方々を多様な支援に対応できるようにというのがありましたけれども、資料の4を御覧いただきますと、活動分野のところに地域社会でまちづくりコミュニティというのも活動項目の中に入っております。

今、学校のサポート関係が今、教育課長言われたのは中心ではないかと思うんですけれども、これをこの地域づくり、まちづくりコミュニティづくりに活躍していただけるような人材というものは、中には組み込まれていないんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） また、今、言いました方々については、地域の様々な活躍されている方を登録しているということで、学校の支援の中心にはされているんですけども、それから広がって、またそういう地域づくりなんかに発生する可能性があると思います。

また、先ほどを申しました「生涯学習みまた」、こちらの教室についてもそれぞれの生徒の方がそれに参加して、そこでいろんなコミュニティというのができます。それを通して、また地域づくりに寄与できるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 時間となりましたので終わりますけれども、この地域づくりコミ



ユニティづくりの中に、民生委員の方々の活動というものも加わるんじゃないかなと思って、次の質問を考えておりますので、また後でお願いしたいと思います。途中で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 予定されている50分という形になっております。

それで、次の発言者の時間と重なりますので、楠原議員の次の質問については、内村議員の一般質問の後に行いたいと思います。

これより11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。通告順位2番、新坂哲雄です。

今朝方のNHK放送から見ていまして、「管理されていない空き家について、今国会で特例から外す法案が可決されました」という報告がありました。並びに、コロナのほう収束状況の中で、中国で9波が発生しております。中国からのマスクなし訪問者が多くなっていて、感染予防が必要と思います。

さて、本題に入ります。

1番目の質問に入りさせていただきます。

くいまーる交通についてお伺いをいたします。デマンド交通計画はいつ頃予定しているのかを伺いたしたいと思います。後は質問席で質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） デマンド交通計画はいつ頃予定しているのかの質問の回答の前に、まずは、令和4年度に策定しました新たな三股町地域公共交通計画に基づいた運行に関しまして、6月5日の三股町地域公共交通会議の結果を踏まえた令和5年度取組についてご説明いたします。

今年の8月までには、くいまーるの路線再編計画（案）に対する住民への説明及び実証実験の準備を行い、9月から10月初旬にかけて実証実験を行います。そして11月上旬までには実証実験の結果を踏まえて、三股町地域公共交通会議において、路線再編計画（案）の見直し修正を行い、新たな路線計画を設定する計画でございます。

そして、令和6年の1月から住民に対する新たな路線の周知を行い、並行してバス停の製作、時刻表の印刷等に取り組むことで、令和6年、来年の4月から本運行を目指しているところがございます。また、新たな路線計画につきましては、12月議会にてご説明申し上げたいというふうに考えております。

以上のように、令和5年度、今年ですが、路線再編計画の策定と令和6年4月の本運行を目指すことを主たる目的として進めてまいります。

ご質問のデマンド交通計画に関しましては、三股町地域公共交通会議において、令和6年度の検討と実証実験を踏まえ、令和7年度の運用開始を目指して取り組んでいく考えでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま町長の方から報告がありましたが、以前に計画をされてから結構時間がたっているわけですが、やっぱりその経過についてあまり時間がかかり過ぎではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現場の交通計画の前に、このスケジュールについてなんですけども、昨年度、この新たな本町の交通計画の策定ということで、議会のほうでも説明をさせていただいたところございまして、今のところ何らスケジュールどおり進んでいるわけございまして、本運行というところに関しましては、一応、基本となる町内のくいまーるバスの運行というのを示した、それを実証していくということでありまして、それに付随してこのデマンド交通というのを6年度実証実験等も踏まえながら、平成7年度の運用開始を目指すという形で今計画をしておりまして、何ら計画にずれはないというところを感じております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ほかの市町村では既にもう実行しているところがあるので、早めに本町も率先して取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 質問になってないけど、質問なので質問の形式を取らないと答えようがないですよ。クエスチョンマークをつけてもらわないと、どうですかとか。

○議員（7番 新坂 哲雄君） その辺を伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど述べましたとおり、町長が申したとおり、デマンド交通については、平成6年度に実証実験計画等を立てつつ平成7年度の本運行を目指して進めていきたいというふうに考えています。

なお、デマンド交通なんですけども、これは意味として、やはりその要望に応じたという意味合いでありますので、町内でデマンド交通を必要とする地域、そういった路線、そういったものを検証してから、民間との事業所とも協議をしつつ、こういった形がいいのか、そういったところを示しながら平成7年度の運行を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私がなぜ急ぐのか言いますと、高齢者の方は、今のくいまーるのバス停まで行けない人が、足が悪いとか車の免許がないとかいうことで歩けないとか、そういう訴えが結構あるものですから、急いでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） だから要望で終わっちゃったら答えはないですよ。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 利便性を図ってもらいたいと思いますが。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今の新坂議員がおっしゃったとおり、そういった足の不自由な方々とか、なかなかバス停まで足を運べないというというような状況も十分承知をしております。

そういった方々をどういうふうに助けていくかというのも、一つのデマンド交通の在り方というふうに思いますので、その点は先ほども申しましたとおり、令和6年度にそういったところの意見等も聴取しながら、方向性を決めていきたいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま報告がありましたように令和6年度ということですが、できるだけ早くデマンド交通が実施されるよう願っております。これでこの件は終わります。

2番目は、高齢者免許証の返納ということでありましたので、先ほど答えていただきましたので、次に、農業水利についてお伺いをいたします。

長田地区表川内水路に水が来ないが、県と協議ができたのかをお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 長田地区の表川内水路に水が来ないが、県と協議はできたのかのご質問についてお答えいたします。

当該農地は、お一方の農家が耕作している水田73アールであることを確認いたしております。この水田で利用する水は、県が設置しました表川内砂防堰堤の上流部から取水しており、令和3年11月砂防堰堤が竣工した時点において、取水口から下流に新設いたしました管理ますまで通水したことを確認いたしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ちょっと話が食い違うかも分かりませんが、ダム工事をやったところにはやっぱり問題がなかったのかということではありますが、水利組合とか消防団で対応したと思うんですけど、解決策にならなかったと思うんです。

一つ考えられるのは、砂防が約1メートルか2メートル、ダムをかさ上げしましたよね。そのときユンボでほじくったから底が抜けたのかなと思っておるんですけど、下流のほうには水が来るんで、近場が水がないですよ、不思議な状況ですけど。それでこの後の問題も兼ねていますが、そこを何か対策は取れなかったのかなと思っておりますが……。

○議長（指宿 秋廣君） 今は今の②番ということですかね。

○議員（7番 新坂 哲雄君） まあ、1番と2番は兼ねておりますので、そこを聞いてください。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） ただいまのご質問ですけれども、2番のダム工事を行ったのが原因ではないのかということで承って、ご質問について回答させていただきます。

先ほど答弁いたしましたように、令和3年11月の時点で通水したことを確認しており、砂防堰堤工事を行ったことが原因とは考えられません。

先ほどご指摘があったんですけども、先日、耕作者の方と多面的機能支払交付金を受けている長田地域資源保全会の会長の立会いの下、現地確認を行ったところ、昨年9月17日から9月19日において、本町に大きな被害をもたらしました台風14号によって、上流部から流れ出た大量の土砂が堰堤に堆積し、取水口までの暗渠管と取水ます内などに土砂等が入り込んだことが原因ではないかと、現地で確認しております。

また、当事者耕作農家の方も、台風14号で来た土砂がその影響だということで証言をされました。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ご指摘になった要件はよく分かるんですけど、本来ダムから水が落ちないといけないわけですよ。下のほうで水が漏水しているから水がかからないわけですよ、はっきり言って。そこ辺がちょっと食い違いがあって、部落の人たちもやっぱ不安に思っているんです。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 場所を私も確認いたしました。その砂防堰堤の上に取水口、いわゆる川から来た水を取り入れて、そして下の管理ますまで暗渠の管によって通すという形になっております。

つまり、上の堰堤に取水口という入り口があるということで、その台風が来るまではきちっと

その堰堤の上の取水口から、下のますまで水が来ていました。ところが、その台風の影響によりまして土砂が来て、そして取水口、水を取り入れるところに落ちたりして、たまって、それが原因で下の管理ますまで水が行けなかったということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 県のほうにも、私はそのダムのところにも山を持っているものですから、土があんまりたまって山のほうに水が来るものですから、それを県に伺いましたら、砂利を上げたらどうなのと言ったんですけど、これは上げられないということでありましたので、以前は何年かおきに砂利を上げて水がいっぱいたまる状況だったんですけど、今はもう何のためにダムがあるのかわからないくらい土が埋まっていますよね。今後は農作業に影響は今後ないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） そもそも砂防堰堤というのは、そういった砂利が下のほうに下流に行かないようにということで、その砂利を止めるというのが砂防堰堤でございます。

現在、満杯であるというようなことですが、今はきちっとそういった上から来る土砂、砂利そういったものを止めているという状況でございます。確かに、多くたまっていることが、その取水口に砂利等が入り込んだ原因ということでもありますので、この部分については確認いたしております。

また、県のほうでその砂利を取っていただけないかということですが、状況等を見まして、あまりにも堰堤を超えるような砂利、土砂等が堆積するということが確認された場合においては、もちろん町としても、この分については県への要望はしていきたいというふうに考えております。

○議員（7番 新坂 哲雄君） この原因は私もちょっとつかめないんですけど、堂々巡りになるのかなと思っていますけど、今後にやっぱり農地に水が来るような施策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁が要りますか。要らなければ引き続き、どうぞ。

新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 次に、保育料無料化についてお伺いいたします。

財政力の高い自治体や独自の給付事業を行うなど地域格差が起きているが、本町として最低限の取組はいかが考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 保育料の無料化について、本町の取組をお答えいたします。

同じ生活圏域内で保育料無償化が実施され、保護者の中には同じ対応を求める声、社会福祉法

人の中には園児減少を不安視する声があります。そして町では出生数の減少が顕著であり、年少人口が自然減となりつつあります。

これに転出者まで増加すると年少人口が社会減ともなってしまいます。直面する課題への対応として若い世代に子供を設けてもらい、そのような傾向に歯止めをかけるため今年9月から子ども・子育て支援新制度上の第一子の保育料無償化を実施いたします。

人口減少、少子化対策として検討した結果、やはり子供が増えるためには、まずは負担の大きい第一子の保育料を軽減し、子供を設けてもらうことが重要であると考えました。

この事業を町内の教育保育施設の代表者にお示しし意見を伺ったところ、全てではなくても取り組んでもらえるだけでもありがたいとの声をいただいたところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま報告を受けましたけども、この前のアンケートから見ますと、隣の都城市から比べるとやっぱり格差があるわけですけど、最低限の施策を考えないと、このまま人口が定着するのか、どんどん流出していくのか、その辺を心配しているんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） もう一回、分かりやすく私でも分かるように。

○議員（7番 新坂 哲雄君） アンケートの結果を見てですけど、三股町の年長組だけでしょう、その差を埋めるために施策はどう考えられるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩いたします。

午前11時20分休憩

-----  
午前11時22分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほど本年9月からは第1子ということでお答えいたしました。今後このような事業をどのように展開していくかというところもあると思うんですが、当然進めてみての財源的なところを見ながらとなると思うんですが、拡大する可能性ということで、さらなる子育て支援策として考えられる部分としては、現在2分の1となっている第2子の保育料の軽減、ちょっと管轄外ですが、小学校給食費の軽減というところがあると思います。そこをどのように順番を持ってやっていくかというのは、また今から先の検討になると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 財政が豊かじゃないのであまり無理は申しませんが、施策が都城

と近いところでおるところで市町村で格差がつくことは、やっぱり定住の心配をするわけですよ。そういうところを重く見て、財源も厳しいんですけど、そこ辺も詰めた話をしていかないと、これは実施が不可能と私は考えるんですけど、これ将来的にずっとでしようけど。中学校については、国のほうで今後今検討されていますから無料化はなっていくのかな。あとは三股の財政負担も少なくなるのかなとは考えておりますけど、そういうことをやっぱり他市町村と格差がつくことは、人口流出になっていく可能性がありますので、そこを私は心配して言っているわけです。

その件はそれで終わります。

財政面についてお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 財政面から考えると、3歳児未満の保育料無償化は独自の単独事業となりますので、自主財源でその財源を賄うことになります。税などの新たな町民負担を考えていないことから、自主財源のうち、地方税等の自然増分、ふるさと納税による寄附金及び繰入金が主な財源になると考えています。まずは歳出において、各事業について見直しをできるものは内容等の精査を行い、歳入面では積極的にふるさと納税の増額確保に取り組み、財政調整基金への依存度を下げていくことが必要と考えております。

昨今、大きな自治体と小さな自治体との地域間格差が生じている部分もありますが、生活圏を同じくする住民への行政サービスはできる限り同じサービスを提供したいと考えておきまして、今後も財政状況を見据えながら、残された課題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま財政課長から報告を受けましたので、よく分かるんですけども、できるだけ財政が豊かになるように、赤字をやっている部署もあると思いますので、そこ辺も見直しを検討されていってほしいと思います。

次に、ふるさと納税、今後の推移についてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） それでは、ふるさと納税の今後の推移についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税の令和4年度の寄附額は、目標の3億円に対しまして、実績は1億9,303万4,500円となっております。令和5年度の寄附額目標は、昨年度の目標3億円を目指しつつ、さらなる上積みを見込み4億円としているところでございます。

令和5年度4月の寄附額は736万6,000円で、前年度の549万6,000円に対しまし

て1.34倍となっているところです。今後の寄附額がどのように推移していくかは分かりませんが、保育料無料化を含む子育て支援の重要な財源として、目標額を達成できるように取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま報告ありましたけど、計画はよく毎年聞くんですけど、成果がなかなか見えてこないと思っておりますが、あらゆる面で、ふるさと納税の予算を上げておられますけど、当てになるんですかね、こういう政策が不安定じゃないですか。その辺は今後の取組はどう思われるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 制度の話、それとも収入の話、どっち。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 成果が上がらないので、何か手を打っているのかということを知りたいんですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 制度じゃないの、はい。ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 昨年度の取組として、ポータルサイト、寄附の受入れ窓口となるサイトを追加したり、事業者だったり返礼品ですね、そのバリエーションを増やしたりということはしていきまされたけれども、この3つにつきましては、今後も引き続き事業者を増やし、返礼品を増やして、寄附者の方に寄附をしてもらえるようにしていきたいというふうには思っておりますし、また情報発信ですね、ウェブでの広告とか、そういう形で、より寄附額が増えるように取組は今後も進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 本町の大切な財源になり得るわけですので、ここにもうちょっと力を入れないと、ここ数年見てますけど、全然評価が上がっているという判断してないんですよ。だから、何でもふるさと納税を当てにしたようなことで、何だかんだ事業を考えて問題上がってきますけど、もうちょっと本町よりか少ない市町村が三股より売上げ上げているわけですから、本町は何をしているのかと外部からも言えますよ。

やっぱり、ふるさと納税係ばかりが心配するんじゃなくて、町全体で盛り上げる方向でいかないと、やっぱり人任せのような政策をやっちゃったって何も成果は上がってないじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そこ辺を考えてもらいたいと思います。

以上で終わります。ご苦労さんでした、ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時まで本会議を休憩いたします。



午前11時29分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、山中議員。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） こんにちは。どうも。すいませんね。一般質問をどうしようかなと思ったけど、質問せんとやっぱりね、議員が思うちょることはどどん言わんといかんと思っているから、よろしくお願ひします。

数か月前ですかね、はっきりは忘れたんですけど、ちょっと三股郵便局で町民の人に会いました。私はマスクをしてるから今は分からんとです。相手は私のことよう知っとて、いろいろ世間話をしよっとて、まず世間話ですから、そしたら、そのおばちゃんが、私よりか一つか二つ上みたいな感じの人で、何と言われたかというのは、「私は、三股の議会の一般質問、議会だよりで隅から隅まで読んでいますけど、山中さん、三股は合併したほうがよかったですね」ち、そげん言いやっただす。そして、「言ったけど、このまま大丈夫ですかね」と。というのは、「一般質問を隅から隅まで読んでるけど、三股の将来像、三股はどういう町にしていくのか、そういう何か大局的な意見が一つもないですね」と言いよったです。「本当に、三股町は大丈夫なんですか、合併せんかってよかったよかったとみんな言ってるけど」、それに私も答えて「自主自立でいくように頑張っていくますから、よろしくお願ひします」と言った。

そういうことも含めて、もうこういう行政や議員なんかに本音を言う人はいないかも分からんですけど、本当に町民は1市4町で合併したのに三股だけしなかつたの大丈夫だろうかいと、大丈夫なことなだけで、そういうのを大丈夫、三股は自主自立で行きますということをやっぱり、議員の皆さんは努力が足らんかったと思います。本当に町民に安心してくださいと、三股町は自主自立でやっていきますからということと言えるように、いつも町民と接しないといかんをつくづく思いました。

それで、私も何でそういううわさが出るかと言うと、やっぱりそれだけはっきり言って都城が今、物すごいやってますね。だから、ああいうのはもう隣接しとるから三股町にはよう分かるんですよ。本当、都城は全然違いますよ。農産物あれにしても全国1位でしょ。農産物出荷が何とか詳しいことは分かりませんが。

だから、その点、私もだんだんと、自主自立はよかつたんだけど、このままでいいのかなと、本当に。議会と執行が仲よしクラブではいかんですよ、それが。

だから今日、質問しますけど、1つ目の公共事業、要するにインフラとかいろんな住民に対し

てのサービスですよ。いろんな道路をきれいにしたりする、ああいうのが今、全然、何かおろそかになっているような気がします。山田橋から長田、梶山のほうに行くと、あの辺も何年前か前まではきれいにしとってたけど、今は草はぼうぼうですがね。本当に三股町はきれいな町だから、いろんなこと、そういう地道な仕事だけど、地道だけど、あ、これで三股に住んでよかったなというような、そういうのに対しての、予算が全然組まれてないと、公共投資的経費ですよ。

これ何か、だからどういうふうにして、執行はどういうふうを考えているのか、これで三股町の道路とか、ああいうのはよくなったりすると思っちゃってしょうか。私は決して、やっぱり地味な仕事だけど、住民に対してのサービスというのはインフラ整備。インフラ整備をやっぱり充実するのは見えないけど、地道なことを重ねていかんと、絶対みんなが、町民がこれをしろ、これをしろと言って、イベント行政じゃ駄目だと思います。

そういう意味で、1番目の質問に入ります。ちょっと長くなりましたけど、とにかく投資的経費をこのまま、今年も5.8%ですかね、びっくりしました私は。普通、今の木佐貫町長がなる二、三年前までは、大体、投資的経費が18%、20%近かったんですよ。それが今、今年なんかも5.何%ですかね。それ本当に住民サービスが、これでいいのかということですね。よろしくをお願いします。

あとは、質問席に帰って質問します。どうも。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町政の諸課題の取組についての、①公共の投資的経費をもっと増やすべきではないかとの質問にお答えいたします。

投資的経費は、道路、公園、学校など、本町の発展と町民生活を支える社会資本の整備等に関する経費ですが、老朽化が進んだ施設の長寿命化や年々激甚化、頻発化する災害への対応など、様々な課題に対して重点的かつ計画的に整備を進めるため、国の補助金や公金等を活用しながら必要な経費を計上しているところでございます。

また、県の事業になりますけれども、これまで、国県道の整備等について様々な機会を通して要望してまいりましたが、県当初予算、骨格予算における公共事業実施地区一覧によりますと、県道33号都城北郷線の三股小学校前、仲町地区の街路事業が新規事業化されるとともに、同路線の長田地区についても、交付金事業化された昨年度から今年度は2倍以上となる約8,200万円が計上されるなど、さらなる事業進捗に期待しているところでございます。

具体的な事業費、内容につきましては、主な投資的経費である、道路、公園、学校、農業に関する各担当課長から説明していただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 都市整備課が所管します道路、公園についてお答えいたします。

道路に関する予算につきましては、令和5年度当初予算におきまして、道路関係の予算を約2億6,000万円、昨年度までの5年間平均と同等の規模の予算を計上しているところでございます。ただ、事業の内容と併せて、先般の3月定例会で答弁させていただいたとおりでございます。

公園関係の当初予算につきましては、約1億円を計上し、道路予算と同様に5年間平均と同等の規模の予算を計上しているところでございます。

また、公園長寿命化計画の見直しを今進めておりますが、計画に基づく各施設の改築、修繕に取り組むため、新たに国の防災安全交付金を財源とします予算を3,100万円計上しているところでございます。

今後の道路や公園の予算の確保につきましては、現在進めております公園長寿命化計画の見直しや今年度予定しております舗装の劣化状況を調査する路面性状調査の結果を踏まえ、施設の補修や更新に関する事業を検討しているところでございまして、その財源につきましては、国の交付金事業を活用するとともに、交付金の対象外となる施設につきましても、国の交付税措置がある起債事業など、町の財政負担に配慮して検討をさせていただいているところでございます。

さらには、継続事業でございます島津紅茶園切寄線の道路改良や通学路対策、橋梁長寿命化等につきましても、引き続き国の補助金、交付金や起債事業等を活用しながら計画的に進めてまいります。

今後とも国の補助金制度を活用するなど、財源の確保に努めながら、現在整備している路線の早期完成を目指すとともに、町民の利便性、安全性を確保するため、さらなる道路、公園の整備維持管理に努めてまいります所存でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 農業振興課における投資的事業についてお答えいたします。

まず、県営畑地帯総合整備事業についてですが、高才第1地区におきまして、事業年度は平成26年度から令和5年度まででございます。受益面積26ヘクタール、総事業費5億1,800万円を見込んでいます。

なお、令和5年度の事業費につきましては、4,100万円のうち町負担金が647万8,000円となっております。

同じく、高才第3地区におきましては、事業年度は令和元年度から令和6年度、受益面積8ヘクタール、総事業費を3億1,900万円を見込んでおります。

なお、令和5年度の事業費6,300万円のうち、町負担金995万4,000円を予定してお

ります。

次に、経営体育成基盤整備事業についてですが、これは水田の基盤整備でございますが、中央地区左岸について予定しておりまして、早ければ令和6年度に着手しまして、受益面積約50ヘクタール、総事業費は33億円を見込んでおります。

以上が農業振興課における投資事業というふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、最後に教育課における令和5年度の主な投資的事業についてお答えします。

まず、宮村小学校の管理教室棟外壁改修工事、こちらの契約金額が4,994万円、そして5月臨時議会において補正予算を計上いたしました三股小北校舎外壁改修工事、こちらの予算が5,076万5,000円、そしてリースではございますが、三股中学校プレハブ校舎整備事業、こちらの総事業費が4億3,780万4,400円、うち令和5年度の事業費が4,378万440円となっております。

今後についても、国の補助金制度を活用するなど財源の確保に努めながら、老朽化した施設の改修等を計画的に進め、施設の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 各位、説明してもらいましたが、私は総予算ですよ、総予算は100億からなっているんですよ。十数年前の町長とか前の時代は、公共投資というのを大体10%以上組んでおったですよ。金額で言うと17億から18億は組んでいたです。現実にも今、三股の建設業者は何社いますか、ちょっと教えてください。建設業者ですよ、業者は何社います、それをつかんでいますか。

答弁ができないなら、できないでいいです。多分、前の町長のときは43社おったんじゃないか。今は20社ですよ、半分になっているんです。私は公共事業、無駄なことはするなと言いたいんですけど、やることはまだいっぱいあるんですが、今言われたのは主な事業であって。

ほかに小さな問題、道路の整地とか、見えない事業なんです。しかし、業者は何でそれだけ半分減ったのかと、今は特に災害の多い時代ですがね。あれだけなくしていきゃ、今は20社ですよ、20社。だから、経済効果も何もない。本当は業者がある程度仕事があれば、やっぱり町内で金を使うんですよ。今はそういう業者なんかいないですよ、仕事がないから。

都城の建設業の役員を知ってますけど、ああいう連中が私にはっきり言いますよ、「山中さん、三股の業者はよう黙っとるですわねえ」ち。前は、行政と業者との組合との意見交換をしとったんです。それが終わると、議会とも業者間で話し合いをしとったんですよ。やっぱり、そういう何か

町民がイベントはいいんだけど、地道な仕事をしたらいいんです。それが喜ばれるし、皆さんのためにもなるんですよ。そこ辺はどう思っているんですか、5.6%ですよ、総予算の。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 公共投資につきましては、やはりその時々で重点となるものが変わってくるんだろうと思います。現在は、過去に整備したインフラの維持・補修、そして更新というものが主になってきております。そういったものが予算づけ等にも反映されていると思います。

また、業者さんにつきましては、年に2回程度、建設業協会の役員の皆様と意見交換をいたしまして、町の入札制度等に対するご意見を頂き、反映できるものは反映しているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 一般論としては分かりますよ。しかし、現実に三股の業者がかわいそうですよ。みんな生活がかかっているんですよ。それより、予算を10%ぐらいにして、これは5.6%ですがね、情けないと思っている。何で、そういうお金を別のところに回している、だから財政がちょっといいことはいいですがと言うけど、本当に困ったもんですよ。

私の知り合いがもう何人もいますよ、業者辞めて、別な仕事をしている連中は。情けないちゅうものも、こんなに三股町はせっかく合併しないで自主自立でやっていくと、私もそれに対しては一番思った、そのために合併反対したんですから。

本当に、そのときの市長に言いましたよ、私は。1市5町の合併は全部借金倒れですがね。各町が全部借金をして一緒に、大きな船に乗っても船は沈みますよと言ったんです。それより都城と三股で、1市1町で協力しながら頑張っていきましょうやと言ったんです、だから頑張っているかんといかんです。執行部側ばかりのあれじゃないけど、私たち議員もそのぐらいあれがないといかんですね。

だからもう一つ、三股町をやっぱり売り出していましょや。マスコミも言うんですよ、三股町は発信力がないと。全然残念ですよ。その辺はどう思いますか。教えてください。答えどうでもいいというならいいですよ。いいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 投資的経費ということにくるんであるから、それ以外から出ると答えられないと思います。

○議員（12番 山中 則夫君） 答え、いいですわ。とにかくみんなになるようなことを、事業でやってください。町民がみんな喜ぶように。いいですか。

私は町長が1期目のときに、町長は私のところに來たら言ったんですよ。町長は覚えてないか

も分からんけど、今度町長になったから、町長は2万5,000人みんなが幸せになるように、そういう町政をしてくださいよと言った。

○議長（指宿 秋廣君） 答えられますか。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろなご指摘ありがとうございます。やはり公共事業関係、先ほど副町長も話しましたが、必要な公共事業は大いにやるべきだと、無駄な投資はしないというのが基本的スタンスですね。ただし、やはり老朽化が進んでいる、いろんな箱物等もございまして、そういうのもしっかりと検証しながら取り組んでいかなければならないというふうには思っております。

ただ、やはり一般会計だけを見るんじゃなくて、全体の特別会計まで見ていただきますと、要するに公共事業関係の中で公共下水道、そちらのほう非常に今我が町では特別やるべき事業かなということで、例年2億以上の事業を投資しています。それと併せたところで、公共事業というのを考えていただければというふうに思います。

それとまた、この業者のほうのやっぱし転換といいますか、それやはり時代に応じて必要なことかなと。農業関係もそうですけど高齢化して行って、だんだん農家数が少なくなっております。しかし若い人たちが後を継いで担い手として、そして規模拡大をやっています。そういうような形でこの事業を継続していると。ですから我が町のこの建設業関係のところも、どっちかと言うと世代交代というような形で、40社が20社ぐらいになったというふうに私なんかは理解しています。

そして一つ一つの企業が、また足腰が強くなるように、町としましてもやはりこのインフラ整備非常に重要ですから、そういうところの事業に着手していただきますようにはこの呼びかけをしたい。と言いますのは、やはりなかなかこの地元でできないというような事業もありますので、それはもう仕方ないんですけど、できるだけそういうものにも参加していただいて技術を磨いていただくと、そういうことも大事かなというふうに思っていますので。

業者育成、そしてまた町民の全体の幸せ、福祉のほうもそうですけども、いろんな形でお金は限られた中に皆さんに還元していくか、これが行政の仕事ですので、インフラ整備ばかりできるわけではありません。子育て支援もしっかりやらなくちゃならんというようなことで、ふるさと納税という一つの歳入増を目指して、皆さんとともに頑張りたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） よう分かりました。

それで私が気になることは、公共投資経費が5.6%、それはもう言いません。ただ、気になるのは扶助費ですよ。扶助費は32.幾らですよ。扶助費は何年か前に私質問したんです

がね、扶助費は抑えるところは抑えて出せば、みんな興味ないだろうと思いますけど、財政的な扶助費は3割以上になっているとですよ。どう考えてもさ、そこで是正していかないと、そっちのお金はみんな町民が喜びますわ。

だが、しかし扶助費というのは、本来は生活保護を受けた人たちにこうしてするのがあれですよ。それを町民全体に補助金を流すというのは、ちょっとおかしい。これがあがっているから、投資的経費が削られているというのは全然変わらないと。32%ちょっと、抑えるところは抑えていかんと、町民にはよか顔をしますよ。何でも無料、補助金を出します、出しますと言って、それ喜ぶけど、そういうもんじゃないですがね、予算編成とかいうのはどういうところにお金使う、そこ辺も考えてもらいたいです。町長、何かありますか。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、設定の中に入っていないんで……

○議員（12番 山中 則夫君） 入ってなければ、答えなければいいんですよ。

○議長（指宿 秋廣君） いやいや、次の機会にまたそれを説明するという形を取ってもらえるとありがたいんです。でないと、横に入っていったら帰ってこれなくなってしまうんで。（発言する者あり）設定の中にそれを入れ込んでおれば、それでいいんだけど、扶助費の話等々については入っていないので、また次の機会にしてもらおうと。よろしくお願いします。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） それでは、ちょっと2番目に入ります。町主催のイベント、これも大きな問題じゃないですか。

この3つ、そして上げてあるのはふるさとまつり。このふるさとまつりも、最初言い出して、ふるさとまつりを1回目、平成3年の11月だったですね、そのときに始めたのは、私が言ったんです。私と商工会の会長が組んで、ふるさとまつりをやろうと。というのは、町民にふるさと意識が全然なかったんです。

私が平成2年に議員になったときに、三股西小学校で来賓で呼ばれるんですよ。呼ばれていくと、あのお父さん、お母さんたちが、「山中さん私は、三股出身じゃないんですよ」ちゅうて、全然三股に対しての愛着はないんですよ。「私はえびので生まれましたから」とか、そして子供が隣にいるわけです。子供さんは三股で生まれたんでしょと言ったら、生まれた。そんなことを親が、子供の前でふるさとを否定するようなもんやと、それはいかんですよ。

それで、私も何か商工会長に実績を残してやりたいということで、そのときに会長に、ふるさとまつりというのをやりましょうやと言ったら、会長はその当時の町長に進言して、言ったのは平成2年に議員になったときに言った。そしたら平成3年から1回目が始まった。今はもう30何回ですよ。

これも、やることは物すごくうれしいんですよ。ただ、ふるさとまつりという名目をつけた以上、目的はなんかちょっと、町民がみんなやっぱり三股町は私の第2のふるさとやと、そういう

愛着を持ってもらいたいために、そういうことでふるさとまつり。今はなんか産業まつりみたいになっていますがね。看板を入替えなきゃいかんですよ、もしやるんだったら、産業まつりですよ。本当にふるさとまつりと思えば、ふるさとまつりのところにブースですかね、あれをつくって、三股の歴史はこうですよ、こういうことで三股町は始まった。そういうなので何か説明も何もないんですがね。

よかったよかった、ふるさとまつりは。あれであんた、みんなの税金を1,000万か使ってるんですよ。30回したら3億から使っているわけですから、3億5,000万か使っていると私は思いますよ。経済効果があるかと言うと、町外のテキ屋さんみたいななんか来て三股町で商売するけど、終わったらすぐよそに帰るわけですよ、そっちで金を使うわけ。三股町に来た日は経済効果も何もないんですがね。そこら辺をどう思っているか、本当にまつりをですよ。みんなが盛り上がるのは三股町だけでよかったですよ。観客がどこにおるとか関係ないんです。三股町民が三股町は2万5,000人、私、平成2年のときは人口2万人やったです。2万人で7,000人ばかりは三股町には全然縁のない人が住んじゃってですよ。

だから、子供の前では「私はふるさととは三股じゃないですよ」、あげなことを言いよる。子供が大きくなって社会に出て、あんたどこの出身かと言われたときに、それは親が否定するところ、私は宮崎の三股町というところですがと言えますかと。そういう言えるような愛着を持っているような三股町にしていきましょうやということで、ふるさとまつりが始まったんですよ。

今は何か産業まつりみたいな、観客が何人くらい来たからよかったよかったと、議員もみんなよかったよかったと言ったけど。そこ辺を今からやるんだったらやるでいいんだけど、私はやるなら見直しは大事じゃないですかと言っていて、どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。町主催のイベントの見直しを図るべきではないかということで、ふるさとまつり及びモノづくりフェアにつきまして、企画商工課のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

今議員ご指摘のとおり、ふるさとまつりは平成3年から開始をし、令和2年と3年はコロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、昨年、令和4年は開催することができ、第30回目の節目を迎えたところでございます。

始めたきっかけといたしましては、本町の祭りやイベントは春に集中しており、秋の文化祭と併せて実りの収穫祭として町民挙げてのお祭りができないかというところから始まっております。

現在は、本町の将来像を「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」と定め、農林商工業の振興の場、文教の町、三股にふさわしい香り高い教育文化の発表の場、そして多世代が交流する町民総参加のまつりイベントとして開催しているところでございます。



祭りの企画運営は町民の代表からなる三股町ふるさとまつり実行委員会が担っており、毎年趣向を凝らした町民総参加の内容となっております。

町民の皆さんが三股町に住んでいてよかった、これからも住み続けたい、町民としての誇りを持っていただけるような祭りとして実行委員の皆様と一緒に作り上げていきたいと考えております。

また、地元事業者の出展も地域経済活性化の一翼を担っていると考えております。

次に、みまたモノづくりフェアにつきまして、平成25年から開始をし、令和2年と3年はやはり新型コロナウイルス感染症の関係で中止となりましたが、昨年、令和4年は感染対策を十分に行い、8回目を開催することができました。町内の商工業の振興と活性化を図る場として、また三股町をPRする場としてイベントを開催しております。宮崎県内外から一流の工芸品が集まる展示即売イベントや体験や飲食コーナーも実施し、好評を頂いております。

昨年は出展者数55、来場者数は7,000人を超え、期間中の売上額は1,800万を超えております。そのような中で出展者の多くが町外であり、地域の活性化になるのかとのお声を頂戴することがございます。町外の出展者や来場者が増加することにより、町内での交流人口、関係人口は増加し、町外、県外へのPR効果は非常に高く、先月はNHK福岡放送局に実行委員が出席をし、情報発信をしまいいりました。

また毎年、テレビやラジオ、各種情報誌だけでなく、SNS等のデジタル媒体を利用した情報発信にも努めていることもあって、回を重ねるごとに認知度が高まり、イベント開催に対する問合せが増えてきたところでございます。

さらに地元にも経済効果をもたらす施策として、今年も昨年に引き続きまして、お買い上げ税込み1,000円ごとに引換券1枚を渡し、引換券5枚で商品券1,000円分、本年の3月までが使用期限のものとなっておりますが、そちらを贈呈しております。

こちらの商品券は、三股町商工会に加入している各店舗で使用することができる三股町商工会オリジナル商品券とし、町内の商工業の振興と活性化を図ってまいりたいと考えております。

企画商工からは以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、町主催のイベントの見直しを図るべきではのハーフマラソンですね。こちらのご質問についてお答えします。

3年ぶりの大会となりました令和4年度の第6回みまたん霧島パノラマまらそんは、新型コロナウイルス感染症対策としてハーフマラソン1種類のみで開催となりました。規模縮小の大会ではありましたが、町内外から909人で出走は750人ですけども、909人のエントリーを頂き、また当日は、学生や自治公民館をはじめ総勢654人のボランティアの方々に給水所等の運

営でご協力いただきました。

予算面に関しましては、町の委託金、大会参加料を主な収入としていまして、会場設営や計測業務等を行いました。

第6回大会では、スポーツ活動の活性化を図ることを目的とした日本スポーツ振興センターによる事業助成金、助成割合が80%、金額として419万6,000円、これを活用し、参加料を据え置く形で実施することができました。

参加者からは、沿道の力強い応援に励まされた、会場での歓迎イベントがうれしかった、また来年も参加したいとの声を頂いております。しかしながら、3年ぶりの大会となり、交通規制等で町民の皆様にはご不便をおかけし、コース上での連絡体制など反省点もございました。対応の必要な部分につきましては、現在第7回大会へ向け、計画や準備を丁寧に進めているところです。

今後とも地域の皆様のスポーツへの参加とその維持を促進するための一つとして、また、町民とともに開催する大会として、温かな気持ちでランナーをお迎えし、町民の皆様のご理解とご協力の下、「自立と協働でつくる元気なまち三股」に寄与する大会となるよう邁進する所存でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 私は、イベントやるのはいかんとは言わんとです。しかし、三股の財政を考えれば、金は少なく出して大きな効果を上げるような大会にしないといけない。金を幾ら出して、そんなことは町民は知らんから、よかった、よかったと言うんですよ。そういうことで金を使っていると、そういうお金は、だからこのハーフマラソンですよ。ハーフマラソンを私は進言しているんですよ。私がやったから、よかった、よかったというんじゃないですよ。ちょうど、その前は各地区の駅伝大会をやっちゃったんですよ。

ちょうどそのときは議長をしていて、反省会が満月でありまして、そのときに体育協会長は「山中さん、感じたこと、本当のことを言ってください」て、私は柔道をやったから、走った事もないからと言ったら、「いや、素人のあんたがどういように思っとるか、それを聞きたい」と言ったから、それで体育協会長に言ったんですよ、私が。

この地区駅伝大会もいいけど、要するに走っているところは車の通らん、宮村に行く農道ですよ。農道ばかり走っているですがね、あれじゃ、町民のみんなが、ああ、駅伝大会をやっているんだということは、それは安全かもしれんけど、それじゃ駄目ですよと言うたんです。やっぱり都万道路か都三道路を1キロぐらいは横切って走っていると、町民がこういう大会をやっているんだと、どんどん広がっていくんです。関係者ばかり喜んでますがね。本当に言ったですよ、おかしいですよ。我々の税金を使って大会をやっているんだから、みんなが町民が大会がよか

ったねというような大会にしてもらいたいということを行ったんです。

そうしたら体育協会長、何を感じたか知らん、二、三か月したら、山中議長と木佐貫町長と一緒に警察に行ってくれんですかっち。公道をやっぱりストップするわけですからね。そういうことで、何ですか、体育協会が交渉していないのに、何で私、町長なんか行くあれじゃないですかね。あんたところの弟は県会議員ですがね、そっちのほうで一応。ちょうどそのときに、最上川さんちゅう警察の交通安全なんか、その人がおったんです。私はもうよう知っちゃったがや、その人は、私も協力しますから、マラソン大会ができるように協力しますからといって、その人のおかげでなったんですよ。

それで、やるのはいいんですよ。やるのはよかった、よかったと言いたいけど、本当は去年6回大会が結局参加したんが750人でしょ。なんで2,000人集まるように努力せんとですか。本当に大会をやるなら2,000人以上集まらんと駄目ですよ。私は都農尾鈴マラソンというのをやっとするでしょ。あそこの担当に電話して聞いてみたんですよ。あそこでも3,000人でやっている。それでも町民の人が、もうあの大会いいんじゃないですか、やめろよち、そんな話が出てきて、3,000人でですよ。

だから、どうせやるんだったら、みんなで努力して、1人でも大阪とか何回も近畿三股会とか、帰って1回目のときは全然来てくれなかったんですよ。そういう人たちを呼んでですよ、最低でも2,000人、一生懸命努力すりゃなんとかなるんで、そういう努力している、あれが見えない。参加すりゃ、いつも1,000人以下ですがね。

そういうことで、どうせやるんだったら見直しも大事だけど、大会をする目的をみんなで協力してやっていきましょうや、せっかくやっちょっとやかいが。そういう意味でどう思われますか、本当に。答えが出来ないなら答えんでいいですが。少しでも。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） すいません、ちょっと数字の説明が足りなかったのを補足させていただきます。

先ほど人数言いましたけども、700何人というのは実走された数ですね。エントリーが909人です。実は今回の第6回、こちらはハーフマラソンのみでしたので、そういう意味ではまだ数がそんなに上がっていないということになります。

ただ、コロナ前の第5回、こちらのほうが、ハーフマラソン以外ではありますけども、5キロ、3キロ、2キロなどのコースがありまして、そちらを全て合わせると、第5回のエントリーが2,106人になっておりましたので、補足させていただきます。（「分かりました、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） それは、みんなで努力しましょう。

それでは、3問目に入ります。

大事なことですね。私もびっくりしました。給食費を無料にしたり、それは、するのはいいんですけど、三股の財政でどこかを削ってそっちに回すとか、それでないと考えられないですよ。それで、どうせや言うつもりじゃなかったですけど、無料にしたもんだから、4,000万ばかり、四千何百万やったら、それが無料にするわけや、そして将来ですよ、材料費が上がったり電気料が上がったり、そういうようなお金はどうするんですか。そういうようなものも全部みるんですか。答えをくださいよ。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） では、3番の給食センターの民営化を考えてはどうかについてお答えさせていただきます。

町学校給食センターは、町立学校給食センター運営管理規則に基づき、町長を会長とする町学校給食会が運営しており、運営に当たっては、保護者からの学校給食費や町からの委託金を主な収入とし、児童生徒や教員に1日におよそ3,100食の学校給食を提供しています。

調理体制についてですが、現在職員12名、委託職員3名の計15名で調理等を行っております。

町学校給食センターの運営は、平成6年4月から町学校給食会に委託し、半官半民の形を取っております。このような運営方針、運営方法を取ることで、町内雇用を生んだり、地元業者から食材を購入することにもつながっていると考えています。また、町内の小中学校に赴任された教職員からも、三股町の学校給食は温かくておいしいとの声を多く頂いているところでございます。

今後も引き続き、児童生徒の体位向上を図るため、これまで同様、町も運営に関わりながら、安全・安心なおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 私も、給食費を無料にするっちゅうことではなければ、こういう質問するつもりじゃなかったです。町民にはサービス、ただにします、無料にしますって、それは聞こえはいいですよ。私だって中学生の親をしていれば、無料にすれば、それが一番よかですよ。しかし、三股の財政を考えてですよ、3,000万、4,000万以上のお金をばあにするわけで。

町長は民営化に反対かもしれんけど、削る方を削らないといけない、都城は十何年前やったですかね、前の長峯市長のとき、私は長峯さんとよか仲間やったもんやから、あの人が言ったんですよ。都城は民営化、民間に渡したら2億削減できました。2億のお金が安くなったっち。それ

で、私はその業者を家まで呼んで、そしたらたまたま支配人という人が、一番トップは三股出身の人やっただですよ。そして、家に来てもらって、三股、そのときはですよ、三股町から給食センターに1億ばかり、1億までいかないが、九千何百万お金を出しちよつとです。それで成り立っている。そうしたらおたくに任せれば、何とかという会社、会社は曾於市にあるんです。曾於市末吉町、そこに、その責任者は三股出身の人、梶山出身の人ですよ。そして、私のところで1億の金を出しているのは、あんたのところをお願いりゃあどのぐらいになりますかち言ったら、計算の人が、もっとちゃんと計算すればまだ安くなるんですよ。そして、見せたらびっくりしましたよ。1億近いお金が5,000万で済む、半分ですよ、5,000万っちいやあ、10年間で5億ですがね。そういう削減はしないで、ただにする、ただにする、それならいいんだけど、予算が限度があるわけやから、削るところは削って、民営化して安くします、そのときに言われて、私は、大変、市の職員とかみんな反対しとったけど、大変やっただですけど、10日たったらみんな収まったっち。今でも、つくってますけど苦情なんか出ないですよち。

そういう削減も考えないと、いいところだけ見せて、みんな、よかったよかった、そこ辺なんですよ、問題は。私は、誰がいいか、いかんとかじゃなくて、みんな、私なんかも、好かれる、喜んでもらえることはしたいんだけど、そういうことを含めて、将来どげんですか、民営化、削減……

○議長（指宿 秋廣君） まとめてもらえますか、50分過ぎたので。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 給食センターの民営化についてご質問ですけれども、もう既に半官半民というような形で、要するに、給食センターは、どちらかという、学校給食会という新たな組織に委託しています。

要するに、食材費と人件費、維持管理費、この3つで給食センターは運営されております。食材費は削るわけいきません。そして、人件費、言われる、どこを抑えるかとなると、もう人件費なんですね。はっきり言って、今の給食センターの職員自体の人件費自体も役場職員とは違います。そちらのほうの運営費で、役場職員よりも低い賃金体系になっています。そういう意味合いで、半分にできるというのはもう全く運営はできないなというふうに思います。

要するに、給食センターの民営化というのは、どちらかという、我が町の今のスタンスのほう非常に運営上、安全で安心、そしておいしい給食が提供できる、この体制で私はいいのではないかというふうに考えてます。民営化は全く考えていません。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、時間が来たのでちょっと座って。

○議員（12番 山中 則夫君） 駄目。

○議長（指宿 秋廣君） うん。もう55分になっちゃいましたので、あと、引き続きの質問については、楠原議員のところ、もう一つもあるので……

○議員（12番 山中 則夫君） 4番目があるから。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員の後にお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） これより2時まで本会議を休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。どうも。発言順位4番、内村です。今年  
は例年より早く梅雨入りしたわけですけども、6月に入りまして、台風2号の影響で各地で  
11回の線状降水帯が発生したということでもあります。特に、近畿、東海、関東を中心に大雨の  
被害が出ているようです。被害に遭われた方々の一日でも早く復旧ができますよう思います。

今日から明日にかけても、大雨注意報が出ております。また、台風3号も発生いたしまして、  
2号と同じような進路を北上するようです。近年、本町におきましても、台風、大雨による被害  
が起きております。これから先、被害等が起きなければと思う次第であります。

通告したことにつきまして、質問をしていきたいと思っております。

ふるさと納税につきましても、財源確保のため、各自治体で取り組んでいる状況ですが、本町  
もなかなか思うように伸びていないのが現状ではないかと思っております。

この世の中で、自治体へ社員を派遣した法人関係税を軽減する人材派遣型企業版ふるさと納税  
の利用企業が大きく増えているということでもあります。このことにつきましても、私も少しは分  
かっておりますけど、そう深く分かっていませんので、お互いに情報を提供し合いながら、質問  
したり、教えてもらったりしてやっていきたいと思っておりますので、最初の質問に答えていただきた  
いと思っております。

あとは、質問席にて質問していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 人材派遣型企業版ふるさと納税の内容はどういうことかについてお答  
えいたします。

人材派遣型企業版ふるさと納税は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、企業が人件費を  
含む事業費について寄附を行い、寄附を行った年度と同一年度に寄附活用事業に従事する地方公

共団体の職員として任用し、または地域活性化事業を行う団体等に採用される場合のことをいいます。

地方公共団体のメリットとしましては、1番目に、専門的知識・ノウハウを有する人材が寄附活用事業に従事することで、地方創生の取組をより一層充実強化することができます。

2番目に、実質的に人件費を負担することなく人材を受け入れることができます。

3番目に、関係人口の創出・拡大が期待できます。

企業側のメリットとしましては、1番目に、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附によりまして、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減ができることとなります。

2番目に、寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなります。

3番目に、人材育成の機会として活用することができます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、町長のほうからこの内容について答えていただきました。

その中で、私のほうもある程度のことは調べております。改めて、私のほうからも言わせていただきますけども、本当に、今、町長がおっしゃったような形で、ダブる、調べたら同じようなことが入っております中で、改めて、私のほうからもそういうふうに言わせていただきますけど、まず企業が人件費を寄附として負担し、社員を派遣するというようなこと、そして社員は任期つき公務員として働くということ、企業側は税の負担軽減に加え、社員の育成や自治体の関係構築ができ、自治体側は財政負担なく人材を確保し、民間のノウハウを得られる。本県では、受入実績があるのは、高原町と延岡市が今現在やっているそうです。

延岡市は、22年10月から23年3月、都内のIT企業から派遣された社員1人を、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進アドバイザーに任命し、業務改善を進めたということでもあります。このことを知って、デジタルトランスフォーメーションの推進のため、IT人材を受け入れる例が多いということでもあります。そして、利用企業が4月1日時点で30社に達し、4月19日で人材派遣型ふるさと納税の36都道府県の83自治体が102人を受入れたということが、内閣府の調査で分かっております。

このことについて、本町としてどのように考えているか、今、取り組んでいるか、取り組んでいなかったら、これから先どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） それでは、本町はどのようなかについてお答えいたします。

本町では、令和3年3月31日に、地域再生計画、三股町まち・ひと・しごと創生推進計画の内閣府の包括的な認定を受けて、企業版ふるさと納税の寄附の受入れが可能となっております。

本町におきましても、専門的知識を有した人材の支援を必要とする事業があり、その事業に対し賛同し、人材派遣型の寄附をしていただける企業とのマッチングができれば、人材を受け入れることは可能となっております。

先ほど内村議員も事例として挙げられたところなんですけれども、県内でも2例、昨年度事例がありまして、高原町が県内初として、奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社が行う事業継承、創業の支援などの業務に対しまして、宮崎太陽銀行から行員1名の派遣を受け入れているところでございます。

2例目といたしまして、延岡市が自治体DX推進事業に対しまして、東京都に本社があるIT企業より、DX推進アドバイザーとして社員1名の派遣を受け入れているところでございます。

本町におきましても、人材派遣型を含め、企業版ふるさと納税につきましては、今後も本町の取り組む事業に対しまして、賛同し、支援をいただける企業の募集に努めてまいるとともに、そういう派遣型の寄附をしていただける企業とのマッチングができていけば、人材の受入れも可能ではないかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 人材派遣型を、3年3月31日現在で可能となっておりますということですが。その中で、可能ではないかということですが、やっぱり大きな企業からのいろいろなノウハウを得られる、やっぱりいろんな考えの方がいらっしゃいますから、それに対して専門的な方もいらっしゃると思うわけですね。そういう方をぜひ本町に社員として入れてもらって、取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、町長としてどういう考えか伺いたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまのふるさと納税推進室長が回答しましたように、本町でもこの受入れが可能ということでございますので、特に皆さんからよくご指摘のあるふるさと納税関係、そちらのほうのマーケティング、その掘り起こし、そういうところの企業の、ノウハウを持っている専門的な人材がおれば、そういう方々を受け入れて、そしてふるさと納税の強化に努めたいなというふうに思っています。

それ以外にまたDX関係、こちらのほうも、今、以前の情報関係を取り扱う部署にスタッフをおいていますけれども、これからもっともって町としても進めるべきテーマかなというふうに考えていますので、そちらのほうも必要があれば、またそういう可能性があれば、大いにこの人材派遣型、取り組みたいというふうに考えています。



○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、専門的に、納税室長がいろいろ、今、答弁されましたけど、いろんなことが分かっているわけですが、私なりに調べてみました。

注意しなくてはいけないことが、企業が自治体に経済的な見返りを求めることや自治体による企業への利益供与は禁じられているというようなことでありますので、ここ辺のところは十分改めて調査をしながらやっていただきたいと思います。

この中で、次に質問させていただきます。

教育についてです。学校の教員についてですけども、あと、全般的なことについても質問していきたいと思います。

教育は本来、学校、地域、家庭の一体で進められるべきだと言われております。しかし、近年は学校に求めることが大きくなり過ぎていないかというようなことが言われております。教育委員会は、教員が授業や生徒指導に専念できるように取り組んでほしいと思っております。

文部科学省が公表した教員勤務実態調査の中で、教員の長時間労働の解消が遠い現状を浮かび上がり過ぎたということが、現場の多忙感は消えないということが言われております。

学校の働き方改革に取り組んでいる市町村委員会の割合が、2022年9月時点の文部科学省調査で分かっております。この調査を参考にしながら、現在の状況、今後の状況ということで質問をしていきたいと思います。

まず、中学校の部活動に外部人材を登用している割合が72.1%であると言われております。中学校の部活動の指導体制充実や教職員の負担減を目的とした部活動指導員委任状交付式が日南市で行われております。市が2019年度から取り組む事業であるそうであります。

本町における現状、今後についてということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 部活動指導の外部人材登用について、どのようであるかということについてお答えいたします。

令和5年度の三股中学校の部活動では、13名の方に外部指導者等として登録をしていただいております。このうち、平成29年に国が制度化し、県が配置事業を実施している部活動指導員につきましては、3名を任用しております。

外部人材登用の成果としましては、専門外の部活動を顧問する教員の大きな負担軽減になっていることや、生徒への技術的な指導の充実が大会等でのよい成績や結果につながっていること等が報告されています。

国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を、休日の部活動の段階的な地域移行を進める

改革推進機関として、地域の実情等に応じて進めることなどとなっていますが、本町におきましては、既に令和元年度から部活動有識者会議を開催し、部活動指導員や各団体の代表に集まっていただきながら、本町の部活動の在り方について意見交換を実施しているところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなか難しい状況だと思いますけども、専門的なアドバイザーとか、技術的なこととか、その成績がこだわってきますから、なかなかそこら辺を全体的に把握しながらやっていくということは、なかなか難しい状況ではないかと思っております。

県のほうもこれは取り組んでいращやるんじゃないかと思っておりますけども、前向きに本町としても取り組んでいただければいいんじゃないかと思っております。

その中で、2番に行きます。登下校の見守りについてということで伺いたいと思います。

登下校の見守りを、保護者や地域住民が担当している割合が61%ということであります。本町の状況、今後についてということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 児童生徒の登下校の見守りにつきましては、平成29年12月の中央教育審議会の中間まとめにおいて、基本的には、学校以外が担うべき業務として示されました。

また、県教育委員会が令和3年3月に改定した学校における働き方改革推進プランにおいて、登下校の通学路における安全確保のための対応については、関係機関、地域との連携を一層強化することが県内一斉の取組の一つとして示されています。

町内の学校におきましては、地域の見守り隊や町青少年指導員、町交通指導員、各学校のPTA組織などの協力を得ながら、登下校の見守りを行っていただいております。原則、教職員の時間内の対応とならないよう工夫改善を図ってきたところです。しかしながら、登下校中のけがや事故、登下校中のルールやマナー等に関する地域の方々からのご意見等を受けまして、児童生徒の安全指導のために、教職員が実際の登下校の時間帯に状況を確認する必要がある場合も生じておりますので、今後も引き続き、地域や保護者の理解や協力を得ながら、関係機関や地域との連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 関係機関、地域、そういったいろんな所と連携しながらやっていくというんですけども、いろんな、今、問題がある世の中であって、本当にもう連日いろんなことが報道されたりする状況ですから、考えられないことがどんどん起きているわけですけども、この中で、こういう保護者や住民が担当している状況じゃないかと思っております。前向きにこのことも取り組んでいただければいいんじゃないかと思っております。

次に、時間外の対応ということで伺いたいと思います。

やっぱりこれは残業とか、教職員の残業というようなことで関わってきますので、切りがなくなってくるわけですよ。応対とか、そういう電話が入ったりしたとか、帰れなくなった、今度は書類を持って帰ったりしなきゃいけないとか、そういうことに関わってくる状況ではないかと思っておりますので、時間外の対応ということで伺いたいと思います。

時間外の対応については、留守番電話等で対応しているというところが57.5%あるということでもあります。このことについて、本町の現状、今後についてということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 時間外の対応はどのようなことかについてお答えします。

県教育委員会が作成した学校における働き方改革推進プランの具現化に向けたメッセージの中で、勤務時間外における対応については、市町村教育委員会においては留守番電話等の設置など、緊急時における連絡方法に関する体制を整備することと取組の推進が示されています。三股町教育委員会におきましては、令和4年度までに全ての小中学校に留守番電話を設置完了し、運用を開始しておりますが、学校により運用の仕方に差がある状況です。また、町教育委員会では、長期休業中の学校閉庁日や時間外及び休日等における学校への電話に対応をしているところです。

今後も、時間外の対応につきましては、地域や保護者への十分な周知も必要であると考えておりますので、学校及び家庭、地域と連携しながら適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

学校における差といいますのは、6時なら6時に留守番電話に設定している学校もありますし、先生方が全て帰られる時間に留守番電話に設定している学校もあるということで、学校による差が出てきております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろんなことで教職員に負担がかからないように、ぜひ、いろんなことが国も取り上げていて、今、議論されている状況ですから、財政的なこととか、いろんなことが協議されているようですので、本町としても、やっぱり、これも前向きに捉えていただきたいと思います。

続きまして、給食費の徴収ということで、給食費の徴収を自治体で行っているところがあるところがあるということであります。本町の現状と今後についてということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 給食費の徴収はどのようなことかについてお答えいたします。

給食費の徴収につきましては、口座振替となっております。また、未納金の回収につきましては

は、令和30年度からは児童手当からの給食費も特別徴収制度を実施するようになり、今、令和30年度って言いましたか、平成30年度からは特別徴収制度を実施するようになり、令和3年度からはこの特別徴収について承諾書を事前に提出していただくようにしたことで、新たに発生する未納額は減少しております。

さらに、令和5年4月からは中学校の給食費無償化を実施しており、給食費の徴収業務の負担軽減にもなっているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） これに対しても、振込が多いわけですから、あとは納付をされていない方が一番の問題になってくるのではないかと考えておりますので、あんまり、町としては振込制度をやっていらっしゃるっちゃうことで、前向きにこのことについても取り組んでいただければと考えております。

本町の現状、今後についてということで伺ってまいりました。教師の負担は、やっぱり仕事の負担はもともと大きいわけですけども、子供が困っていれば、教職員というのは夜中でも駆けつけたり、子供と教師の時間というのは24時間体制じゃなかとております。その中で、複雑ですね、多様化しているんじゃないかと考えております。

いろんなことが起きたら、やっぱり一人の教師に全部を抱え込ませないということが大切じゃないかと考えております。専門家のアドバイスをいただいたり、そういうようなことが大切じゃないかと考えております。その中で、本町として、このようなことに対してどのように考えられているか伺いたいと思います。先生が、一人の教師に抱え込ませない、本町として、その取組として、どのように考えているかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校におきましては、大きな問題としましては、最近是不登校の問題等がありますが、特に、本町におきましては、不登校の問題等が各学校でございます。そのために、町教育委員会としましては、月に1回はサポート訪問を実施しまして、各学校の現状等を把握し、また状況によりましては、児童相談所または警察ですとスクールサポーター等がございますので、そういうところとも連携をしながら問題解決に取り組んでいるところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなか難しい状況ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナ感染対策ということで伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが、5類移行ということで、もう1か月たったというようなことですけども、今日でちょうど1か月になるというようなことだそうですけども、

インフルエンザ感染も広がっている状況です。

小中学校のマスク着用、あと、いろんなことに対する対応というようなことで、どのようにするかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小中学校のマスク着用についてはどのようになっているかということについてお答えします。

既に、ご承知のように、令和5年5月8日付で5類感染症に移行されました。今後、学校教育活動においては、児童生徒及び職員に対してマスクの着用を求めないことが基本となります。しかし、基礎疾患があるなどの様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望する場合があります。マスクの着脱を求めることや児童生徒の間においてマスクの着用の有無に差別偏見がないよう指導するなど、各学校には通知しているところです。

現状では、多くの児童生徒が登下校を含めマスクを着用しているような状況です。各小中学校では、先生方がマスクを着用せず授業を行う姿が見られるようにはなってきているところです。

昨日も校長会がございましたが、最近テレビでもよく報道されていますが、熱中症の問題が出てきておりますので、熱中症に関する指導として、マスクの着用についても指導をお願いしますということでお話をしたところです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） マスク着用は求めないわけですけど、なかなか基礎疾患があったり、差別的な問題があったり、偏見、いろんなことがあって、これから先はまた暑くなりますので、熱中症対策というようなこともあろうかと思えますけども、やっぱり脱水症とか起こしますから、今、またいろいろとコロナとか広がっている状況ですから、改めて、状況に合わせて対応していただければいいんじゃないかと思っております。

この中で、教育的なことを質問していきまされたけど、昨日の宮日新聞に、皆さん、見られた方もいらっしゃるかもしれませんが、こういうことが載っておりました。「窓」ということで、「生徒たちの成長」ということ、「地域のおかげ」ということで載っていました。

有水中学校に転勤して初めての運動会。準備練習の段階から教師指導でなく生徒自らが行動していた。特に運動会後の実行委員長挨拶では、地域の人と会って話をしたことで、自分たちが地域の人を元気づけたり、勇気づけたりしていることに気づいたので、これから感謝の気持ちを持って、学校行事など全てのことに頑張りましょうということで締めくくったという、挨拶だったということです。

このように、生徒が主体的に考え、行動できる背景には、親、教員、地域の存在が大きいのではないかと、校長のリーダーシップの下、教師、保護者、地域の方々のおかげで成長してきたので

あろうということが書かれておりました。

今、教育とAIということで、いろんなことが問われております。改めて、教育委員会に関することとして考えさせられました。三股町、41歳、中学校教諭であります。小川さんという方ですね。

次に行かせていただきます。循環型農業ということで伺いたいと思います。

県と大手商社の、双日というんですかね、これは、4月19日に農業資源を活用した資源循環事業に関する連携協定を結んだということでもあります。官民が連携し、県内で生産した作物をバイオマス燃料や家畜用飼料に活用、海外資源に頼らない、持続可能な循環型農業に実質的に取り組むということでもあります。

同社は、昨年5月、川南町と農業振興を核とした地域創生に関する協定も締結しております。同町内の遊休農地に、早生樹を植えた後、5年で育つハコヤナギを植樹しております。飼料作物で年2回以上収穫可能なソルガムの試験栽培も始めていると言われております。収穫後は、ペレットやサイレージに加工し、バイオマス燃料や家畜の餌などとして活用できるということでもあります。

最も注目するのは、遊休農地の活用じゃないかと思っております。これを本町において、このようなことに取り組むことはできないかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 地域資源を利用した循環型農業について、本県と川南町が協定を結んでいる。本町もこの事業に取り組むことはできないかのご質問についてお答えいたします。

循環型農業とは、化学肥料や農薬を適切に使用しながら、廃棄物などを有機資源として活用した上で、環境の負荷軽減を目指す農業体系で、農林水産省では、循環型農業を環境保全型農業の一部として位置づけております。

川南町や県が民間企業との間で、短い期間で早く成長する樹木、つまり早生樹といいますけども、家畜の餌となる粗飼料などの農業資源を活用した資源循環事業に関する包括連携協定を結んだことがマスコミで取り上げられたところがございます。

当該企業は、今、お話がありましたように、バイオマス燃料に活用する木質ペレットを生産するため、川南町の0.2ヘクタールの耕作放棄地に早生樹、ハコヤナギを植林しており、将来、規模拡大していく計画ということです。

川南町内には、木質ペレットを活用した発電所があることから、その取組に大きな期待を寄せていると伺っております。本町には、残念ながら、木材を活用した発電所がございませんので、川南町と同様の取組は厳しい状況であるわけですが、地域資源を利用した循環型農業の取組

は重要であると認識しておりますので、関連企業等の情報収集に努めるなど実現可能な取組について、推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 前向きに推進していただくちゅうようなことですが、同社の専務が言われたことに対しまして、地域内で資源が循環する仕組みをつくるということだそうです。

太陽の恵みを受けた宮崎の資源を活用した事業は、日本活性化に非常に重要な事業じゃないかと、今の社会問題解決にもつながっていくのではないかとということが、ここの専務さんは言われております。

改めて、町長にも、こういうことに対しまして、改めて前向きに取り組んでいただければいいんじゃないかと思えますけど、町長はどう思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町のほうでも民間企業との間における循環型の取組というのを、令和2年12月、大和フロンティアという、これも川南町のほうにも進出されましたけれども、そちらのほうとの包括連携協定というのを締結しております。これも、この管内で実験圃場とか、牛の餌とか、そういうふうな有機肥料として、竹のサイレージというようなことで取り組んでいらっしゃるけれども、そういうのの活用というの、やっぱり循環型農業というような位置づけになるのかなというふうに思います。

そういう企業との包括連携協定を本町でも結んでいますので、そういうところも、今後、PR等含めて実践的に取り組めればというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、竹と言われていましたけど、竹をして、やられた方もいらっしゃるし、いろんな農地を、遊休農地とかいろんなことを利用されていていらっしゃる方もいらっしゃるのです、いろんなことを情報収集しながら、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

最後になります。多面的機能支払交付金というのが、今年からまた新たに5年間実業ということで始まっております。資料を頂いております。

この資料に対しまして、内容的なことについて、大まかでいいですから、説明、よろしく願います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まず、多面的機能支払交付金についてご説明をさせていただきます。

ます。

当該交付金は、農業や農村が持つ多面的な役割や機能、例えばですけれども、国土の保全や水資源の貯水、洪水緩和、自然環境の保全、美しい景観などでありますが、その多面的な役割や機能の維持発揮を図るため、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された交付金制度でございます。

農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源、農地、水路、農道等の質的向上を図る活動を支援します。また、これにより、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の2つで構成されています。

まず、農地維持支払交付金は、農業者等による組織が取り組む農地回り、水路、農道の草刈り等や泥上げなど、多面的機能を支える共同活動を支援します。資源向上支払交付金は、地域住民を含む組織が取り組む水路、道路等の軽微な補修、生態系の保全や植栽による景観形成といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化を図るための活動を支援します。

昨年度、町内における活動組織と交付金の内訳につきましては、お手元に配ってある資料のとおりでございます。

この交付金は、地域で話し合い、組織づくりや計画づくりを行い、それぞれの地域にあった取組に活用でき、活動参加者の日当や必要な資材の購入等に使うことができます。

例えば、土手の草刈りや農業用水路の泥上げ作業に出てきた人、これは農家、非農家を問いません、対しまして、労賃として日当を支払うことができます。

なお、交付金額は地目や諸条件等によって交付単価が設定してありますので、その積算によって決まります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろ、今、詳しく説明していただきましたけど、これは農地・水・環境保全対策事業から、自民党政権になってから多面的機能支払いというようなことで、名称を変えて取り組んでいる状況ではないかと思っております。

この中で、この資料を見ましたときに、宮村地域資源保全会がちょっと、長寿命化の金額が大きいわけですが、このことについて、どういうことか質問していきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 宮村地域資源保全会では、水路ゲートの更新、補修等にこういった交付金を活用しております。そういったところから、他の保全会とは違う取組をやっている



というところであります。

なお、ここで書いてあります、資源向上、長寿命化というところ、この金額が特に突出しているわけですが、こちらにつきましては、長寿命化整備計画というものを作成していただくことが条件となります。その整備内容を明らかにし、そしてそれが認められた場合に、この交付金は交付されるという流れになっております。

あと、面積によって、受益面積によってこの金額というのも変わってまいりますので、この宮村地域資源保全会については受益面積が非常に大きいということも一つの要因かと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろんな事業があるわけですが、これについて、景観事業を行っているところとか、いろいろあります。レンゲを植えているところとか、その中で代表的なところが、蓼池の緑保全会じゃないかと思っております。シバザクラを養生されて、植えられているわけですが、非常に今、ここが町でも、269号線沿いであって、景観事業として素晴らしいところになっているんじゃないかと思っております。

この前、ラジオを聞いたら、あそこの代表者の方がラジオでいろいろと話されて、MRTラジオで話されておまして、いろいろ来てくださりちゅうようなことで、スポットがあります、どこがありますって言われなかったけど、来てもらえれば分かりますというようなことで言われていました。素晴らしい景観事業じゃないかと思っております。

こういう事業は、やっぱり人を呼び込むちゅうことは、町内へ呼び込むちゅうのは、交流があって、素晴らしいところになっていくんじゃないかと思っておりますので、こういう事業はずっと続けていただければいいんじゃないかと思っております。

その中で、こういった事業というようなことになってくるわけですが、これはなってくるわけですが、町としても後押しをしていただければいいんじゃないかと思っております。アドバイスをしたりしていただければいいんじゃないかと思っておりますけども、このことに対して、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今、議員からご紹介のございました、蓼池緑保全会につきましては、このシバザクラの植栽につきましては、平成23年から開始しているというふうに伺っております。これまで約12年間の活動ということで、現在の規模に至っているということです。

伺ってみますと、現在約5.5キロと聞いておりますけども、この蓼池地区を流れます農地保全水路沿いに、このシバザクラを植えておるということで、今年は3月26日から4月16日の

間、芝桜祭りということで、多くの観光客が来られて、楽しまれたということでございます。

蓼池緑保全会につきましては、昨年、宮崎県地域環境保全功労者等表彰、団体表彰ということで、県内の、優秀な取組をしているということで表彰を受けております。このように、地域のそういったものを、資源を生かしながら観光づくりということでやっている活動につきましては、もちろん水路を使った観光資源ということで、この取組は高く評価できますので、今後とも、そういった取組を実施していただける団体がございましたら、支援してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） ぜひ、素晴らしいところがありましたから、ずっと継続して、いろんな人をどんどん呼び込んでいって、素晴らしい、いろんなことができるように、交流がきますように、できますことを思っております。

いろいろ質問してきましたけど、終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時まで本会議を休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後3時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位1番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 確認ですけれども、私の通告の2番、人材バンクの実態についての②人材バンク活用の状況、まちづくり、地域力づくりの面での活用の状況のところから始めさせていただきます。

まず、この②のそのまま、活用状況について伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 人材バンク活用の状況についてのご質問にお答えします。

急激な社会環境の変化に伴う多様化・複雑化する課題に対し、一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるため、それぞれの立場から主体的に関わることが重要とされています。

社会教育の側面から捉えますと、第一に、個々人の学びから期待される人としての成長や自己実現、第二に、他者との相互学習や相互理解によるつながり意識や絆の共生、第三に、つながりから生まれる地域コミュニティの形成、そして、地域住民の主体的な学びによる地域課題の解決

の実現がその役割として期待されています。

地域住民によって自主的に運営されている高齢者等のサロン活動は、仲間づくりや地域づくりに取り組む活動の一例として挙げられ、教育委員会では、地域からの求めに応じて、いきいき教室の講師を紹介し、サロンでの学びを支援しているところです。

令和4年度は体操——これはストレッチのことを言います——の講師、令和5年度は音楽——これはハーモニカになりますけども——の講師を紹介しました。

社会教育が、まちづくり、地域づくりへの一つの基盤となれるよう、今後も関係課との連携協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今のでちょっと気になったのが、社会教育の面でと言われましたけれども、生涯学習と置き換えてもよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） はい、そのように捉えられてもよろしいです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 地域課題に対応すると言われましたけれども、私は、次の質問、民生委員児童委員のところにつきまして、いろいろと問題があると、いろいろな方から伺っております。

そういう中で、今年最初の1月、広報みまたに、民生委員児童委員の方々の紹介がありました。45人の委員の皆さんが写真入りで紹介されていました。本当にありがたいと思っております。

民生委員児童委員の役割というのは、まちづくり、コミュニティづくりの中で大変重要であると思っております。

しかし、ご承知のように成り手不足が問題となっており、本町はもとより全国的な問題ともなっておりますが、こういう場合にも人材バンクというのは活用できるのではないかなと思っております。先ほども地域課題からサロン活動、いきいき活動への講師の派遣と言われましたけれども、成り手への活用というのできるのではないかなと思っております。

実際、資料3のほうにも、先ほども見ましたけれども「多様な支援に対応できるように掘り起こしに努めます」とあります。今、課長の話の中では、講師派遣というのが主な活動であったように思いますけれども、いろいろ様々な分野で培った知識、技能を習得された方々を、できるのであれば一人でもこの民生委員児童委員のほうにと向けることができれば、いかなもんかと思っておりますけれども。

そういう関係から、まず、今年最初の広報みまたに、幾つかの地区の委員が現在選考中とあり

ました。その後、どのようになったのか、その充足状況等を教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） これは3の①でいいですね。

○議員（8番 楠原 更三君） そうです。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 民生委員児童委員の充足状況についてお答えいたします。

一斉改選がありました令和4年12月1日現在、宮崎県全体では、定数2,615人に対して欠員数176人で、充足率は93.3%。このうち、町では定数50人に対して欠員数5人で、充足率は90%でありました。そして、4月1日現在、町では欠員数4人で、充足率92.0%となっております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 欠員4人ということですね。

○福祉課長（福永 朋宏君） はい。

○議員（8番 楠原 更三君） 分かりました。

この欠員のある地域、4人ということですが、そういう地域において、現在、民生委員児童委員の活動はどのようになされているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 割当てによりまして、各地域に何人かずつ民生委員児童委員がおられます。その方たちに支援の必要などに入らせていただいております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ということは、現在の民生委員児童委員の方々のテリトリーが広がったということですね。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） はい、そのようになります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 成り手不足に関してよく聞きますのが、一応75までということ聞いて引き受けたけれども、75過ぎても引き継いでもらえる方を探せないと。そこで、あと1年、あと1年となっているというように以前から聞いております。

行政としても、成り手不足については、これまでいろいろな取組をされてきていると思いますけれども、まず、委員の成り手不足の原因として、現在把握されているものにどのようなものがあるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 委員の成り手不足につきまして、町民生委員児童委員協議会の事務

になっている方にも話を聞いたところであります。

現在は65歳以上の就業者数も増え、これまで多くの民生委員児童委員に担っていただいていた退職後の期間に、まだ就労しておられることも成り手不足の原因となっております。

また、活動の現状としては、虐待、ひきこもり、貧困への対応で業務が多岐複雑になり、課題が難しくなっていることも原因となっております。つなぐ、見守る、支援するという活動の基本はあっても、簡単に線引きできない状況となっております。そのようなことが要因と考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、定年の延長ということ、それと、業務の内容が多岐化しているということ、それに加えて、今言われたように、成り手のいない地域のところまでテリトリーが広がる。ますますマイナス要因が拡大していくわけですね。

資料の5、最後を見ていただきますと、御覧になった方はいらっしゃると思いますが、今年の1月に宮日新聞に出ていた記事を抜粋し、編集したものです。特に民生委員児童委員の皆さんは、特に注目された記事ではないかなと思っておりますけれども、全国的に成り手不足である。三股町もですけれども、こういう成り手不足というのを数字で実感することができた記事でありました。

都道府県別に見ましても、宮崎県は93.65ですので、結構上の方なんですね。それでも三股町と考えると4人の欠員が見られると、そういう現実があるわけですけれども、この新聞の記事でいきますと、欠員が増加している要因に、民生委員自体の高齢化、これも実際おかしいんですね。75できるということなのに、高齢化ということは、75以上の方がどんどん増えてきているというふうにも解釈できるんじゃないかなと思います。

それから、60過ぎても働く人が増えていること、これも全国的に定年制の延長ということが関係してきていると思います。

地域課題の複雑化に伴う業務負担の増加などがありますけれども、近年であれば、ヤングケアラーの問題とか、そういうのも入ってきています。そう考えていきますと、ヤングケアラーにつきましては、民生委員児童委員の児童委員ほうに関係すると思いますけれども、学校へバックアップする方々も関係してくるんじゃないかなと思うんですけれども、まだまだ考えていくべきことがたくさんあると思います。

一番最後に赤い文字で書きましたけれども、民生委員の役割や活動内容の認知度の低さ、知っていると答えた人は5.4%という数字が上げてあります。これが全国民生委員児童委員連合会による令和4年3月の調査、1年前なんですね。

この民生委員児童委員の役割、活動内容をいかにどれくらい知っているかということなんです

けれども、これは最後のほうの質問に持っていきますけれども、その前に、委員の選考方法、どのような方法が取られていると認識されているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 民生委員児童委員の選定方法についてお答えいたします。

民生委員は、町民生委員推薦会が推薦したものを、都道府県知事が地方社会福祉審議会の意見を聞いて厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱をします。

この最初に当たる町民生委員推薦会への被推薦者の推薦については、町福祉課から地域の自治公民館長に依頼をしております。これは、民生委員が在宅高齢者の生活支援、児童の健全育成、子育て支援、障がい者の自立生活支援など、幅広く地域福祉の推進向上になっていただくため、地域情報に詳しい方をお願いするものであります。

各自治公民館での推薦方法については、ちょっと把握をしていないところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私が聞いているところで多いのは、自治公民館に推薦していただく。その名簿を出して、推薦委員会から県のほうに行き、厚労大臣から委嘱されるという流れは聞いておるんですけども。

今、地域情報に詳しい方という表現がありましたけれども、それも大事ですけども、自治公民館長が把握できる地域情報に詳しい方、その範囲は、公民館加入者に関する情報ですよ。

というのは、三股町9地区、全部で30自治公民館あるわけですけども、その中で、甚だしいところは30数%の加入率。その30数%の方が加入している自治公民館で館長さんが民生委員をお願いします。委嘱された民生委員の方は、残り70%のところも、いわゆる守備範囲とするということになりますよね。そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） その解釈で大丈夫です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） おかしいところがあると思われませんか。民生委員児童委員の方々の役割として、地域課題に対応すると、非常に多岐化しているという答えを頂きましたけど、そういう中で公民館長から、どうですかと言われて、もし手を挙げた場合に、その公民館以外のところまで見ると、非常に変な感じがするんですよね。

それよりも、私は先ほどから言っていますように、人材バンクのほうで集めた方々に、定員が50名と言われましたですね。50名全員を委嘱するのではなくて、従来の方を置いていながら、そして、どうしても足りないところには人材バンクのところをお願いをすると、その場合には町のほうをお願いすると、そういう形を並行しながらいくということは考えられないものでし

ようか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） どうしてもこれまでの枠組みの中で、自治公民館長さんが地域コミュニティというところを考えたときに、自治公民館の各いろいろな部門があつて、の中心におられる方ですので、いろんな情報はその方に集まってくるということで、自治公民館長さんをお願いはしてまいりました。

先ほどおっしゃいました生涯学習、教育課のほうの人材バンクを生かすというところまでは、ちょっとリンクした考えは今のところ持っておりませんでした。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 実際、今回は通告していませんけれども、自治公民館の在り方、ここも考え直すような時期に来ているのではないかなと思うんですね。

実情は皆さんご存じだと思いますが、自治公民館長さんになっていただくこと自体が大変だと、ほとんどの地区がそうです。これは、私も地元で運営審議委員の一人になっているわけなんですけれども、毎年、毎年、公民館長さん、なつていただくのは本当に大変なんですね。そういう方が、自治公民館内の情報を把握しているかという、決してそんなことはないんですね。

それに、この国の機関の一部を担う厚労省関係とか、または保護司の関係もありますね。法務省関係とか、そういうものをようやくなつていただいた館長さんに、これもお願いします。これは酷なことなんですよ。

民生委員児童委員の方々の業務内容が多岐化していると同じように、自治公民館長さんもやりたくないのに、こндаけお願いしますと、これが実情だと思うんですが、そういう中において、何でもかんでも成り手不足というのは共通するところがあるわけなんです、そういう中で、民生委員児童委員のその推薦の在り方、もう一回見直す、そういうようなことは考えられないでしょうか、もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 今回ご提起いただいていることも含めてなんですけれども、今のところはこの形でいかせていただいて、今後どうするかというのはまた話をさせていただきたいと思ひます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今後、このやり方を考える余地があるのかどうか、町長、どう、いかがでしょうか、お考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 民生委員児童委員の選出の仕方なんですけれども、一番地域を理解し

ているのは、やっぱり自治公民館、そして自治公民館の館長だけではなくて、館長を支えるスタッフも結構いらっしゃるわけですから、そういうところからネットワークで人を見つけていただく、やっぱりこれが基本ではないかなというふうに思います。

今回4名ということですがけれども、この中の1名は、あとは確保できたような感じがいたします。

あと、自治公民館長とどういう人間関係を持つのか、いろいろあると思うんですがけれども、そういう中で、やはり自治公民館を中心にしながら人選したい。ここを基本にしながらやっていると。

先ほどの人材バンクは、やっぱり講師とか先生とか、そして地域の中に人を派遣するわけですから、そういう方々に、この民生委員児童委員というのは趣旨が違うんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いから、今までのやり方、これを中心にしながら、また、改革のやり方があるんであれば、またいろいろと皆さんのご意見を聞きながら、また、民生委員さんたちも実際いらっしゃるわけですから、そういう現場の声も聞きながら検討をする必要もあるのかなというふうには感じます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 検討していただく余地があるということですので、ぜひお願いしたいと思うんですが、本当に、この地域につきまして、今回は通告していませんので、自治公民館の在り方、ここももう1回考えていかなければいけない、そういう時期に来ているのではないかなと思います。

もちろん、成り手不足の要因とすれば、やはり定年制の延長というのが一番大きいところで、一自治体で解決できる場所というのは限界があるとは思いますがけれども、このまんまでは決していいことではない。

地域をよく知っている人が館長になる、そういう状況、それが理想でしょうけれども、今そういうわけでもない、その実情を考えていただいて、それを一つの課題として検討していただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

あと、先ほど最後のほうと言いましたけれども、民生委員の役割や活動内容の認知度の低さというのが大きな要因として私は取り上げたわけですがけれども、この周知不足に対して、どのような対策を考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 周知不足に対する今後の対策についてお答えいたします。



民生委員児童委員の皆様が、つなぐ、見守る、支援するという活動をしていただく中、まずは委員の活動を町民によく知っていただくことが重要であります。現在は、新しくなられた民生委員児童委員を地域の町民に知っていただくため、訪問時に名前を記入し配付するカードを準備しております。本日お配りさせていただいております。これ、小さく折り曲げて持ち歩くこともできるようになっております。

その他、どのような方法で対策していくのがよいか、今後、検討のほうを始めたいと思っております。

あわせて、活動が多岐にわたる、業務が多いということに対しての町の考えなんですけども、委員の業務量が増えていることへの対応として、サポートする人材があれば業務が緩和されるのではないかと考えております。そして、このことは、町の地域福祉に関わっていただく方の人材育成にもつながっていくものと考えております。

県内自治体でこのような取組をされているところがありますので、その仕組みについて情報収集に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ちょっと後先になりましたけれども、民生委員児童委員の方々の業務内容、仕事内容、役割内容が多岐化しているということでしたけれども、それに対して、行政としてどのようなバックアップ体制がされているのか、本町の実情から教えていただきたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課というか、社会福祉協議会も一緒に民生委員児童委員協議会の中心、切り回し役になっていただいているんですが、ここで毎月1回金曜日、民生委員児童委員の協議会の会合の場を必ず持っております。

開会前にまず地区ごとに集まりまして、地区の課題を共有し、全体会のほうに移るというふうにしております。

主任児童委員が3人おられますので、その方たちは町内全域が対象ですので、その方たちだけで分科会をして、本番の開会に臨んでいただくという形をとっております。

気づく、見守る、支援するという中で、やはり、仲間に入って解決というところまでは大変かと思っております。まずは情報を共有して、それをどこにつなぐかというのを、地区内で、そして、町全域で意見交換をして、このような形がいいであろうということで進めております。

もちろん、この会合には町の福祉課からも職員が毎回出て、聞いたり情報を仕入れたりするようにはしておるところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そのようなことも私は知りませんでした。ですから、今これを折りたたんでと言われましたけれども、これは担当した方に対してということですよ。

でなくて、こういうような活動をしていますという全体的なことを広く町民の皆さんに周知する。周知というのは、私はそういう意味で使っているわけなんですけれども、民生委員児童委員の仕事はこうですよというようなこと、非常に大変なことを陰となっていてされていると思うんですね。

個人情報がありますから、私はこういうことをしているということも言えません。しかし、大変な陰の力を担っていらっしゃるわけですから、そういう方々の活動とかいうものがこういうふうに行われていますというのを、もちろん匿名は前提ですけども、例えば定期的に広報等で周知していただくというようなことは考えられないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 民生委員の任期は3年となっております。改選が近づくと、広報紙の一面を借りまして、現在活動しておられる方の活動の様子というのを流してお伝えするようにしておりました。

先ほど議員おっしゃいましたように、12月に改選し、広報1月号で顔をお知らせするという形を取っておったんですが、今回また5月12日というのが民生児童委員の日というふうに定められております。そこから1週間の期間というのがありますので、この期間を使って毎年何か民生児童委員の活動というのを町民の方に知っていただくという取組を考えようということで今話しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 例えば、今、広報紙を見ますと、定期的に協力隊の方の報告、それとかALTの方の報告というのが定期的に載っていますよね。あんな感じで民生委員児童委員の方々の活動報告とか、そういうのもあればもっと身近なものになる。年に1回とか3年に1回とか、そういうのであればあんまり目に止まらないと思うんですよ。

地道な活動、とても大変で貴重な活動にもっと目を当てていく。そして、ボランティア精神旺盛な方は、じゃあ自分もやってみようかなと、ひよっとしたらそういう動きになるかもしれませんし、人材バンクに登録されている方々もその中で、特に児童委員関係についてはやってみようかなという方がいらっしゃるかもしれません。

効果はなかったとしても、やっぱり知らせるということは重要なことではないかなと思います。特に町民全体に対して周知するというのを考えてお願いできたらと思いますので、よろしくお

願います。

ちょうどチャイムが鳴りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時40分まで休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時40分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、山中議員の残りの一般質問を行います。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） すんませんね、延長しまして。先ほど町長が給食センターの民営化はなしということで、分かりました。

ただ、中学生を無料化した、そしたら、今度は小学校だ保育園だち、いろいろ話が出てきますので、そこ辺をやっぱり考えて、町長は補助金を出したり、無料化したらよかけど、そこ辺には考えないと、将来必ず負担が回ってきますよ。まずその辺は考えてください。

それでは、4番の蓼池方面に、国道269ですかね、あの方面で、私は前から思っちゃったんですけど、駅前なんか物産館を造られて、蓼池方面に、国道ですがね、あそこの宮崎と都城が繋がっているところはあそこの方面しかないんですよ。だから、あそこ辺に道の駅を造ればよかったのに、蓼池には一切何にも公共施設とかは入れてないですがね。

だから、三股の場合は、何で、こっちから、こっちばかりが、町長とか出ているのは。そりゃそれでいいんだけど、何で蓼池が、川北の上はこれだけ違うの、大淀川で区切られちょっとですよ、川で区切られちょっと、だから蓼池方面とか、だから、三股町が一体化にならんとですよ、そこ辺が。

だから、この際、せっかく私が事務所を構えてくれて、そんな大きな事務所ではなくてもいいんで、道の駅を造って、その一部分に一人でも二人でも職員を配置して、そうするといろんな情報も入るわけですがね。そのぐらいのことを考えていかんと、今は行政感覚じゃ駄目ですよ。民間感覚を入れんとですよ。

あっち川北方面は高齢化がどんどん進んできて、年寄りばかりになるわけ、車であんたこっちの役場に来たり、我々が言われるんですよ。

選挙前になると電話が来るもん。あっちは何もできない、こっちばかり、文化会館にしても何にしても、そこ辺を、だから、ちゃんとした事務所でなくても、情報を取るためにも、どっか蓼池に、ちょっとでもいいですよ、小さな事務所でもいいんですよ、わざわざこうやって大きなことを考える。そのぐらいのことをすれば、行政側も助かるし、よかと思えますよ。どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 蓼池方面に簡易な役場事務所を造っては（国道269号線沿いに道の駅を造っては）というご質問にお答えをいたします。

地方自治法第155条には、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあつては市長及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができると規定されております。

しかし、実際に出張所を設置するためには、先ほど議員からもありましたとおり、職員の配置やセキュリティ対策を施したコンピューター回線の整備、それに伴う施設の整備費、また、備品購入費など多くの費用を要することが予想されております。

町といたしまして、国道269号線沿いに道の駅を整備する計画はなく、そちらに併設する形で役場事務所を設置してはどうかのご提案を頂きましたが、現在はそのような計画はないところでございます。

とはいえ、少子高齢化はますます進行し、役場の窓口に来ることができない町民もおられることと思えます。

昨年度、三股町地域公共交通計画を策定し、本年度は地域コミュニティバス「くいまーる」のコース選定などを行い、来年度から運行することとなっております。町民の皆様の移動に関する支援を充実させていく計画です。

また、令和4年1月から本町では、住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明や課税証明について、マイナンバーカードと暗証番号、証明書の発行に必要な現金を準備頂き、全国の主なコンビニエンスストアで取得することが可能となっております。

また、マイナンバー取得が前提とはなりますが、マイナポータルを利用して、本町では現在、高齢者・介護分野で11件、子育て分野で13件、妊娠・出産分野で1件の合わせて25件の手続きが可能となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） いろいろ計画とか、職員が要るのは分かるんですけど、やっぱりここは、町長自ら何かぴしゃっとしたあれをしてくださいよ。

蓼池は、とにかく、もうとにかく、今高齢化になって、車で役場に来た人は何やかいということで、言うだけやろ、言う人はいっぱいいるんですよ、私の同級生もいっぱいいますから。

そういう面では、何かそういういろいろ規則があったりする、それは納得いかんけど、町長自ら、何か思い切ったことでやるのが一番よかとじゃないですか。首長ちゅうのは、やっぱり町民にですよ、夢と希望を与えないかないんですよ。この人は大したもんやでって、夢があるちゅ

う、そういうのがなけりゃ、何ぼやっちゃったってあまり面白くないですがね。

だから、そこ辺のですよ、思い切って、4期目になっていきますがね、みんなが認めてちよりますから、そこ辺ね、やることはどんどんやって、それは急いだ行政をやらないと、行政で順送りしちよったち、町民は納得せないんですよ、本当に。早くやることはやってください。

そのためには何か、蓼池方面、川北、あんまり、いろいろ広げるといきませんが、それは答えんで、答弁がなくてもいいですから。

小学校でもいいですよ。勝岡小学校と川北から、蓼池方面から学校に来るのは大変なんですよ。あれは、もし都城市と合併しとれば、三股、勝岡のあそこの真ん中に小学校を造ろうというあれがあったんですよ。それは計画を忘れたか、反対したか、駄目で。

そのぐらい、いろんなことは、時代がまた違ってきているんだから、その時代に合わせたまちづくりをせんことは、いや、これやりますから、これやりますから、今までのを大事にしてください、それは大事にせんないかんけど、インフラ整備とか、そういうのをやっているところに、蓼池なんか要望は来ておると思うんですよ、いろいろですね。

そういうのには全部は応えがないけど、少しでもこうやって、町内が均衡発展をするような町にしてもらえるよう、一部分だけが発展すると駄目ですよ。均衡発展ですよ。昔は言よったんやから、私が議員になる頃は、三股町のどこに住んでもいい町だと、そういう町をつくりましょうと言えば、今は均衡発展だ言う人はいないですが、梶山・長田は人はいなくなっちゃるですがね。

そういうことを含めて、幅広い政策、対極的にですよ思い切ってやってくださいよ。そういうのに立ち上がったら、意見は言うけど、協力はするんだから、三股町は、私はよそに15年ばかりおって、三股に31で帰ってきたんです。よかところですがね。

だから、住むのでは九州では一番とか、大東建託で、でちよったですもんね、私は調査をするわけじゃなかったけど、大東建託の本社にも電話して、そしたら、確かに前から三股町は評判がよかったらしい。起伏の激しいところじゃねえから、やっぱり平坦なところだから。

特に災害が多いから、災害の少ないところで、物すごい評判がよかつですよ。だからよ、評判がよかつたから、自主自立で延ばしていかないといけないですがね。それをひとついろいろ質問じゃないですけど、そこ辺を考えてくださいよ、町長、よろしく。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁要りますか。

○議員（12番 山中 則夫君） いや、要る。あれば言ってください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この簡易な役場事務所というようなことを、まずは大胆にやっていけというようなことですけど、無駄な投資はやっぱりしたくないですね。

やはり、今はデジタル時代ですから、本当、自宅からいろんなものを取れる。そういうふうな

時代で、いや、役場という自体もだんだん縮小されていくんじゃないかなという感じがいたします。

ですから、この庁舎もどうするのかというときに、建て替えなんかを考えたときに、その必要性というか、その大きさを含めていろいろと検討しなくちゃならんと、そういう意味で、蓼池のほうにこういう出張所というのは、非常に無駄な投資かなというふうに思います。

蓼池のほうは特に、運動公園がありますので、そちらのほうを十分整備しながら、そして、そこに人が集まる。そしてまた、いろんな形で住宅地も増えていますので、道路整備、排水路整備、そしてまた、今現在もやっていますけれども、道路の舗装のやり直しとか、いろんな形で、どちらかという、こちらよりも蓼池のほうにお金を投じているのが現状じゃないかなというふうに思います。

特にあそこは工業団地等もありますので、特にあの辺りが、非常に水没すると、大雨のときに。ですから、あの辺りのボックスカルバートと大きいのを、ずっと都城のほうに入れました。そういうふうな排水対策等をしっかりとやっているところです。

そしてまた、それぞれ宮村とか、そしてまた長田、それぞれ地域がございまして、そちらのほうもやっぱりバランスの取れたまちづくりをしたいなということで、今回、この交通網の再編計画もしますけれども。

要するに中心地だけをしっかりとしようと、整備しようと、そういう考えは全くありません。中心地とともに地域の全体を活性化していく、そういうスタンスで仕事はさせていただきます。そしてまた、バランスよく、いろんな地域の要望等もございまして、バランスの取れたその予算配分もさせていただいているところでございます。

蓼池につきましては、消防詰所も、今まで道路沿いの狭いところでしたけども、今度は体育館のところしっかりと移しました。長田のほうも、その学校の近くに防災センターも造りました。

要するに、この地域の要望等も踏まえながらバランスの取れた、そしてまた、それぞれの地域の活性化につながるような取組をさせていただいておるところでございます。

そういうふうに目配り聞き配りしながら、そしてまた、皆様方のご意見を伺いながら、しっかりと行政運営をしていきたいというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 町長の考えもそれはそれでいいです。ただ、中心ばかりじゃなくて、蓼池方面にもちょっと幅広く、この行政の手を回してくださいという意味ですね。

というのは、私は三股で、蓼池で会社をやっている、その社長の奥さんと同級なんです。そして、50年三股でやってくれていたんだけど、今度は都城へ引っ越すと言っていた。桜木の工業団地ですよ。残ってくださいよと言ったんですけど、やっぱり蓼池方面にはちょっとあれやて、

行政も不親切やち、何か蓼池を軽く見ちゃってですね。

だから、そういう意味では、本当にいろいろ地域を差別はしとらんとやけど、どうしてもこっちから首長ばかり出ると、蓼池はおろそかになるんですよ。そこ辺を、教育面と、また、一般行政の面と、今から蓼池は、私は絶対に栄えると思うんです。

というのは、60年前やったですかね、私がまだ小学校には上がらん頃でした。私の出身は蓼池だから、おやじのほうはですね。それで、そのときに、蓼池だけを都城と合併しようちゅう、そういう運動があったんですよ。その先頭を切りよったが私のおじさんです。一生懸命やられた。みんな蓼池方面の方は喜んで、というのは、都城に行ったほうが近いんですよ、あっこは。わざわざこっちに来るよりは。

それで、そういう当時の町長が慌てて、自分の町の陣地を都城から取られるということで、いろんな圧をかけて、そして、その人は村八分になったんですよ、逆に。みんなが反対していて、賛成はしているんだけど、だから、そういう地区なんですよ。そういう地区だから、余計目配りをしていかないといかんとですよ。

そこ辺は、まだ今後もいろいろ計画があったりしたときは、また何回でも入れてくださいよ、いろいろ、計画をまた、よろしくお願いします。

すみませんね。もうよかですよ。あとは町長に任せます。全然できんとや。とにかく最後で、今度でまた終わりますけど、とにかく、三股はいい所だから、せっかく4期目、町長がしているんだから、すばらしいところになるぞという、そういう夢と希望を町民に持たしてくださいよ。

そのためには、行政の職員ですよ。職員を大事に使ってくださいよ。やっぱり、職員は優秀な人がいっぱいいますがね、あんたたちは優秀とかなんて言えんけど、言わんけど、そういう人たちをうまく使うようにして、そのためには町長が自ら、あの言葉があるです。「実るほど頭を垂れる稲穂かな」て、頭をどんどん垂れていかな、そういう気持ちでやってください。

それと、町の職員がまたいっぱい働きますよ。本当に優秀な人達がいっぱいいるんだから。そういうことで、ひとつよろしくお願いします。それで今日は終わります。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろなご指摘ありがとうございます。本当、職員が宝ですから、職員の力を借りながら仕事をやっていくというのは当然でございます。ですから職員をもっと、人材を磨くために、東京のほうにも2人今送っておりますし、県庁のほうにも送っています。

要するに、そういう一人一人が成長することによって、役場自体のレベルもアップするというような、人材育成、そういうのには一生懸命取り組みたいなというふうに思います。

また、都城の例も言われましたけれども、スピード感を持ってやっていると、うちのほうもスピード感を持ちながら、五本松のほうもご協力頂きたいなというふうに思います。

要するに、このまちづくりというのは、やっぱり行政と議会が一緒になって、方向を、前を向

きながらやっていくことによって、町が発展していく。

そのためには、やはり、今非常に特別委員会で議論されていますけども、ぜひ、前に向かって、町の中心も、そしてまた、周辺のところも連携しながら、そしてまた、足の確保を含めて、車のネットワークづくり、いろんな意味合いで、また一緒になって、前に向けてまちづくりをやっていければというふうに思います。

そういう中で、また、蓼池方面はどうすべきかというところも、大いに議論はさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 終わります。蓼池をよろしくお願いします。終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、明日9日以降に行うことといたします。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時00分散会

\_\_\_\_\_



---

令和5年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和5年6月9日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

令和5年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	鈴木 貴君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	福永 朋宏君

高齢者支援課長	.....	下沖 祐二君	農業振興課長	.....	山田 正人君
都市整備課長	.....	井上 政和君	環境水道課長	.....	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	.....	細田 高広君	教育課長	.....	渡具知 実君
会計課長	.....	島田 美和君			

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） おはようございます。発言順位5番、堀内義郎です。早速、通告してました保育料無料化と財政についてお聞きいたします。

ここ最近、少子化の影響を受け、先月にも地元新聞の紙面の見出しに子育て支援にかける市町村の予算が大幅な伸びを見せているとありました。九州7県の全233市町村で子育て予算が5年で1.4倍に増えて、21年度、本県においても24市町村が増加ということであります。各自治体どうにかして子供の人口減少に歯止めをかけ、手厚く支援したいということの表れであり、国において幼児教育、保育の無償化などにより、市町村の負担が増したことが影響し、財源を捻出して独自の施策を打ち出す事態もあるということであります。

九州では、全体の4割近くの86市町村が単独で負担する事業費を増やしたということですが、ただ、こうした独自の施策は、企業立地やふるさと納税など、税財源に余裕のある自治体が目立つと言われております。

本町において、児童館の整備や医療費助成などが早くから子育て支援に取り組んでおりますが、県内で唯一、年少人口が増加傾向にあるものの、今後の少子化を見せ、中学生の給食費の無料化

に取り組んでおります。さらに、先月には、保育料第1子の無料化に伴い、このように給食費、保育料の相次ぐ無料化によって、子育て世帯である保護者の皆さんについてアンケートを実施されましたけども、意見について、歓迎する意見ばかりでなく負担が増えるのではという不安視する意見もありました。

こういった状況を踏まえて改めてお聞きしますが、給食費、保育料の相次ぐ無償化に伴い、町税等の負担増になるのではないかと心配の声がありますが、どう思われるかお聞きいたします。

あとの質問は、質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。保育料無料化と財政について、①の給食費、保育料の無料化に伴い、町税等の負担増を心配の声があるということですが、町としては次のとおり考えているところです。

子育て支援事業の拡充の財源につきましては、歳出改革として各種事務事業の見直しや、町単独事業などの精査、そして町単独の新規事業については、ローリングなどによる事業繰延べなどを検討するとともに、歳入については、町税等の自然増収分の確保、そしてふるさと納税の推進、財政調整基金の活用などで対応しようというふうに考えています。

財源確保の要であるふるさと納税の推進につきましては、既に町民等を対象とする各種会議において、チラシ等をお配りしながら、町外居住の親戚や知人などへのお声かけをお願いしているところでございます。また、広報、回覧、ポスター等でも周知に努めたいというふうに考えております。

町としましては、中学校の給食費の無償化や3歳未満児の第1子保育料無償化については、町税等の新たな町民負担は全く考えておりませんので、そのようなお声を聞かれた場合は、その旨お伝えいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたように、全く考えていないということで、昨日の担当部からも新たな町税負担は考えていないということで、よろしくお願ひしたいと思えますけども、アンケートを資料でこの前もらったんですけども、要するに経費とか財政について町だけの負担せねばならないということ踏まえてのアンケートがありましたけども、14件の意見の中で、5件が負担に対する町税等が上がるんじゃないかという心配の声が載っていましたが、改めて確認で、全く考えていないということで、ひとつよろしくお願ひいたします。

先ほどありました歳出改革とか、歳入の自然増とかするということで、財政面についてもいろ

いろなもの、改革のほうをよろしくお願ひしたいと思われますけども、委員会でもちょっと出たんですけども、そういった負担増にならない分、新規事業とかいろんな事業があるんですけども、そういった事業についても影響は考えていないということによろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今年のこの保育料の無償化3,000万円については、説明があつたとおり、地方創生臨時交付金とふるさと納税の活用ということで予算措置をしました。来年以降は、もう町単独というふうになります。そういう意味合いでは、この第1子の無償化約8,000万から9,000万、これをどう確保するかというのには、大きな課題であります。そのためには、先ほどお話ししましたように、歳出の全般的な見直し、そしてまた、新規事業関係については、やはり財源を見ながらですから、あそこの取組が難しいんじゃないかなという気はいたします。そういう歳出改革とともに、そしてまた、歳入のほうではふるさと納税、そちらのほうを今年の努力といいますか、取組についてどういう結果が出るか、そのあたりを踏まえながら、そしてまた、財政調整金、そのあたりで来年度の予算措置を考えなければならないだろうというふうを考えています。しかし、これを継続していくためには、やはり財源のところが一番重要でございますので、やはりこのふるさと納税といいますか、歳入増をいかに図るか、今後がキーポイントになっていくんじゃないかなというふうに思います。そういう意味合いでは、現在2億円足らずのふるさと納税倍増、3倍増、それくらいを目標にしながら取り組む必要があるというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今の町長答弁として、ふるさと納税をまず増やしたいという意見でありますけれども、次の質問になりますが、先ほど言いました無料化の財源としてふるさと納税の一部を充てるということでもありますけれども、令和4年度は目標に届かなかったその原因と今後の取組。もっと力を入れるべきではないかということでお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 令和4年度は目標に届かなかったが、原因と今後の取組は。もっと力を入れるべきではないかについてお答えいたします。

令和4年度の寄附額は、目標の3億円に対しまして、実績は1億9,303万4,500円となっております。令和3年度の寄附額、1億5,696万8,000円からは増加いたしました、対前年度比約2倍を達成することはできませんでした。

目標に届かなかった原因につきましては、一概には言えませんが、認識している課題として、まず、季節や行事に合わせた旬物の返礼品、経済状況の変化を捉えた日用使いの返礼品など、いわゆる寄附者ニーズに対応した魅力ある返礼品を取りそろえることができていないのではと考え

ております。次に、本町の魅力的な返礼品の効果的なPR、情報発信がまだまだ不足していたのではと考えております。

今後の取組といたしましては、本年度も引き続き、寄附受入窓口となるポータルサイトの新規開発、応援事業者の開発、返礼品バリエーションの充実を図ること、これを基本として力を入れながら、さらに寄附者ニーズに対応した返礼品の開発、改良を応援事業者と協力しながら取り組んでまいります。

次に、情報発信、PRにつきましては、本年度は町民に対しまして、三股町のふるさと納税寄附金が保育料無料化を含む子育て支援の重要な財源として活用されていることをまず周知していきます。そして、三股町外にいらっしゃる子供や家族、親戚、友人、知人をはじめ全国の人に本町へのふるさと納税を積極的にPRしていただくことで、結果として本町に対してふるさと納税をしていただけるように取り組んでまいるところです。

今後もふるさと納税の寄附額が増えていくように積極的に取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、令和4年度が3億円の目標に達して、約1億9,000万円ということで、半分ちょっと超えたぐらいであります。令和5年については4億円ということで、いろいろ無償化について財源としているもので、目標に達していないので、本当に財源として大丈夫なのかと心配もしているんですけども、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども、返礼品の充実、魅力あるニーズとか、そういったものの開発とか、PRとかいろいろ力を入れていただいて、ふるさと納税をぜひ盛り上げていただきたいと思っております。

先ほどの冒頭にも申し上げましたが、支援の財源として企業立地やふるさと納税を財源に、どちらかというといろいろな自治体がいろんな無償化に取り組んでいるということで、本町も先ほど言いました給食費の無料化に取り組むということでもありますけども、令和5年度から7か月間の保育料負担増が約2,270万円の一部をふるさと納税の一部として活用するということがありますけど、残りが一般財源ということでもあります。

ふるさと納税の経験がない私が言うのもなんですけども、先ほど言いましたちょっと心配なんですけども、この中で認定こども園の方も、今回コロナの臨時交付金が充てられていますけども、来年度についてはこの交付金もちょっと見込めないんじゃないかと思っておりますが、これもふるさと納税の活用もあるということで考えてよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 今年度は保育料の収入減分をふるさと納税で賄いまして、認定保育園の支出の増分をコロナの交付金で賄ったところでもありますけども、来年度はもう当初の段

階で収入を見込めないということになりますので、当然支出が増えるという部分になりますし、その町負担分が増えるということになりますので、それも含めた上で、ふるさと納税やほかの基金等の活用等も考えて財源措置をすることになると思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ふるさと納税については、昨日の一般質問にありましたけども、私はちょっと知らなかったんですけども、人材派遣型企業版ふるさと納税というのがあるということで、またこういったこともいろいろ検討していただければいいかと思います。高原町、延岡市が取り組まれているということでもありますので、こういった取組もいいんじゃないかということで、ふるさと納税については企画商工課から以前、ふるさと納税推進室ということで新しくなりましたが、何のためのそういったふるさと納税室をつくったのかと思いますので、ぜひ何とか知恵を出し合って、目標達成できるように力を入れて取り組んでほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問になりますけども、公式LINEの活用についてお聞きします。

アカウント取得の状況と梅雨時期前の大雨などの防災としての活用や、移住定住、移住支援制度の充実としての活用は図れないのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町LINE公式アカウントの活用についてお答えしたいと思います。

三股町LINE公式アカウント、昨年の9月から運用を開始したところでございます。令和5年5月末日現在、登録者数は1,154人となっております。

三股町LINE公式アカウント取得の主たる目的は、行政情報を必要に応じ好きなきに発信、受信することで、随時に行政情報を登録者が共有できることにあります。現在、表示として防災情報、子育て、イベント等のカテゴリーの登録により情報を得ることができますので、各種カテゴリーにおいて、制度や事業の紹介など活用幅を広げることは可能であり、町としても進めていくべき事項と考えます。

情報発信の基盤となる三股町公式ホームページの運用については、三股町ホームページ運営委員会において、三股町LINE公式アカウントの活用をさらに進めていく考えであります。主たる目的を達成するためには、登録者数を増やすことが肝要でありますので、引き続き町回覧による周知を図りつつ、新たな取組としまして、学校、保育園等通じ保護者への登録推進や、病院、スーパー等の施設、事業所への掲示をお願いするなどして登録の推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） アカウント登録者数が1,154人で、少しずつ増えてきているのかと思いますけども、LINEの欄を開くと、この前6月4日、第4地区の防災訓練を行いましたということが流されてきました。また、最近台風が接近するごとに避難情報とか小まめな防災情報が流されているんですけども、移住支援制度についてですけども、先ほど全協で説明があったんですけども、ベビーファースト運動への取組というのがありまして、それをLINEのほうで見てみますと、ホームページ上のほうにはあるんですが、そのホームページのほうから中に入っていくということになっておりまして、要するにベビーファースト宣言されて、いろんなアクションとか、これの取組がたくさん、移住制度や子育て支援の軽減負担などの情報を流して活用を図っているんですけども、要するに私が言いたいのは、先ほど言いましたLINEを開くとすぐ6月4日防災訓練を行いましたという前に、ベビーファースト宣言もされましたというのもすぐ流してほしかったなということで、今度質問させていただいたんですけども、その点についてはどうお考えか。もしよかったです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、情報の発信をこのホームページが基本、基盤というふうになります。ホームページの作成においては、ホームページ作成委員会というのがございまして、各部署の担当者がその組織の中に入っているんですけども、発信の元は各課がそれぞれ伝えたい情報を発信していくという流れになっていますので、どこかで1か所に集めて、そこから一括で配信しているわけではない。各部署が必要に応じてこの情報を町民に提供したいということであれば、ホームページを更新してすぐ発信できるというような体制を取っておりますので、その辺の発信の仕方については、このホームページ作成委員会が総務課のほうに存在しておりますので、再度その委員会の中で、各部署にそういった情報の提供の在り方については、十分考えた上で配慮してもらい、発信してもらいよう話をかけていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 先ほど言いましたように、防災訓練を行いました。プレミアム商品の販売を行いますということで、URLとか表示されているんですけども、そういうことは必要ですけども、この中のLINE上でのやり取り、例えば支援制度について教えてくださいということで入力した場合は、その回答というのが返ってくるのかどうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） LINEは、通常そのやり取りというのができるんですけども、現在のところ、そのやり取りはできないようにしています。一方的な行政側の発信というような形、

情報の提供というところで現在は止まっているんですけども、これをやり取りした場合、これは非常に業務上、別途業務が重なって、その後にもた返信をしていくという形になると、今以上の業務量になっていくというふうに考えていますが、現在のところはそのやり取りというか、受ける体制は取っていないという状況でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 自治体によっては、何々について教えてくださいと言えば、LINE上でのやり取り、あるいは電話でのやり取りというのが出てきますので、できればそういったやり取りについても、今後業務が増えるかもしれませんが、どこどこに電話してくださいとか、そういったのもあればいいのかなと思いますので、なるべく検討をよろしく願います。

次の質問になりますけども、木材利用促進基本方針と森林環境譲与税についてお聞きいたします。

木材利用促進基本方針についての改正の概要と、森林の保全や木材利用を推進するため、積極的に森林環境譲与税の活用は図れないかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 木材利用促進基本方針について改正の概要と、森林の保全や木材利用を推進するため、積極的に森林環境譲与税の活用は図れないかことのご質問にお答えいたします。

平成22年に、国は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成などにつながることから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を策定いたしました。それを受けて、本町も、平成23年8月に三股町木材利用促進基本方針を定め、公共建築物を建てる場合は、三股町、都城北諸、宮崎県産材の利用を検討することとしました。

令和3年には、国は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の見直しを行い、持続可能な開発目標SDGs等を取り入れ、脱炭素社会の実現に資するため、建築物等における木材の利用の促進に関する法律を制定し、その中で木材の利用の促進を公共建築物だけでなく、民間建築物まで広げました。本町もこれを受けまして、三股町木材利用促進基本方針を令和5年7月に改正し、木材利用の促進を公共建築物だけでなく、民間建築物まで広げたところでございます。

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源として制定されており、SDGsにもつながる財源となっております。

市町村に譲与される森林環境譲与税につきましては、森林の整備に関する施策や、森林の整備



を担うべき人材の育成及び確保、森林を有する広域的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他の森林整備の促進に関する施策に要する費用に活用することとされております。

現在、三股町では、本森林環境譲与税を活用いたしまして、森林経営管理制度の意向調査を実施しているところでございます。この調査は、町に管理を委託したい森林所有者を集約し、山林の管理を森林組合等に委託し、山林の荒廃を防ぐものでございます。また、伐採後の山林への植林を進めるために、杉コンテナ苗の普及支援事業も実施しております。そのほか、申請時に木製積み木を配布する事業や、林道、作業路等の補修工事なども行っているところでございます。

なお、森林環境譲与税の使途につきましては、町のホームページで公表いたしておりますので、御覧いただければと思っております。

議員から、森林の保全や木材利用を推進するため、森林環境譲与税を積極的に活用すべきとの意見についてですが、木材利用促進基本方針も制定して間もないことですから、この方針も踏まえ、県内及び全国的な動向や先進事例などを参考にしながら、新たな取組につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 木材利用促進基本方針の解説として答弁がありましたように、ゼロカーボン社会の実現について木材の利用促進をすることは、森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の持続的な発揮ということになります。地域材の利用促進についても、無秩序な伐採を防止するとともに、的確な再生林を確保するなどの木材供給及び利用と森林の適切な整備の両方に努めるということであります。また、期待される効果といたしましては、木材の適切な整備、保全が図られ、脱炭素社会の実現や山村地域の活性化等に資することが期待されているから、こういったことが主な改正点と思われまじくても、以前にも質問させていただいたんですけども、その木材の公共建築物における利用についての数値目標というのを定めてはいかがかということをお前、県のほうで定めているんですけども、どうかということで、一応町のほうはまだ定めていないということではありますが、これもまだ定めていないということよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まだ定めておりません。今後そういったものも含めまして、検討してまいりたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ目標を定めて、公共建築物がいろんな木製化に寄与していただければいいと思いますけども、森林環境譲与税についての答弁がありましたけども、初年度、

令和元年度、初めて交付されたときには、使い道が分からないというようなことがありまして、森林の現状調査や森林所有者の意向調査などを行う予算を基金へ積立てを行うということでありました。ホームページ上でも公表されていますが、使い道が、その中で本年度については交付額が2,300万円というふうになっておりますけれども、使途として先ほど答弁がありました、意向調査のデータ入力、森林整備管理委託料、森林調査補修委託料とかありますが、この中で意向調査についてあるんですけれども、長田地区について調査を続けていくとあるんですけれども、その長田地区が終わってから別の所を調査するのかどうかをお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 現在、令和2年度から現在まで調査を実施しております。今、長田地区ということでしたけれども、樺山、蓼池、餅原、宮村も対象地区としてやっております。

なお、今年度につきましてはさらに、今申し上げました樺山、長田、蓼池、餅原、宮村を対象にいたしまして、約147ヘクタールの山林対象者に意向調査をしたいということで、現在計画をいたしております。

なお、この調査につきましては、森林組合に委託しておりまして、今年度530万円計上させていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 長田地区以外にも147ヘクタール、宮村、樺山とかそういったことも調査するというので、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、先ほどの本町の森林環境譲与税の取組といたしまして、下刈り助成とか、1日当たり3,000円の補助、あるいは新生児に積み木とスプーンとか、木製、ふるさとまつりも、公共施設の個席等、そういった分も使われていますので、まだまだそういったことを取り組んで、積立てをできれば少なくして、いろいろ取り組んでほしいと思いますけれども、以前にもちょっと質問させていただいたんですけれども、本町もいろいろ台風被害とかそういったことで、林道の崩壊とかそういったことが出てきますが、そういったことについてこの森林環境譲与税は使えないのかどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） この森林環境譲与税につきましては、森林整備に関する部分ということで、そういった災害箇所等の保守にも使えるということになっております。昨年発生いたしました台風14号におきましては、大変大きな災害ということで、多くの山林、作業路であったりとか、林道とかが崩壊するなど、多くの箇所で被害が出ました。それにつきまして、全てできるかということ、これについては不可能であろうと思いますけれども、優先順位等を設けまして、非常に重要な箇所についてはいち早く対応するというので考えております。特に今申し上

げました林道認定外の林道、これも対象ということで考えておりますので、そのあたりも含めまして今後進めてまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思いますけども、林野庁が各自治体における森林環境譲与税の取組を公表しております。例えば、先に言いました林道の崩壊とか、そういったこと取組について、愛媛県の内子町が所有者の高齢化等により十分に管理されていない人工林などが増えて、崩壊とかそういった補修が必要ということで、こういった森林環境譲与税を活用したいというところがありますので、できればこういった積立てを少しずつ減らしながら、いろいろ森林環境とか林道復古のためにぜひ使っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次の質問になりますけども、上米公園の整備と利活用についてお聞ひいたします。

遊具広場上の配水池の耐震性と、展望所などとしての利活用は考えられないかお聞ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 上米公園遊具広場上の旧配水池の耐震性と、展望所などとしての利活用はできないかのご質問にお答ひいたします。

遊具広場南側にございます旧配水池につきましては、昭和35年から昭和46年に建設された第1配水池でございまして、老朽化による漏水等もございましたので、平成26年に中央浄水場に建設された第4配水池の供用開始により、配水池としての役割は終えたものになります。

この配水池の利活用につきましては、これまでも検討を行っているところでございまして、令和2年4月に、実現可能かどうか、技術者や建築士等の専門家に相談したところ、活用できる可能性はあるということですが、構造物として建設されたものを建築物に用途変更する際に、建築基準法上の様々な基準への適合を証明することが極めて難しいというご意見であったと聞いております。建築物としての耐震性の判断は、現状では困難だと考えております。

このため、配水池として建設された構造物を例えば展望所として利用する場合は、改めて詳細な調査を行う必要がございますので、活用できる場合であっても外壁等の改修や階段等の整備が必要となります。

私も先日、第1配水池からの眺望を確認させていただいたんですが、敷地の場所につきましては、三股町内、都城盆地を一望できるすばらしい視点場だと考えております。視点場としての価値を考慮しながら、また水道遺産としての価値も可能な限り考慮しながら、利活用について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、眺めとしては本当にいい所ですけども、構造上ちょっと難しいということではありますが、この耐震性についてはまだ調査中ということよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほどお話ししたように、令和2年に専門家に見ていただいているんですが、それ以降は私どもで職員による現地調査等を行っているんですが、詳細な調査はまだ行っておりません。調査を行うに当たっては、予算等も必要になりますので、今後総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 耐震性としては、安全面として、もしちょっと危ないということであれば、それなりの措置とかしていただければいいと思います。要するに、遊具広場がありますので、安全な遊び場として、子供が安心して遊べるような場所となれば、今後の利活用もあるかと思えますけども、まずは安全性と思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次になりますけども、土地開発公社による公園内の用地取得についてですけども、キャンプ場として利活用は、こっちはほうはできないかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 土地開発公社による公園内の用地取得について、キャンプ広場などとして利活用ができないかのご質問にお答えいたします。

土地開発公社による上米公園内の用地取得につきましては、パークゴルフ場の管理棟の南側と中央広場の東側に位置するものなんですが、その民有地が都市計画決定した公園区域内であったこと、また上米公園のさらなる魅力向上を図る必要があったことから、今年3月に用地取得を行ったところでございます。

この用地取得しました土地の利活用につきましては、現時点でまだ計画を定めておりませんが、公園利用者からのパークゴルフ場のコースを追加してほしいというご意見や、近年のキャンプブームもあり、キャンプやバーベキュー利用の問合せが増えているということもございます。

現在、当該用地の所有者は、土地開発公社となりますことから、公園施設の整備に着手するまでは都市開発公社により適切に管理してまいりたいと思っておりますが、公園の利活用につきましては、公園の利用状況、公園利用者のご意見等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 先月の土地開発公社の理事会でもいろんな意見が出ました。要するに、パークゴルフ場、土地の利活用、あるいはキャンプ場の利活用というようにいろいろな話が出ましたが、広さが2,502平米ということで、私個人としては、ちょっとパークゴルフ場としては狭いのかなという気持ちでしたんですが、先ほど言われましたように、アウトドアブームとしてオートキャンプとか、そういったことに使ってもいいのかなということで、以前キャンプする人がいなかったのですが、最近ちょっと見てみると、この前の日曜日にもちょっとキャンプしている人がいました。こうなると、上のほうをちょっと開発してオートキャンプとかやって、土地を利活用して、昼間はパークゴルフをやって、夜はキャンプ、バーベキューとかそういったことをやればどちらも、パークゴルフもキャンプも相乗効果が図れるんじゃないかということで、いろんな検討が必要かと思えますけれども、よりよい利用価値のある検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますけども、災害復旧についてお聞きいたします。

昨日の質問にも、田植ができないということについての対策はどうかという質問がありました。が、農家としては、田植前の準備に入ろうかという時期で、今年も水の確保ができるのだろうかという心配する声がありますが、先月にも樺山地区の集落営農や、樺山地域保全会の総会で運営会などを行いましたが、その中で出たのもやはり福留用水路の復旧、これはどうなっているんだろうかということでご意見が出ました。田植前に間に合うのかということをご心配する意見が出ましたが、そこで確認のためお聞きしますが、昨年の台風14号による福留用水路の復旧について、田植時期までには間に合わせたいということでありましたが、その後の進捗状況はどうなったのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 福留用水路は、昨年の台風14号で水路が約15メートル崩壊し、現在その復旧工事を行っているところでございます。今年度中の竣工を予定しており、完全復旧までにはしばらく時間を要することから、当該水路の水を利用する稲作に支障がないように、現在仮設の用水路を設置しているところでございます。

4月21日には、樺山土地改良区の三役と梶山の中野集落の土地改良区の役員に、工事の進捗状況の報告と、仮設水路を設けて通水を6月1日に予定していることを説明し、同時に中野集落の水田耕作者に対しましては文書で通知いたしました。

6月1日に通水する予定でありましたが、水路を管理する土地改良区の役員から水路の上流部の隧道内に砂が堆積しているとの報告があり、改良区の役員と土木業者の方々と私どもと一緒に現地を確認いたしました。その結果、除去作業に数日かかることが判明し、受益農

家の方々には、その日6月1日に、土地改良区の役員から通水できなかった原因と作業の見直しなどにつきまして連絡したとの報告を受けています。

除去作業につきましては、6月2日から行い、6月7日に完了し、その日の夕方に通水したとの報告を受けました。それを受けまして、昨日、私どもも現地を確認いたしましたところ、通水している、水が通っているということを確認いたしております。

したがいまして、これからの作付けについては、何ら影響のないものというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） この福留用水路については、四、五年前の台風によっても崩壊して、多様な心配が出てきたんですが、今回は9か月かかってようやく通水ができたということで、本当に感謝しているところでございます。樺山地域資源保全会の代表からも、一昨日、夕方確認の電話があって、通水できたということでありまして、関係機関として今後またいろいろこういった台風被害とか出てきて、この場所はいろいろ山の中を走っていて、管理が大変難しいものですから、いろいろな維持管理については、また協力して進めていかなければならないということで考えております。本当に通水できたということで感謝しております。

以上で終わりますけども、今回の質問として、最初に子育て支援についてお聞きいたしました。5月5日のこどもの日に地元新聞に本町の記事が取り上げられていました。要するに、手厚い子育て支援、年少人口増、三股町の長期施策の結実とありました。九州7県の市町村で子育て支援に関する予算が増加する中、三股町は長年の対策が身を結び、子供が増加しているということでもありますけども、しかしながら当町と同じく医療費や給食費の助成を実施する県内の市町村は多く、少子化の解消は容易でないということです。

ある大学の教授が長期的なスパンでソフト面の充実に取り組むことが大切とありました。本町において、まさしく少子化解消の正念場に差しかかっているんじゃないかと思いますが、保育会の皆さんからも子育てしやすいまちづくりに乳幼児の健全育成の観点から日々精進してまいりますという言葉を受けて、今後行政と一緒に知恵を出し合い、よりよいまちづくりを進めていければいいかと思っていますので、今後ともご検討をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

-----  
○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時47分休憩

-----  
午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位6番、田中光子です。通告に従って質問させていただきます。

兵庫県明石市は、「こどもを核としたまちづくり」の成功事例として有名です。

佐野副市長が言われるには、全ての人に優しいまちづくりを重点的に推進し、誰一人取り残さない全ての人々が安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでおられるそうです。

また、現状に満足せず、市民満足度を100%にすべく、これからも、誰もが住みやすい町、安心して暮らせる町になるよう、市民と一緒にまちづくりを進めていきますと言われていました。では、以下の3点。

1、3歳児健康診査における屈折検査について、2、男性の育児休業取得について、3、HPVワクチンについて、質問を行います。

まず、三股町において、子育て支援を実現するために子供の育ちの支援が重要と考えます。

そこで、質問事項1の①3歳児健康診査における屈折検査の重要性をどのように考えておられるかお聞きします。

あとは、質問席にて行っていきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 3歳児健康診査における屈折検査の重要性についてお答えいたします。

3歳児健康診査は、母子保健法に基づき、満3歳を超え満4歳に達しない幼児を対象に実施しております。

視力検査は、1次検査として、家庭で検査用の視標、ランドルト環を2.5メートルの距離で正しく答えられるかを確認し、健診当日に持ってきてもらうものです。また、2次検査として、家庭での視力検査で、上下左右の4方向を正しく答えられなかった場合及び検査ができなかった場合に健診会場で再検査を行っているところです。

視覚機能は3歳頃までに急速に発達して、6、8歳頃に完成し、生涯の視力が決まるというふうに言われております。3歳児健康診査は、目の発達の遅れや眼疾患や、早期発見して治療につなげるための大切な機会となります。屈折異常や斜視に伴う視力の発達の遅れは日常生活では気づかれないこともあるため、現行の視力検査に加え、より精度の高い視覚検査の実施は重要であるというふうと考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 大変重要と考えていただいているということですね。乳幼児期から高校まで人生の中では短い期間ですが、目の発達と成長にはとても重要な時期と言えます。視覚機能は眼球や脳の発達に伴って乳幼児期に急速に発達します。視覚刺激の遮断に対する感受性は、生まれて直後の1か月は低いけれど、3か月から1歳6か月にかけて最も高くなり、3歳を過ぎると次第に減衰するようです。4歳頃には成人と同様のレベルに達するようです。生後早期から視線がそろっていること、両眼が同時に明瞭に見えることが正常な両眼視機能の獲得に重要であると言われています。

では、次に、質問要旨②の3歳児健康診査における視覚検査の目的と意義を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3歳児健康診査における視覚検査の目的・意義についてお答えいたします。

視覚機能は、生まれて外界を見ることによって、乳幼児期に発達していきます。視覚刺激の遮断に対する感受性は、1歳6か月頃をピークに向かえ、8歳頃に低下するという特徴があります。弱視は、3歳児健康診査で発見されれば、就学までに治すことができますが、発見されずに8歳頃までの感受性期を過ぎてしまうと、十分に視力が向上しないと言われております。3歳児健康診査の視覚検査は、近視・遠視などの屈折異常、斜視などの視力の発達を阻害する疾患を早期発見・早期治療することが目的となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 日本眼科医会の会長の白根雅子先生が言われるには、子供の目の機能は3歳頃までに急速に発達し、先ほどに言われたようなことなんですが、6歳から8歳頃までにほぼ完成します。この時期に視力の発達を妨げる要因があると、発達が停止し、一生、外視力不良の状態が弱視となります。

弱視は、およそ50人に1人と言われております。全ての3歳児は全国の自治体で3歳児健康診査を受けることになっております。ここで弱視が早期発見できれば、治療により就学時までに正常な視力が獲得できますが、一次検査の視力検査が家庭で行われること、3歳児では健診時の応答が正確ではないこと等により、健診の受診率が高いにもかかわらず、多くの弱視が見逃されてきました。弱視には様々な原因が、強い遠視、強い乱視など屈折異常が多くを占めますとのことです。

そこで質問要旨③町内での3歳児健診で弱視は何人でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。



○町民保健課長（齊藤 美和君） 3歳児健康診査の視覚検査で、令和2年度から令和4年度の3年間で弱視の幼児はいませんでした。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 資料6を御覧ください。資料6の1に書いてあるように、課長が言われたように、弱視は0人ということですね。弱視が0人ということは、先ほど申したように弱視はおよそ50人に1人と言われているわけですが、そうなると思逃しがあると考えますがいかがお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3歳児健診では視覚検査が導入されておりますが、一次検査が家庭で行われていること、3歳児では視力検査時の応答が正確ではない場合もあること等により、弱視が見逃されているということも考えると思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 日本眼科医会での3歳児健診における視覚検査で弱視が見逃されている子供がいます。それぞれの市町村における検査の実施内容や、制度、管理方法に差があり、検査の精度に差が出ています。家庭での視力検査で見えたとしても、それが正確とは限らないため、市町村における健診での視覚検査は重要だと言われておりますが、検査の精度に差はないのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3歳児健診の視力検査におきましては、屈折検査を取り入れた検査のほうが精度が高いと言われておりまして、そのことにつきましては、私どもも理解をしているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほど申しましたように、子供の目の機能は生後3歳までに急速に発達し、6歳から8歳頃まででほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、一生涯、眼鏡をかけても、コンタクトレンズを使用しても、十分な視力が得られません。視力が発達する時期に眼鏡を常用するなどの治療で、多くの場合、就学時までに視力は獲得できます。

日本眼科医会で、3歳児健康診査における屈折検査導入を厚生労働省に要望し、その結果、令和4年度から厚生労働省の新規事業として、母子保健対策強化事業として、各種乳幼児健診の備

品の整備に対し予算措置が取られることになりました。令和4年度に各自治体が屈折機器を購入する際には国から半額が補助されることになり、その結果、現在、全国の自治体で3歳児健診における屈折検査導入が推進されつつあります。令和4年6月議会でも訴えさせていただきましたが、いまだ導入に至っておりません。

そこで質問要旨④乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、屈折検査は片眼性の弱視等を検出するために有用である。屈折検査機器導入はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3歳児健康診査での屈折検査の導入についてお答えいたします。

3歳児の屈折異常や斜視に伴う視力の発達の遅れは、日常生活では気づかれないこともあるため、現行の視力検査に加え、より精度の高い視覚検査の実施は重要であると考えております。

今年度は、屈折検査機器の導入予定はありませんが、今後、機器の導入に向けて、どの機種を選定するか、検査をする会場の確保、人員に対してなどの検査体制を現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ぜひ前向きに検討って、以前も言われたんですよね。でも、いまだにできていないということで、次の答弁では町長にお伺いしたいのですが、正しく検査を実施できないケースもあり、視力異常の検出を家庭での視力検査のみに期待するのは困難です。また、視力検査ができない子供の中には、屈折異常による視力不良児が隠れている可能性もあります。特に、知的障がい児やダウン症候群児では、高い確率で眼鏡装用が必要な屈折異常があるにもかかわらず、検査が困難であるため、治療につながらないと報告されています。そのため、視力検査に比べて、検査可能率が高く、客観的に異常を推測できる屈折検査は、子供の視力異常のスクリーニングに有効です。屈折検査機器導入には、半額補助とはいえ、予算が必要です。この時点で発見できれば治る可能性があるのに、見逃している可能性があります。このまま一生、弱視のまま生きていくことになってしまいますが、町長のその子供に対して、どうお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま町民保健課長が回答いたしましたように、機器の導入に向けては前向きに取り組んでいきたいと。ただ、やはり機器の選定、検査をする会場の確保、人員体制、そういうものが必要だというようなことでございますので、そういうところを踏まえて、前向きに取り組んでいきたいなというふうに思います。県内でも見てみますと、各市町村取り組んでいるところもございますので、そういうところも、実施状況等も踏まえて、機器の選定なんか

にも生かしていきたいなというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ぜひ早く導入していただきたいと思います。現在、我が国では自治体の3歳児健診で子供の視力が順調に発達しているか確認し、弱視の発見に努めています。今まで主に視力検査で確認していましたが、弱視の大きな原因となる屈折以上を測定する屈折検査を併用することで、弱視の発見が向上することが報告されています。新しい屈折検査機器では、3歳児に対しても数秒程度で容易に検査ができます。半額補助を受けて、現在全国の自治体で屈折検査機器の導入が進んでおり、弱視の発見率向上が期待されています。全国どこの地域の子供も精度の高い3歳児健診が受けられることが大切です。将来を担う子供たちのためにも、長い人生、よりよい視機能を一生保っていくためにも、視覚感受性期に発達の特外因子を見つけることは重要といえます。ぜひ、新しい屈折検査機器導入をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

質問事項2の男性育児休業取得についてですが、首相は、昨年の出生率が初めて80万人を割り込んだことを上げ、少子化問題は一刻の遅れも許されない時間との戦いと強調。2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスだと訴えられました。そして男性の育休取得率は現在14%。目標達成に向け、企業ごとの取組状況を開示し、中小企業に対しては、育休取得者の業務を引き継ぐ社員への応援手当などを支援する企業への支援を検討する。

国家公務員は、男性育休の全員取得を目標とし、先行して2025年度に85%以上が1週間以上取得するための計画を策定する。育休の充実策は、産後の一定期、男女で育休を取得した場合に国から支払われる給付を手取り賃金が100%補えるよう引き上げる。時短勤務も給付するよう制度を見直す。現在は給付されていない非正規労働者やフリーランス、自営業者にも新たな経済的支援を創設するとしたと発表がありました。

そこで質問要旨①役場内の男性職員の育児休業取得率はいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本庁の男性職員の育児休業取得状況についてお答えしたいと思います。

お手元にあります資料ナンバー5を御覧ください。

資料は、平成27年度から令和4年度までの男性職員の育児休業取得数を示したものでございます。産前産後の育児参加と配偶者出産の3つに区分しております。男性職員の育児休暇取得状況は、延べ19名の41日となっております。内訳は、産前の育児参加休暇取得者は実績がございません。配偶者の出産休暇取得者は14名の延べ27日、産後の育児参加休暇取得者は5名の延べ14日となっております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今、説明されたように、資料5を見ると、日数的には大変少ないと思いますが、休めない原因は何でしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 休めない原因ということで、特化して調査をしたわけではないんですけども、やはり、男性が育児に参加するという意識、これがまだ足りないのではないのかなというところですね。これは個人も含めてなんですけども、職場としてのそういった意識、環境、そういったものがまだ十分備わっていないというところにあると思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 男性の育児休業取得率の公表義務化は、2023年4月1日からスタートし、男性の育児休業取得率向上のため、一定の条件以上の企業に対し公表が義務化されました。企業などで働く男性の育児休業の取得は、前の年度から1.3ポイント余り上昇し、最も高くなりましたが、2025年度までに30%を達成するという政府の目標とは、まだ開きがあります。

そこで質問要旨②育児・介護休業法の改正により、町内企業への男性の育児休業取得の周知はどのようにされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、お答えいたします。

その前に、まず、育児・介護休業法の改正のポイントを整理した上で回答させていただきたいと思います。

育児・介護休業法は、労働者が仕事と育児・介護を両立できるように支援する法律です。

改正のポイントは、男性の育児休業取得促進のための制度が盛り込まれ、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の実現を目指した休業制度となっております。これは令和4年4月1日から段階的に施行されるものでございます。

男性の育児休業取得の促進に関する町内企業への周知につきましては、具体的な取組は実施しておりませんが、令和4年3月に策定しました第2次三股町男女共同参画プラン改訂版の5つの基本目標に、男女が共に活躍できる環境づくりを掲げており、重点分野に、ワーク・ライフ・バランスの促進、子育て及び介護支援の充実等を盛り込んでいるところでございます。

この改訂版は町内事業所に配布しておりますので、本町の男女共同参画の意識の考え方や姿勢は示されているものと考えます。

また、男性の育児休業取得に関する雇用環境の整備につきましては、県商工観光労働部が発信

している「働きやすい職場『ひなたの極』」に、働きやすい職場の取組事例集や、厚生労働省の支援事業等の掲載によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた資料もございますので、機会あるごとに資料を活用しつつ周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 厚労省は、男性の取得率を上げていくには、人員や資金余裕がある大手企業だけでなく中小企業で取得する人を増やす必要があると見ています。このため、国は、令和4年4月、育児休業の促進に取り組む中小企業に対する助成金制度を拡充しました。令和4年10月から、妻の産休期間に夫が取得できる産後パパ育休も始まりました。

厚労省の担当は、各制度の積極的な活用を呼びかけ、取得率を上げていきたいと話しています。では、質問の要旨③男性職員の取得促進するための対策をお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 男性職員の育児休暇取得を促すための対策についてお答えいたします。

育児休暇の取得を促すための大きな施策の方向性は、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発にあると考えます。そのためにも、取得しようとする者の意識の持ち方や就業環境の整備、特に職場で同じく働く人の理解を促す工夫が必要と考えております。

先ほどの資料ナンバー5にあるように、令和4年度は延べ7人が制度を活用していますので、育児休暇取得の意識が高まる雰囲気呈していますし、これから制度を活用する者の発端になると考えられます。

また、就業環境につきましては、以前よりマンスリー休暇を推進しており、本年度からは、毎週水曜日のノー残業デーの実践及び夏季休暇日を3日から5日に改正し、就業環境の改善を図ることで、生活に目を向ける機会を増やす取組を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） そうですね、人数は増えているんですけども、日数的には7人で19日ということですよ。それを考えると、産後の母体というのは交通事故に遭ったぐらいの衝撃を受けているわけですね。母体保護の観点から、母親へのサポートがとても重要となります。

また、産後鬱のリスクが高まり、命に関わるということがあります。私の娘の親友も、残念なことに、生後6か月の子供を置いて逝ってしまいました。それを考えると本当に考えてほしいと思います。

現在は、里帰り出産では幾つかの条件があり難しくなっています。また、実家の親も仕事をしていたり、実家のサポートも厳しい状況です。私も3月議会中に娘が3月7日出産して、とても飛んで行けない状況だったんですけども、娘婿が1か月間産休を取ってくれ、看病、子育てしてくれたおかげで、その後、行けたわけなんですけど、実家だけに頼るのではなく、少なくともパートナーである男性は妻と子供のために休む必要があります。育児休暇を取りやすい環境整備が必要と言えます。それには上司の理解が必要ですが、町長、いかがお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど課長が回答しましたけれども、4年度に7名、そして19日と言われるように少ないなという感じがいたします。そういう意味合いでは、やはり、休みやすい環境づくり、そしてまた、産後がいかに重要かというようなこと、出産がいかに重要な仕事なのかというようなことの理解、そういうところを含めて意識改革も必要かなというように感じますので、そういうところから、先ほど課長が言いましたけれども、少しでも休む、家庭を見つめるという、そういうワーク・ライフ・バランス、そのあたりを浸透させていく。いつまでも役場に残っているんじゃなくて、そして水曜日は必ずノー残業デーというような形で早く自宅に帰って、普通にコミュニケーションを取っていく。そういうふうな日常が大事ななというふうに思いますので、また、言われるような出産、育児休業の取得関係、そのあたりについても十分啓発していきたいなというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 男性は産む性ではないからこそ、父親としての自覚を養い、父親として開眼するための特別な時期です。産後であるということです。特に欧州では、父親にこそ、男性の産後休暇が必要だという考えが一般的になっているようです。日本では、開眼している父親は多いとは言えず、実際6歳未満の子供がいる夫の7割は、育児も家事も全くやっていないというデータがあります。

そこで質問要旨④父親の家事・育児参加への意識改革や子育てスキル取得はどのようにされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 男性職員への家事、育児参加や子育てのスキル取得についてお答えいたします。

現段階では、本庁の男性職員に対して、スキル取得に関する取組は実践はしておりません。

第2次三股町男女共同参画プラン改訂版を策定する際の町民アンケートにおきまして、男性が家事・子育てに積極的に参加していくために必要なことに対する意見では、男女ともに「夫婦や

家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が69.5%と最も高く、次に「男性が家事・育児に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が57.5%となっており、この傾向は県が別に調査した結果と同じ傾向にありました。

このことを踏まえた施策の方向性として、家族間のコミュニケーションの時間をつくる意識の醸成が必要であることから、やはり、ワーク・ライフ・バランスの意識向上につながる職員研修の機会を今後設けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本町では、パパママ教室があり、パパの妊婦体験、沐浴練習、おむつ交換の練習などを行っておられるようですが、その参加者数とか、どれくらいの頻度で行われているか、教えていただけないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） パパママ教室についてお答えいたします。

パパママ教室は、妊婦とパートナーを対象に年4回、日曜日の午前中に実施しております。

内容は、パパの妊婦体験、沐浴練習、赤ちゃん人形を使ったお風呂の入れ方を練習します。おむつ交換、更衣、着替え等の実施、それから妊娠中の栄養や出産の経過、マタニティブルー等の講話、産後の生活をイメージしてもらって計画を書いてもらう等を行っております。

参加者は、令和2年度が36組、令和3年度はコロナ感染症の影響により開催を年1回しかできませんでしたので、5組となっています。令和4年度は24組となっているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 日本の男性も、働いて、稼いで、家族の大黒柱であればいいという側面だけではないと思います。生まれたばかりの子供と一緒に過ごしたい。産んでくれた妻をねぎらいたいという父親や夫としての側面から、仕事と子育ての両立を実現したい気持ちは尊重されるべきだと思います。

さらに父親としての開眼には、意識より体験が必要なことが生物学的にも分かっているもので、父親にとっても、まず赤ちゃんと触れ合う体験が必要なのです。しかし、育休を取った夫が家にいて逆にストレスを抱えているママさんが多いようです。「寝てばかりいる姿を見ると早く仕事に行ってほしいと思ってしまう」また「ほんの数日洗い物とか洗濯をただけで、あとは普段と何も変わらない」そして「買物も家事もお世話も私がして、逆に昼ご飯の準備が増えて大変」といった意見もあります。男性の3人に1人が「とるだけ育休」の可能性があるという指摘もあります。

そこで質問要旨⑤「とるだけ育休」を改善し、育休の質を高めるためのガイドブックを作成はできないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 育休の質を高めるためのガイドブック作成についてお答えをしたいと思います。

まず、この「とるだけ育休」ということで、今、議員のほうからも話があったんですけども、若干触れさせていただきたいと思います。

「とるだけ育休」とは、ある調査において、育休中の男性の約3人に1人が1日の家事・育児時間2時間以下という実態を示しております。育休を取得していない場合より、妻の家事・育児の役割分担や生活満足度が下がることが報告されたものでございます。

この結果を基に、育休の質が重要であるとの考えから、育休について、夫婦で学び、考え、対話することの必要性が求められているものでございます。育休の質を高めるための手段として、民間から育休ガイドブックとして販売されているものもございます。

ガイドブックの作成に対する考え方につきましては、育休の質の重要性を認識しつつ、まずはワーク・ライフ・バランスの意識向上、就業環境の改善による育休意識の醸成が優先事項と考えておりますので、現段階では、育休ガイドブックの作成は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 男性の方々に、どれくらいの方が育児の大変さを分かっておられるか、朝日新聞の記事にこうありました。

「妻が朝から寝かしつけまでの間、1人で行うワンオペ育児となり、夫と家事を分担しても、嫌悪ムード。夫に原因あり？世間では夫が家事・育児に取り組んでいると、周りもよくやっているねと言われるが、妻は当たり前になしていることです。夫が育休を取得したことがあるという女性のおよそ500人に、育休中に夫が家事・育児を1日合計どれくらい担っていたか尋ねたところ、3人に1人が2時間以下」、先ほど言われましたね。「2時間以下と回答したのです。さらに夫の育休中の家事・育児時間が2時間以下の場合には、家事・育児の役割分担に納得できないと感じている割合が夫が育休を取得しない場合よりも多いことが分かりました。育児や家事に関わる時間が少なく、夫婦の満足度が低い状況を『とるだけ育休』と名づけ、調査結果から男性の3人に1人が該当する可能性がある」と指摘し、問題提起を続けています」との記事でした。

父親学級みたいなものをつくって、シュミレーションできる環境づくりが必要と思いますが、先ほどガイドブックは作成しないと言われましたが、育休の質を高めるにはどうしたらいいと考えられますか、お伺いします。



○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申し上げてますとおり、このワーク・ライフ・バランスですね、この意識を高めることが一番なのかなと思います。一つは、この育休というのは、一つの制度上の取る人間にとっては権利でありますので、取れるわけですから、育休を取りたいという意識、そこをまず改善しないことには、質のほうにはつながっていかないのかなというところですね。先ほど数字でも示したとおり、7人の14日ということで、少ないということでもありますので、まず取りたいという意識を持たせることが、まず入り口の部分なのかなと思いますし、そのためにも職場環境の整理をしていかなければいけない。周りの職員の意識も変えていかなければいけない。それと、やはり家庭内ですね。夫婦間、家族間、そちらの意識、話合い、コミュニケーション、そちらのほうも同時に進めていただかないと、ただ制度があつて、休暇を取りました、しかし質が悪いということにつながっていきます、状況になっていきますので、まず、私のほうから言えるのであれば、制度を活用する上で、育休を取りたいという気持ちになってもらうことが一番大事なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに取りたいという気持ちになってもらうって、なぜ取らなければいけないかという女性の立場の意見もちゃんと、そういう研修などを含めて伝えていただきたいと思います。先ほど言った上司の方、町長は取ってほしいということだったので、ぜひ、その辺を伝達していただきたいと思います。

どうすれば、「とるだけ育休」を改善できるか。ある企業では、このような意見があつたようです。

質が伴う育休とはどのようなものか。

まずは、育休について夫婦で話すきっかけが欲しい。先ほど言われたことですよね。きっかけが欲しい。育休を取りたいという気持ちはあつても、どれぐらいの期間、どう過ごしたらいいのか、なかなかイメージできないという男性の声を受け、期間の長短だけでなく、質にも目を向けてもらえるよう、ガイドブックを企業で作成されたようです。ネーミングにも工夫を凝らされたようなんですが、ガイドブックでは、赤ちゃんが生まれた後、起こり得ることを漫画などで分かりやすくレクチャーした上で、特に負担が大きく、ママの役割になってしまいがちな3つの項目をミッションとして提示しています。

1つ、赤ちゃんと2人っきりで留守番をして、おむつ替えや授乳などの基本的なお世話をこなすこと。

2つ、赤ちゃんと2人で買物に行き、突然の大泣きなど、想定外の事態にも対応できるように

なること。

3つ、お風呂から着替え、寝かしつけまでを1人でやり遂げること。

このことをミッションという言葉を使っていることで、嫌々やらされるのではなく、楽しく前向きに取り組んでもらいたいという願いも込めて作られたそうです。

このようなものは、役場内では作成できないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、現段階では、ガイドブックの作成については考えていません。まずは職員が取りたいという意識を持つということが一番大事だと思いますので、総務課としての対応としましては、先ほど申したとおり、ワーク・ライフ・バランス、これの取り方に関しての研修の機会を設けていきたいと思いますので、その際、具体的に分かるように、いろんな事例等も取り寄せながら、そういったものを示しつつ、分かりやすい育児とは何なのかというところを示しながら、意識の向上につながっていただければいいのかなというふうに考えていますので、研修の機会を設けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに、ワーク・ライフ・バランス、大変大事なことなんですよね。前例がないというハードルに加えて、育休の間、誰が業務をフォローするかという現場目線の対策が求められていると思います。それを推進しなければならない立場の公務員から育休を取るべきと思います。

最初に言ったように、国家公務員は男性育休の全員取得を目標とし、先行して2025年度に85%以上が1週間以上の取得をするための計画を策定されているので、取り組んでいただきたいと思いますのですが、この策定はできるでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その対象者となる男性職員の育休の計画なんですけれども、先ほども言いましたとおり、やはり職員が取りたいという意識の中でやらなければいけないし、その前段として、やはり夫婦、家庭間の会話、コミュニケーションというのが大事になってくるというふうに思っています。

計画立てをするという、職場のほうからさせるということ自体がですね、ちょっといかがなものなのかなというふうに、だから、してもらう、自主的にそういうふうに取りたいという気持ちに対して、そういった国の計画をさせるということは、ちょっとまた感覚が違うのかなと思っておりまして、そういった計画立てをさせるのではなくて、やはり、何度も言いますが、男性職員がそういうふうに取りたいという意識づけ、本人からそういう意識になってもらうという

ことが大事なのかなというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） そうですね、先ほどからそうやって言われるんですけども、本人が取りたいと言える環境であるかどうかということも引っかかる場所なんです。どの企業も人手不足です。それを考えると、それを言い出せない環境であるのではないか。だから上司から、取ってもいいよということを一言言っていただければ、取れる環境になると思うんですけども、難しい問題なので、一概には言えないんですけども、あるNPO法人のファザーリング・ジャパン代表理事の安藤哲也氏がこう言われています。

「男性育休のメリットを腹落ちさせるためにも、管理職マネジャー層へのイクボス研修」、さっき言われた「イクボス」って調べてみたんですけども、育児とボスを組み合わせた俗語みたいなんです。「研修及び当事者に向けた企業版両親学級を徹底する必要がある。働き方やワーク・ライフ・バランスだけでなく、DVや児童虐待予防、ひいては少子化問題やジェンダーギャップを解く鍵は男性育休にあり。男性育休は社会を変えるボーリングの一番ピンと捉えて、企業も政府も前のめりで推進してほしい」と言われています。

どうか目標達成に向けてよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、質問事項3のHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについてです。

令和2年6月議会と昨年10月議会でも取り上げましたHPVワクチンについて、平成25年6月14日厚生労働省の審議会で、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な頭痛の発生頻度等がより明確になり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、積極的勧奨の差し控えがありました。その後、厚生労働省としては、令和4年度から積極的な勧奨の再開をご決定されました。

そこで質問要旨①子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨再開後に何人がワクチン接種されたのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 積極的勧奨再開後のワクチン接種者数についてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンHPVワクチンは、平成23年度より任意接種として開始し、平成25年4月からは、予防接種法に基づく定期接種として、12歳から16歳の女性を対象に1人3回全額公費で受けられるようになりました。しかし、ワクチン接種後に重篤な副反応の報告が相次いだことにより、同年6月より積極的な勧奨を差し控えておりました。その後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、HPVワクチンの安全性について特段

の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応リスクを明らかに上回ると認められ、令和4年4月から積極的接種勧奨が再開されました。

積極的勧奨再開後のワクチン接種者数は、令和4年4月から令和5年5月26日までに、1回目73人、2回目60人、3回目47人となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 女性は、これまで小学校6年から高校1年相当を対象にHPV感染症を防ぐHPVワクチンの定期接種が実施されており、公費により無料で接種できました。ただし、令和2年6月議会のお聞きしたとき、定期接種が令和元年には2人だったと記憶しています。積極的勧奨前と比べて、どれくらい増えているのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種の積極的勧奨が差し控えられていた期間は、平成28年度、29年度、30年度は、接種者はいませんでした。令和元年が7名、令和2年度20名、令和3年度100名、令和4年度は接種の再開が行われておりますので、定期接種で180名受けております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ①だけな、①だけ。①だけ、やる。

○議員（5番 田中 光子君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） あとは、②。

○議員（5番 田中 光子君） ②です。

○議長（指宿 秋廣君） ②、だったら、これ止めていいな。

○議員（5番 田中 光子君） はい、いいです。

.....  
○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時まで本会議を休憩します。

午前11時50分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 皆さん、こんにちは。昼食後の眠気の来る時間帯に差しかかっていますが、これから一般質問をさせていただきたいと思います。

発言順位7番、岩津良です。通告に従い、質問してまいります。

通告事項として、今回、障がいのある方の就労支援について、各通告した項目に基づきましてお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

提供差し上げている資料の中で、資料1、資料2とあります。障がい者の雇用の促進等に関する法律の中で、障がい者の雇用促進法が令和元年に引き続き、令和4年度も改正されました。資料1は、令和元年度の改正の内容を一部抜粋させていただいているのですが、改正の趣旨といたしまして、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇い入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況について、的確な把握等に関する措置を講ずるとあります。改正の概要1、2としまして、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置、2番、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置とあります。現在、三股町がこれらの措置の状況について確認とともに、これから通告をさせていただきたいと思っております。

そして、障がい者雇用促進法は、障がい者の雇用の安定を実現するための法律です。企業には、障がい者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用を義務づけ、それに伴う企業の経済的負担を国や地方公共団体が調整することで、障がい者の職業生活における自立を社会全体で支援していこうという取組です。

雇用促進法に関連する障がい者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障がい者総合支援法の中には、就労系福祉サービスが4種類あります。一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う就労継続支援A型事業所、一般に雇用されることが及び雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会を提供を行う就労継続支援B型事業所、一般企業に雇用、また一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所、またこれら3種のサービスを利用して一定一般企業に新たに雇用された方に対し、雇用に伴う、生じる日常生活または社会生活を営む上での各班の問題に関する相談指導及び助言等の必要な支援を行う就労定着支援事業所があります。

障がい者の職業生活における自立を社会全体で支援するためにも、これら福祉的就労の機会を提供する事業所、また企業、専門職、行政や各機関、そして地域やまたは家族が手を取り合っていかなければならないと思っております。

冒頭が長くなりましたが、1つ目の質問として、まず現状での三股町内での状況をお伺いしたいと思います。

町内在住の障がいのある方の障がい別の人数と、その中で就労されている方はどれぐらいいる

のでしょうか。

また、一般企業などに就労、就職されている方や、福祉的就労A型、B型などに事業所に雇用されている方の状況について教えてください。

後の質問については、質問席にて発言させていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町内在住の障がい者の障がい別の人数及び雇用の状況についてお答えいたします。

資料7を御覧ください。令和5年5月30日現在でのデータでございます。

まず、18歳以上65歳未満の障がい別の手帳所持者数は、身体が274人、知的が137人、精神が154人であります。

そのうち雇用状態にある身体障がい者の方は、就労継続A型が5人、B型が8人、一般就労が13人です。知的障がい者の方は、就労継続A型が3人、B型が31人、一般就労が25人です。精神障がい者の方は、就労継続A型が5人、B型が21人、一般就労が15人です。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご答弁ありがとうございます。

資料7にあります障がい別の数だけで見ますと、合計で565です。町内在住の障がい者の雇用状況で見ますと、いずれも多数の手帳保持者については、それぞれの数値が入っているというところで、完全な正確な数ではないかもしれませんが、全体の約23%、130名の方が就労されているということになるかと思うのですが、この資料について数字の確認の上で再度お伺いしたいのですが、一般就労に限ってなんですけれども、都城にある障がい者就業・生活支援センター、いわゆる中ポツというところなんですけど、に登録されている方のみが把握できているという状況なのかなというところで、例えば、この就業生活支援センターに登録せず、そのまま一般企業や、そのまま就労・雇用された方までは把握できていないということではよろしかったでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） ただいま提示いたしました資料7についてのご質問であったと思います。

資料7の、今、議員のほうからありましたところの真ん中ぐらいに黒い中ポツを2つ説明をつけております。ここにつきまして、上の四角枠の説明の補足というか、内容なんですけど、一般就

労については、みやこのじょう障がい者就業・生活支援センターに登録がある方、これは相談があった方という意味になります。この方が96名おられまして、ここを通して一般企業への就職に就かれた方が43名ということでもあります。

議員のおっしゃられたように、直接企業に就職された方、もしくはハローワークを通して行かれた方というのは、私どもの把握には入っていないものであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。

全ての把握はできていないという状況は仕方ない部分もあるかなと捉えますが、それでも今、この資料だけで見ると、約75%の方々の中に、就労がしたいけどできなかったなど、就労の意欲がある方はどれぐらいいるのかなというふうに把握ができれば、様々な働きかけ方ができるのではないかなというふうに思うところなのですが、その点も踏まえて、次の質問に移ります。

これからの人口の減少社会というところが訪れると思います。日本では2060年頃には総人口が約8,000万人台まで減少が進むと推測されていますし、これから団塊の世代、また高齢化社会における大量退職など、人手不足に拍車をかけることが予想され、そこで近年、障害のある方も貴重な労働力と考える企業が増えてきているのも事実です。その動きを後押しするような形で、障がい者雇用促進法の改正により、2021年3月から障がい者雇用率が公共団体等では2.6%、民間企業では2.2%から2.3%に引き上げられています。これは公共団体含め、企業が障がい者雇用のさらなる推進を求められていることを示しています。

そこでお伺いたします。2番の自治体・公的機関も含め、町内企業の国が定める障がい者雇用率の達成状況はいかがででしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、自治体・公的機関も含め、町内企業の国が定める障がい者雇用率の達成状況はというご質問にお答えをいたします。資料8—01を御覧いただければと思います。

障がい者の雇用の促進等に関する法律において、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務を負うことが規定され、この法定雇用率のことを障がい者雇用率と言います。資料8—01の1ところ、一般企業における雇用率設定基準のところをちょっと読み上げます。

障がい者雇用率とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者である常用労働者の数に、失業している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を加算した数を常用労働者数に失業者数を加算した数で除したことによって得られる割合のことを言い、一般の民間企業は2.3%

と定められております。

今、岩津議員からおっしゃられたとおりでございますが、こちらの2.3%というのが、先ほど岩津議員の資料の③の1にもございますが、令和6年度は2.5%、そして令和8年には2.7%に引き上げられる予定となっております。

また、国及び地方公共団体における障がい者雇用率は、一般の民間企業の障がい者雇用率を下回らない率をもって定めることとされており、資料8—01のとおり2.6%と定められております。こちらのほうは、令和6年度は2.8%、また令和8年度は3.0%に引き上げられる予定というふうになっております。

昨年12月に宮崎労働局より発表されました令和4年6月1日現在における障がい者の雇用状況によりますと、県内民間企業の障がい者雇用率は2.57%、対前年比0.1ポイント上昇で、全国8番目に高い数字であったようでございます。

本調査は、障がい者の雇用義務のある事業主に県が直接調査をするもので、町内の状況については把握をしていないところですが、職業安定所別の集計によりますと、都城安定所内では2.75%となっており、県内の割合を0.18ポイント上回る結果となっております。

資料8—02のほうを御覧ください。

自治体公的機関につきまして、令和4年6月1日現在の三股町の障がい者雇用率は0.37%と、県内26市町村の中では最も高い雇用率となっております。表のほうを御覧いただきますと、左から機関名というのがございます。こちらは一番下から2番目が三股町となっております。こちらの01、02、03、この実雇用率というところが4.37%という実情でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご答弁ありがとうございます。

資料8—2にあるとおり、三股町としては県内市町村において数字の実雇用率では大変高いトップというところで、大変すばらしいことであるかと思えます。しかし、量よりも質、不本意な離職者を生じさせないためにも既にご配慮いただいている部分もあるかと思えますが、働き方や環境づくりなども必要不可欠ではないかなと思えます。

また、ご答弁いただいたとおりなんですけれども、町内だけの企業だけを特定した雇用率状況となると、把握するのも難しい部分もあるかと思えます。都城も圏域として一体というところもありますし、企業数も圧倒的な差もあることですし、多くの方は三股町在住で関わらず、都城に勤務、務めて行っている方も割合では多いと思えます。

しかし、これから法定雇用率も、ご提供を差し上げている資料3—1のとおり、ご答弁いただきました中で、段階的に法定雇用率というものが引き上げられるというふうに差し掛かってきま



す。

そこで、企業が計画的に雇いを入れるような形で引き上げる形にはなりませんけれども、今後、引き上げによって障がい者雇用の対象となる事業主の範囲自体も現行では43.5人以上の規模の企業対象者から、2024年では従業員数が40人以上が対象になり、2026年2.7%では、企業従業員数が37.5人以上の企業従業員数の規模が対象と、対象企業も拡大されていきます。

平成23年の経済センサスにはなるのですが、いまだ町内企業でも、2026年には約30から40ほどの企業が対象になってくるのではないかなと推測するところです。社会的な人口減少や退職や事業縮小の中で、対象企業も変わってくるかもしれませんが、町内企業も雇用対象規模の企業のみならず、企業全体として障がい者雇用の理解促進、または障がい者雇用の機会を前向きに検討していただきたいなと考えるところで、次の質問に移らせていただきます。

そんな本町においても、障がい者活躍推進計画を作成されていると思います。その項目の内容も兼ねて質問を差し上げます。

障がい者活躍推進計画の3番に、障がい者雇用に関する現状と課題の項目があります。その中で、役場庁舎として、雇用確保や働く環境についてあります。質問事項の3の雇用拡大に向けた取組はというところで、まず役場庁舎として、確保拡大に向け、障がいのある方がこれからも働き続けていくためにも、合理的な配慮に実施による働きやすい環境づくり、具体的な取組事例なども含めて、これからのお考えはどうか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 役場庁舎として取組事例があればということでありましたので、その件について回答させていただきたいと思います。

まず、本町の障がい者活躍推進計画についてでございますけれども、障がい者雇用促進法の改正に伴い、令和2年度から令和6年度の5か年計画として、令和元年度に作成をしているところでございます。本計画は、国及び地方公共団体において、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を実施することができるよう、障がい者の活躍に関する計画を定めたものであります。

本計画の3番目に、障がい者雇用に関する現状と課題に、障がい者である職員の活躍のために、合理的配慮の実施による働きやすい環境づくりへの取組というのが記してございます。この合理的配慮とは、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことを示しているものでございます。事例としまして、現在、本町では障がいを持つ職員への取組としまして、配置部署の課長と連携を図りつつ、かかりつけの病院に職員が同行して、医師との面談により可能な就業範囲や留意事項等などの助言をいただくことで、本町でできる可能な就業度合いを認識すること

ができました。

また、みやこのじょう障がい者就業・生活支援センターに相談し、就労環境改善や将来的な就労支援を身につけるためのサポートカリキュラムなどの助言をいただきながら、総合的に業務の内容、就業環境に配慮した上で職員を配置しているところでございます。

障がいを持つ職員が働きやすい環境づくりのために、この実例によって合意的配慮の取組に対する全職員の意識の向上に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。

宮崎県内の公共団体において、実雇用率が高い三股町として様々なその合理的な取組に対しても含めて実例はあるのですから、ぜひ町内企業にも広がっていただきたいと思うところなんですけれども、町内企業などに向けた障がい者就労に対する理解促進、就労機会の拡大・確保に向けた取組などは行われていないのかなと思うものですが、いかがでしょうか。

また、併せて、今後、雇用拡大にしていただけたための施策といたしますか、考えもあればお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町として、障がい者の雇用拡大に向けた取組の中で、町内企業などに向けた障がい者就労に対する理解促進、就労機会の拡大・確保に向けた取組についてお答えいたします。

三股町第3次障がい者基本計画の中で、一般就労支援として4項目の施策を掲げておりますが、事業主等へは宮崎労働局から障がい者雇用に関する情報提供が行われており、町ではパンフレット等を福祉課窓口にて備え、相談に応じて説明することとしております。今後はホームページ等で同様の情報提供を行ってまいります。

なお、今月1日には、都城公共職業安定所障がい者雇用連絡会議が開催され、町は相談を受けた場合には、内容に応じて関係機関につないでほしいとの要請を受けたところであります。

次に、今後、障がい者の雇用拡大していくための、町としての考えについてお答えいたします。

障がい者の雇用が拡大していくためには、受け入れる企業や町民に障がい者についてご理解いただくことが重要であります。障がい者雇用促進法、障がい者総合支援法や障がい者を雇い入れた場合の助成金など、企業にご理解や制度をご利用いただいたり、町民が働く障がい者にご理解、ご配慮を示していただけたことが、雇用の拡大につながると考えております。

先ほど答弁いたしましたように、宮崎労働局から発信される各情報の町のホームページ等への掲載を継続していきたいと思っております。

また、窓口で障がい者から就労相談を受けた場合に、相談内容をしっかり把握し、関係機関につないでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。

率直な質問というか、聞かれることもあるんですけども、事業者側、企業側が障がい者の雇用に対して前向きに考えたいとか相談したいというときに、この圏域では公共職業安定所のハローワークが10号線の合同庁舎にあたりとか、都城の就業・生活支援センターも同じく、10号線まで出て行かないといけないというところも、中に足を運んでいかないというところもあるんですけども、三股町内では福祉課にお尋ねすれば、相談を受けてもらえるのかなと思うんですけども、事業者側、企業側がどこに行けば相談ができるのかというところがほかにもあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今のご質問にお答えをいたします。

町内の企業主の方、事業主の方、やはりそういう意味では福祉課もですけども、企画商工課にもぜひご相談をいただいて、我々でできるサポートをしっかりとしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） なかなか、こう、どこに相談すればいいのかというところを聞かれたものですから、確かに役場に行けば何でも教えてくれるというところはあるかもしれないですけども、そこに対してのご理解というところがまずない時点で、なかなか雇用に対して前向きじゃないところも、企業側も理解しにくいところもあるのかなというふうに思うところなんですけれども、私が思うに、障がい者の就労機会の及び雇用の拡大は、仕事を提供する側、企業などを仕事を受ける側、障がい者のその支援と調整をする側、行政、福祉サービス事業者など関係機関が同じ土俵で、同じ価値観で、理念、それに基づく基本的な考えを持つことが重要かなと思います。特に三股町のような小規模自治体においてはサービス事業者の数も限られており、当事者や企業、関係機関をつなぐことが行政が果たすべき役割は大きいのではないかなというふうに考えます。

その次の質問に移りたいと思います。

そこで、4番の質問に移ります。

そんな中で、障がい者就労支援等の物品調達の実績のところで伺ってまいりたいと思います。

すみません、4番の通告に移りたいと思います。

障がい者の就労支援施設等から物品等の調達についての実績というところで、方針としても掲げられているのですが、実績表も資料のほうに提供していただいていると思いますので、その内容についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 三股町障がい者就労支援施設等からの物品等調達の実績についてお答えいたします。

三股町障がい者就労施設等からの物品調達推進方針に基づき、役場庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進しております。具体的には、福祉的就労の支援、物品・役務の調達の推進に取り組んでおります。

資料9を御覧ください。物品調達実績を物品と役務に分けて示してあります。物品では、総務課が人権特設相談時にお弁当を調達しております。役務では、環境水道課が資源の分別をお願いしている状況であります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） この資料9の三股町障がい者就労施設等からの物品調達実績の中で、2点お伺いしたいなというところがあります。

まず1点目ですが、例年変わらずの役務提供の内容というところになっているところで、庁舎内の役務提供内容についての精査や話、会議などは今までなかったものかなと考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） これまでは、このことにつきまして、毎年度の結果を各課から情報を集めるということになっておりまして、これを今後、どうしていこうということで、正式に協議したところはなかったところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひ今後ともやっぱり協議していただきたいなと思います。

2点目もあるのですが、資料5のほうを提供差し上げている中に、6項目について、調達の目標額について、障がい者就労施設等からの物品調達については、前年度の実績を上回ることを目標とするとあります。あくまで目標かもしれませんが、事業者側の体制などの懸念や問題もあるかもしれませんが、明らかに9年連続、額が下がっていることについて、どうしてなのかなというふうに感じるところがあるのですが、その理由やその他対策など、もしあればお伺いできますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） この資料9を見ますと、議員のおっしゃるとおりでございます。役務、そして物品についても、前年度、固定化しておりますし、年度合計の金額の部分についても、毎年度、下がってきている状況であります。これは意識を持って、このことについて協議してこなかったことであろうというふうに思っております。

ただ、今後、ここを役場全体で意識を持つということが大事というふうに考えております。例えばなんですけど、年度始め、4月の当初に、今年1年の予算執行方針説明会など行われます。その中で併せて、福祉課からもこのような話をさせていただく時間をいただいたりとか、あと年度の締めがあった後に、各担当から金額だけをまとめているようなところもございましたので、そこについては、やはり各課共通の認識となるように、課長会議等を通じて、私のほうからお願いをしていくという形に改めていきたいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 福祉課だけではなく、役場庁舎全体としての福祉就労、障がい者雇用に対する意識というところもやっぱり関わってくるのかなというふうな部分でもあります。今回、就労支援事業所についても、役務の金額がこれだけ減っていくというところは、昨今のコロナ禍もあり、事業所自体は運営が本当に大変厳しい状況です。ですから、その障がいのある利用者さんの生活を守るためにも運営される事業者さんは本当に必死なので、ぜひ前向きに庁舎全体で気にかけて精査していただきたいなというところがあります。

そういったところで、今回は実例として、自治体の例を取り上げさせていただいております。提供させていただいている資料4の、岡山県にある総社市というところがあります。人口6万7,000人ほどの下町のようなのですが、障がい者千人雇用推進条例と制定され、取り組まれた自治体があります。当時の市長が住民、障がいのある方に対して、それぞれ雇用、就労に対するアンケートを当事者にそれぞれ取られたようです。障がい者の雇用部分のアンケートを取ったときに、およそ1,000人近くの方が、現在、福祉的就労、働いている方も含めて働きたいという数が出てきたそうです。それが1,000人だというふうなところで、目標値を設定したというところの背景があります。

三股町の資料をいただいた資料で換算すると、370名ほどでしょうか、現在は130名の方が就労されているということなので、ぜひ少しでも働く意欲の方に活躍できる場を提供していただきたいなというところで、調査も含めてどれぐらいの方がいるのか、働き口を必要としているのか、調査の上であった数の算出も必要かとは思われますが、この総社市の取組の事例を少し紹介し上げます。

委員会の設置、または条例の制定・施行もされているところなんですけれども、さらに細かい

取組内容として、まず広報活動のアピールとして、広報紙において、表紙、特集など障がい者雇用に関連するものを全面に出してアピールしている。また、障がい者雇用に関するシンポジウムなどを開催し、市民・町民や市民や企業の啓発に努めている。またその次は、商工会との協定・締結、商工会の会員・企業に対し、助成制度の周知やセミナー、雇用意向の調査、福祉的事業所の見学等を実施されているようです。

また、障がい者を対象とした就職面接会の実施、行政側の主催で、障がい者と企業の出会いの場を提供しているようです。

また、ハローワークとの連携により就労支援ルームとして運営し、行政とハローワークの共同で福祉から就労に向け、ワンストップの綿密な支援を実施しているということです。

また、障がい者千人雇用条例に基づき、雇用センターというものをハローワークとは別に設けているようです。そのことによって、ここに行けば相談できるんだというところの設置により、多くの市内の企業及び市民の方が理解されるようになり、また働きたい障がい者の方も気軽に相談できる状況になり、きめ細やかな支援を行えるとともに、アフターケアなども行っているようです。

それに加えて、自立のための生活の部分の支援というところも含めて、NPO法人や行政が一体になり、生活上の支援も行っているというところではあります。

様々な取組の結果、千人雇用は平成23年から始まり、平成29年に達成はさながら、今は1,500人雇用達成に向け取組を前進させているようです。

三股町において、都城との圏域的なところや、企業数、業種など、様々違うところはあるかとは思いますが、こういう取組の中で、商工との連携や周知や調査など、取り組めるところはあるのかなというふうに思います。千人雇用の中では、福祉的就労を提供している就労継続支援事業所も含まれ、併せて生活介護や地域活動支援センターの充実も欠かせないというところは当然だと思えます。

そういったところから、先ほどの4番の物品調達についての支援についても、やはり前向きに取り組んでいただき、福祉就労運営にも助けて支援いただくとありがたいかなというふうに思います。

こういった事例も踏まえて、今後もっと障害のある当事者のニーズの拾い上げというところに関してもお尋ねしていきたいのですが、5番の通告に移ります。

第6期の三股町障がい福祉計画の福祉施設から一般就労への移行等に対する目標値の根拠というところに関してなんですけれども、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律である障がい者総合支援法の理念や地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、共生の実現に向けたサービスを充実するために、三股町でも第6期の障がい

者福祉計画が策定されていると思います。

1番目のご答弁でいただいた人数などを加味しながら、様々な計画値が設定されていると思いますが、この福祉施設から一般就労へ移行に対する目標値があるのですが、提供差し上げている資料の中では、資料の6番になります。この目標値というものの根拠というものに関して伺いたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 三股町障がい福祉計画の福祉施設から一般就労への移行等に対する目標値の根拠についてお答えいたします。

ただいまお話いただいている第6期三股町障がい福祉計画、これは令和3年度から今年度5年度までを計画期間とするものであります。この中で福祉施設から一般就労への移行者数3項目に関して、計画最終年度の目標値を設定しております。この根拠についてお答えいたします。

いずれも国の基本方針を踏まえ、令和元年度の町の実績値に国が示す係数の加減値を乗じたものであります。まず、項目ごとの計算では、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は元年度実績2人に1.30を乗じて3人となります。次に、就労継続A型から一般就労への移行者数は元年度実績5人に1.26を乗じて6人となります。最後に就労継続B型から一般就労への移行者数は元年度実績0でしたので0としております。

3項目の合計が9人となります。これは、項目全体からの計算方法でも、3項目の実績値7人に1.27を乗じて9人となり一致しております。

また、一般就労に移行するもので就労定着支援利用者数は実績9人に0.7を乗じて6人としております。

最後に、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数は実績4事業所に0.7を乗じて3事業所としております。

以上が、目標値設定の根拠となります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） この目標値の設定においてですけど、先ほど1.2から1.3ほどの倍数を掛けたというところがあるんですけども、この数字だけではなく、果たして障害のある方の当事者の方の声は反映されているのかなというところがすごく気になるところです。本当はもう少し多いかもしれませんし、果たしてもっと少なく、就労の機会ではなく生活支援面のほうの充実のほうを受けたほうがいいのかもかもしれませんし、そのあたりの根拠という部分で、細かなやっばり声という部分を反映させていっていただきたいなというところで、今回、令和5年度の計画というところで、また計画の改正というところでまたされると思うんですけども、ぜひ障害のある方の声、アンケートなり、どういった意向があるのかを調査していただければ、もっ

とこう働きかけ方というところが細やかになってくるのではないかなというふうに考えるところ  
です。ぜひお願いいたします。

その次に、協議の中で出ている課題や現状についてお伺いしたいと思っています。

障がいのある方の就労機会の確保するためにも、働く場所ではなく、様々な方向から複合的な  
支援や本人の就労に対しての意識も含めて、家族や相談員や各団体、基幹相談支援センターなど  
も関わっている中で、三股町には自立支援協議会というものがあるかと思います。障がい者のあ  
る方の就労や雇用も含めて充実した支援を取り組んでいくために当たっても、細かいケースは  
様々あるかと思いますが、協議の場では何か現状や課題は出ているのでしょうか。よろしくお願  
いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） まず、協議の場としましては、町障がい者自立支援協議会がありま  
す。協議会の運営会議は、精神保健福祉士会、病院、障がい児者連絡協議会、障がい児施設、民  
生委員・児童委員協議会、町社会福祉協議会と町関係課のメンバーで構成しており、町で発生し  
ている障がい者の自立支援に関わる課題解決に向けた協議を行います。

その中で、現状や課題の具体的なものとして、障がい種によっては就労困難な場合があります。  
また、相談を受ける側の課題として、町は就労を含む相談支援業務を町社会福祉協議会に委託し  
ておりますが、やはり困難事例には町が主体となって検討・協議していく場の設定が必要である  
とも考えております。しっかりとニーズの把握に努め、関係機関を招集し、力をお借りしながら、  
障がい者が自立し、社会の中で共生できるように努めていかなければと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 町が主体となって検討・協議していく場の設定が必要と、ご答弁  
の中であつたんですけれども、就労についてもですが、生活面やその他の支援において、自立支  
援協議会などの協議や話し合いだけで解決できないことも多々あるかと思います。そんな困難事例  
に対して、町として主体としてやっていくという意味において、福祉課だけではなかなか解決で  
きない困難な事例だったりとか状況の把握という意味においても、各課との連携だったりとかつ  
ていう部分も必要なかなというふうに考えますが、その他各課とのそういった協議の場や会議  
などは設けられたことはあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後1時46分休憩

-----  
午後1時47分再開

○議長（指宿 秋廣君） 会議を再開します。



福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 現在は、障がい者に関する重要案件について、体制というのを持って、話す場は正式には作っていないんですけども、発生した都度に、関係課にお声掛けして話し合いをしているというところはあります。

ただ、今年度、ちょうど障がい者基本計画に合わせて、福祉関係の3項目合同の福祉計画の見直しのタイムとなっておりますので、重層的支援体制整備事業というものがあります。その位置づけの中でも、そのところを何かうたい込めればというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひ計画の見直しのタイミングというところもありますので、福祉課だけではなく、重層的体制整備支援事業というところもあるのですが、庁舎全体として、各課の方も、手を取り合っていただければなというふうに思うのですが、そういった意味も、総社市の例でもありました。商工企業による理解や職場環境の整備の助成金などもあります。雇用関係の助成金などもあります。そういった場合は、やはり企画商工課の方の働きかけが必要かと思えますし、就労はしたいけど移動は困難という方に対しては、地域公共交通計画の中に、障がい者のある方も、しっかり公共交通機関を使えるような形で、計画のほうを盛り込んでいただきたいなというところで、総務課のご協力も必要かもしれませんし、また、あと就労の部分にはなるのですが、最近、障がい者就労支援の中で農業の人手不足に対して、その背景に加えて福祉就労施設との連携を交わす農福連携というものがあります。そういった意味においては、農業振興課の働きかけも必要かもしれませんし、さらには昨今、介護業界、高齢者介護業界においては、人手不足も当然うたわれております。そういった意味は福福連携というふうに言われているようです。そういった意味においては、高齢支援課の方の働きかけや、またふるさと納税の返礼品や、昨今では自治体によるクラウドファンディングなどもあるようですが、そういった返礼品やリターン品については、就労支援施設の作品、または商品などを活用するなどの事例などもあるようです。あくまで事例の部分なので、三股町としてどこまでニーズがあるのかなと、これからも精査していったり検討していただく必要もあるかと思いますが、困難事例も含めて各課が手を取り合って、縦割りの行政では限界があるかなと私は思います。ぜひ、縦割りではない行政運営を行っていただきたいなというふうに私は思うのですが、最後のご意見を、たくさん課の出させていただいたので、全ての課に対してご意見いただきたいのですが、取りまとめとして最後、町長、ご意見のほうをお聞かせ願いますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ありがとうございます。総社市の例が紹介されましたけれども、私も

総社市のほうには、民生委員さんの研修に同行しまして行きました。そのときに、この障がい者の雇用関係、そういうお話を聞きました。もう10年ぐらい前かなという感じで、ちょっと忘れておりましたけれども、本当に、あそこの障がい者に対する取組という、市長のリーダーシップがすごいなというのを感じたところでございます。

そういう意味合いでは、今言われたように、福祉課だけの問題ではなくて、町全体、町各課全体にまたがる取組が必要だなというのを感じております。やはり障がい者の方々がこれから本当に生きがいを持って、この町で過ごされ、そしてまた生活も充実していく。そういう意味合いでは、本当にしっかりとした計画を作り、そしてまたそれに対する実行を実践していくということが大事だろうというふうに思いますので、今日のすばらしいご意見等々、いろいろとご指摘を受けましたので、それを参考にしながら、今後の障がい者対策、まちづくり、そちらのほうに生かしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 総社市のように、何人雇用というところの掲げるまではいかないかもしれませんが、障害のある方が一人一人のニーズを拾い上げて導いていただけるような体制を、ぜひお願いしたいと思います。

それでは私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時まで本会議を休憩します。

午後1時52分休憩

午後2時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位8番、上西です。通告に沿って質問をさせていただきます。

まず質問1番、役場内における保健師の配置についてです。最初の質問をいたします。役場内に配置される保健師についてです。保健師は健康や医療に関する知識を持ちながら、人々の健康をサポートする専門職です。保健福祉に携わる課に配置されていると思いますけれども、現在の配置状況をお聞かせいただけますでしょうか。

この後の質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 役場内における保健師の配置について。

①役場内における現在の保健師の配置状況はということで、令和5年4月1日現在の正規職員の保健師の配置状況についてお答えいたします。

資料ナンバー2を御覧ください。

町民保健課の健康推進係に4名、福祉課の社会福祉係、児童福祉係にそれぞれ2名、高齢者支援課の介護高齢者係に1名、教育課の学校教育係に1名、最後になりますが、育児休暇者2名が総務課付となっているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。では続いての質問です。その保健師の配置が義務づけられている部署をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職務上、保健師または保健師等の配置が義務づけられている部署についてお答えしたいと思います。

まず、町民保健課の健康推進係におきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に保健師、管理栄養士及び地域保健法に基づく保健活動業務に保健師の配置が必要とされております。

次に福祉課において、子供家庭総合支援拠点事業の支援員として保健師、社会福祉士、保育士等が必要とされております。

次に高齢者支援課においては、地域包括支援センター事業及び介護予防推進事業業務として、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、保健師に準ずる看護師等の配置が必要とされております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。では義務づけられているのに、何らかの理由で配置ができていない部署はありますか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 理由として配置されていない、保健師というふうの特化すれば、されていないところもあるかもしれませんが、保健師ではなくても、その業務に携われる、先ほど申しました専門職がございますので、その点から申しますと、配置できていない部署はないとい

うふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。

では、包括支援センターというところは、保健師が義務づけられているけれども、準ずる看護師ということで、そういうふう読み替えていったということによろしいですね。

昨年度の6月に、指宿議長からの一般質問で、各部署の専門職配置に関する質問や働き方に関する質問があったと思います。議事録を読ませていただきました。その際に副町長からの答弁では、今後も求められる業務の質、量に応じた適正な職員数の確保、業務の専門性を考慮しながら職員の採用を進めていきたいということ。また、令和3年度に採用募集を行った保健師、ほかの専門職も言っていましたけれども、採用できなかったために、職員採用に向けた対応をしっかりと行っていきたいということでした。

では、その結果、昨年度の募集では保健師はどの部署に採用されて、配置をされていったのか、また今後はどのような計画なのかを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本年の採用ですね、それと今後どの部署に何名保健師を配置する予定なのかという質問にお答えしたいと思います。

まず、令和5年度の専門職員の採用状況及び今後の保健師の配置という視点からお答えいたします。

令和5年度の専門職の採用は、保健師3名、建築士1名、心理士1名の5名でございます。保健師は町民保健課の健康推進係に1名、福祉課の社会福祉係に1名、高齢者支援課の介護高齢者係に1名を配属したところでございます。

建築士は都市整備課の建築係に、心理士は教育課の学校教育係に配属しております。令和6年度における保健師の配置につきましては、現在のところ、育児休暇者の復職を考慮した上で、町民保健課の健康推進係に5名、福祉課の社会福祉係、児童福祉係にそれぞれ2名、高齢者支援課の地域包括支援係、介護高齢者係にそれぞれ1名、教育課の学校教育係に1名の配置を考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。一番最後の4番目の高齢者包括支援センターの現在の人員配置は適正であるのかという質問も既に答えていただいたので、飛ばさせていただきます。

厚労省から平成30年に通告された文書やホームページ上の地域包括支援センターの設置運営

については、人員配置は原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置くこととする。しかしながら、3職種の確保が困難である等の事情により、この人員により難しい場合には、これに準ずる者でも構わない。つまり保健師に準ずる者として看護師でも構わないとされていますけれども、先ほどおっしゃっていただいた資料の2によりますと、役場内に保健師は他部署に何人か配置をされているので、確保ができていないわけではないかと思うんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 保健師としての専門職の数としては、先ほど言いました配置として必要とする保健師の数以上にいるというふうに認識しています。ただ、それ以外の部署、例えば学校教育含め、福祉、高齢者、町民保健、様々な専門職の配置が基準とされる以外の部署、そちらのほうにも保健師に関与する業務等も入ってきておりますので、そういったところも配慮しつつ、保健師を配慮しているというところでございます。

また、地域包括支援センター、こちらの係のほうに保健師を配置していないというところがございますけれども、準ずるところとして、経験豊富な看護師を配置しているというところであります。業務的には支障はないというふうに考えております。また、保健師というところの位置づけで考えた場合、資格を持っておればいいというのでは、ちょっと業務が進まないのかなと思っています。一番大事なのは、やはり保健師、またそれに準ずる専門職であっても、経験豊富な方をいかに配置するか。また、そこで若い職員であっても、いかにそこで育てていくかということが一番大事ではないのかなと思っていますので、単なる人数、保健師をそこに配置すればいいという観点ではなく、人事異動に関しては全体的な経験年数、それとそこに配属された経験年数も含め、そういったものを相対的に考えた上で、職員の人事配置をしておりますので、そういった考えで専門職等の配置については考えております。という総務課の考えでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。確かに私も専門職の人員配置は、ただ置けばいいというものではないというふうには考えております。しかしながら、看護師の仕事というのは、病気やけがなどを有する人に対して看護を提供する仕事でありますけれども、保健師はそれらの医療の知識を得た上で、地域住民の健康管理や保健指導を行うのが仕事となっております。

また、保健師は、乳幼児や高齢者まで幅広い健康増進のサポートに加えて、虐待の疑いのある家庭や認知症高齢者の家庭を訪問し、支援計画を立てたり、相談に乗ったりするなど、社会全体が対象となるところに必要とされるというスキルを持っているというところに違いがあると思

ます。

現在、全国の各自治体の行政の場においても、様々な問題解決に当たっては、保健師のような専門職のスキルが求められていると思います。社会福祉士もしかりだとは思いますが。先ほど、経験の豊富なおっしゃいましたけれども、経験の少ない保健師や社会福祉士もしかりですが、役場に寄せられた諸問題を専門職が持っている知識というのと、他の経験豊富な職員たちの経験と合わせながら、解決に導く中で力をつけていくということもありますので、そのあたりも考えていただければと思います。ぜひ、医療福祉の専門職を役場内にしっかり配置して、質の高い町民サービスの提供をしていただきたいと望みます。最後にもう1点ですけれども、このことに関することとしての質問をいたします。町内の人口に対する包括支援センターの専門職の数について質問をさせていただきます。三股町の介護保険の第1号被保険者、つまり65歳以上の方は、令和4年10月時点で7,258人いらっしゃいます。包括的支援事業に関わる人員基準は、3,000人から6,000人ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（順ずるものを含む）をそれぞれ各1人としていますので、我が町の場合、専門職を3人プラス1人、合計4人置いてもおかしくない状況かなというふうに思っております。

現在保健師の代わりに看護師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名ずつというのは、専門職1人にかかる負担の大きさと、町民に対するきめ細やかなサービスの在り方を鑑みるといかなものかと思いますが、そのあたりの意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 専門職の高齢者に対する、人口に対する適正な人員の配置がなされているのか、サービスの提供ができていないのかという点なんですけど、この件については、担当部署の課長のほうとも業務の状況とも踏まえ、話をさせていただきました。一つは、国が示している65歳以上の被保険者の方々を指している人口に対してということですが、現在、いろんな定年延長も含め、働き方改革も含め、この65歳という年齢が、以上の方々が全て、この包括支援センターの支援事業に該当するというふうには捉えられないのではないのかなと思っています。昨日、おとといですか、県内の平均寿命や健康寿命ということで数字が出ていましたけれども、あれ見ると、平均寿命でいくと、大体男性で81歳から82歳、女性でいくと87歳前後ということで、65歳、被保険者という捉え方ではなくて、まだまだ70歳になっても元気な方もいらっしゃるし、実際、こういった支援を必要とする方々がどの程度いらっしゃるのか、そこに対してのサービスがどうできているのかというところが、一番考えなければいけないのかなと。その辺の状況を確認した上で、そういった専門職の人員の配置については考えていくべきではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。よくわかりました。ただ、高齢者包括支援センターというところの位置づけを考えていただけると大変ありがたいなというふうに思っているのですが、私の経験でも、高齢者包括支援センターというのは、地域福祉づくりにとって大変な重要な位置にあると考えています。要支援者のケアプランづくりではありません。高齢者がいかに要介護状態にならないようにするか、要医療者にならないようにするか、地域で孤立しないようにするか、一人一人の状態、環境に合わせて考えていくことが必要な支援機関となっています。包括の相談窓口には、民生委員や地域の方からの通報が絶え間なくあり、中には要支援の高齢者がひきこもりの家族や病弱な家族の面倒を見ていたり、多頭飼育の動物の世話ができずに生活がままならないなどといった生活全般の相談を、包括の職員が一気に引き受けざる得ないときもあります。家族の協力が得られなくて、負担を押し付けられることも事例として聞いています。

役場の包括の職員から、こうした困難ケースに遭ったときに、専門的な知識や経験を持つ人に相談したいことが多くあるということも耳にいたしました。私も様々な、障がい福祉ではありますけれども、ケースの対応を福祉専門職として行ってきましたけれども、一人では判断ができないケースが多くあり、胃が痛くなったり眠れなくなったりすることも多々ありました。

一方で、同じような仕事をする仲間が、バーンアウト、燃え尽き症候群で療養に入ってしまったたり、職場を辞めてしまったというケースも何度も見てきました。対人援助を行う職場というのは、いろんなケースのことなどを相談できるような、専門的視点、視野を持ったような人たち、経験のある仲間たち、あと他機関との連携というのも大変必要になって、そういう中で一緒に考え、一緒に支え合っていくことが大変必要な職場というか機関になると思います。そういう意味で、いいチームをつくっていくためにも、包括支援センターの働く環境をぜひよくしていただくことを考えていただけるとありがたいと思っております。

ぜひ、保健師を含めた専門職の方が、その専門性を生かしたきめ細やかな質の高いサービスを提供していけるように、またその職務に専念できるような環境づくりも含めて、適正な人員の配置をお願いをしたいと思います。そうしたことを訴えて、1問目の質問を終わります。

続いて、2つ目の質問に移ります。

きめ細やかな高齢者支援を充足させるための、町独自の事業についてです。

まず、最初の質問です。

見守りが必要な高齢者を短時間でも見守ってもらえるサービスがあるといい、との声を複数人からお聞きしました。介護状態ではないけれども、見守りが必要な高齢者や目が離せない高齢者が町内には多くいらっしゃると思います。家の中で転倒リスクがある、持病の急変で倒れたとき

には大変なことになる、あるいは通院のつき添いが必要なのに、その御家族が仕事や所要で面倒を見るができないときの一時的な見守り、付添いなどのサービスです。町内でそのようなサービスの提供している事業所があるのか、把握をされているのかを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 見守りが必要な高齢者を短時間でも見守れるサービスがあるという声があるが、町内でそのようなサービスの提供をしている事業所があるのかについてお答えいたします。

現在は、介護者が用事に出かけるときにはショートステイやデイサービスの時間を利用してもらっているところであります。短時間での見守りサービスを行っている事業所については、現在のところ把握していません。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。もうすぐに次の質問に行きます。通告質問内容の2を飛ばしまして、3の質問をいたします。

最初の質問の内容と少し似ているのですけれども、介護保険の対象でもなく、軽度生活支援事業の対象でもない、また近くに家族もいないという独居の高齢者から伺いました。日頃はなんとか生活はできているけれども、けがをしたときや調子の悪いときに調理や片付け、お掃除ができない。でも家政婦を頼むような余裕はない。そんなときに頼めるサービスはないものかという声をいただきました。また同時に、介護保険を利用している方からも、ヘルパーを利用しているけれども草取りができない、お掃除はできない、電球の取り替えはできない、制度上、できませんというふうヘルパー事業所から言われている。けれども実は困っている。有償でもいいからお小遣いの範囲で利用できるサービスがあると助かるよという声をいただきました。町内でそのようなサービスの提供している事業所があるのか把握をされているのか、これについても伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護保険の対象でない高齢者より一時的なお手伝いサービスがあると助かるとの声を聞くと。町内でそのようなサービスの提供している事業所があるかについてお答えいたします。

本町では、三股町在宅高齢者軽度生活援助事業に取り組んでおり、高齢者宅に援助員を派遣し、食事の支援や洗濯、掃除などの簡易な日常生活上の援助を継続的に行っているところであります。

また、今市自治公民館独自ですけれども、今市自治公民館に加入している方で、要支援認定者や一人暮らしの高齢者を対象に地域支え合い活動事業を実施しました。こたつなどの季節製品の入替えや買物の支援を行っているようです。一時的なお手伝いサービスを行っている事業者につい



ては、把握していません。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。町も頑張っているというところと公民館単位で頑張っているところもあるということを知りました。

ニーズがあっても、制度上どうしても支援が届きにくいサービスは、出てくるとは思っています。ただ、私は、ちょっとした工夫で提供できるサービスを町独自の事業、ないしは民間で提供できないものかと考えております。2015年の介護保険法改正のときに創設をされた介護予防日常生活支援総合事業と言われてはいますが、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させるための自治体独自のサービスをつくるのが可能となっています。

実は、この一般質問の通告を提出した後に、1つ町内でそうした独自のサービスを提供している事業所を知りました。今日配付したお手元の資料を御覧ください。くらしの保健室が上に書いているんですが、下にワンコインお手伝いサービスというのが書いてありますが、これが私が今、こういうサービスはありませんかという質問をした内容のサービスとなっております。これは、蓼池にある蓼池至福の園の原ケアシステムさんが提供しているサービスです。家事代行サービスとか、外出つき送迎サービスとか、その他庭の手入れ、お墓の掃除、入院中のペットのお世話とか、ちょっとしたお手伝いがほしい人たちに対するサービスとなっております。

介護保険サービスの隙間のサービスとしてとてもよいサービスだと思ったのですが、ただ、自費のサービスとなるために、10分500円として提供をしています。1時間サービスを受けると3,000円という計算になりますが、人件費などを考えると、致し方ないとは思いますが、安くはない金額だと思います。このようなかゆいところに手が届くサービスを町独自の事業として展開するか、またはこうしたサービス提供事業所に一定の補助金を出すといった施策が私は必要ではないかと思えます。補助金を出すことで、こうした隙間のサービス提供をしていく事業所がもっと増えるのではないかと考えます。ご意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 町独自のサービスの提供するか、補助を出す考えはないかについてお答えいたします。

高齢者の短時間の見守りや一時的なお手伝いサービスについては、利用したいと思う方はいらっしゃると思いますが、お手伝いをしてくださる方、サポーターをどのように確保するかが課題だと考えています。ほかの自治体を見ますと、電球、電灯の交換や軽い家具の移動、季節の家電製品、扇風機とかこたつの入替えを30分以内で終了する緊急性、危険性、専門性、継続性がなく軽易な活動について支援しているところがあるみたいです。

そのような先進地の事例等を参考にして、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、全国でも展開をしている自治体があるというところと、総合事業というのが厚労省から打ち出された内容を読んでも、その今市でやられたように、地域の住民のサポート、支え合いというところでやられているところが多くあると思いますので、地域住民も巻き込みながら、そうした支援体制をつくれるといいのかなと思っております。ありがとうございました。

5月に3歳児までの第一子の保育料の無償化が決定し、町長よりベビーファースト宣言も出されました。子育て支援がさらに充実したことはとても喜ばしいことだと思っています。ただ一方で、高齢者を取り巻く環境がますます厳しいものになっていることを私は感じております。

これまで何十年も国や地域の経済を支えて、税金、介護保険料、健康保険料を払い続けている人たちの小さなニーズにも対応できるような地域にしていくべきだと考えています。ぜひ子育て支援と並行して、きめ細やかな高齢者支援の充実も行っていけるようにどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして3番目の質問です。

高齢者支援に続いて子育て支援に関することです。

内容は、保育園、幼稚園、幼保園の広域入所についてと通告に書いておりましたが、通告内容に訂正があります。正しくは、保育園、認定こども園など（幼稚園、幼保園を省きます）の広域入所についてです。申し訳ございません。

現在、園の入所を希望する町民のうち、第2号、第3号認定区分の場合、つまり保育部分を希望する園児の入所は都城市、曾於市との取決めで、広域入所、つまり市町村をまたがった園の利用は原則認められていません。まずその理由を伺いますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 保育所、認定こども園を利用する場合の町、都城市における広域利用ということでお答えいたします。

基本的に保育は市町村が行うものという大前提がある中での答えとなります。

幼稚園を除く教育、保育については、現在は町に住所のある子供は町内施設を利用していただくことを前提としております。しかしながら主に住所に関して、例えば三股町から都城市に転出をしたけれども卒園まで慣れている園を利用したい場合など、やむを得ない理由がある場合に双方協議の上、広域入所を許可することとしております。

町と都城市は、広域入所に関する委託契約を締結し、この運用を図っているところです。児童福祉法では、市町村は保護者の労働または疾病、その他の事由がある場合には、保育所において保育しなければならないこと、認定こども園により必要な保育を確保するための措置を講じなけ

ればならないとされております。子ども・子育て支援法で、市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、その中で教育、保育提供区域、つまり自治体単位における必要利用定員総数、量の見込みなどについて年度単位で定めることとされています。

現在、町では第2期三股町子ども・子育て支援事業計画がそれに当たります。町において、待機児童が発生しないことを主眼に、教育、保育の受給バランスを計画するものです。この中では、広域入所に関する需要についても、実績から一定数を見込み反映させております。この計画をもとに、教育、保育の国、県の計画にも反映されることとなります。

今回ご質問にありますように、広域入所の要件を緩和すると、各施設の立地条件で異なってくると思いますが、町に住所のある子供が、町内施設を希望しても利用できなくなってしまうようなことが増加し、町で計画していた受給のバランスが崩れてしまうのではないかと考えております。データ等はお示しできませんが、以前に、町、都城市、曾於市で、住所要件をなくし、圏域内で自由に施設を選べるように緩和したところ、バランスが崩れ、町内に住所を有する児童の空き待ち児童が増えるような状況が発生しました。このようなことを踏まえ、現在の住所要件による広域入所のみ認めるようにということで行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。町内の待機児童が出ないように利用受給のバランスを取れるように必要な取り決めをしたということですね。そのように理解をいたしました。ただ一方で、私は利用者の立場に立ったときに、園を選択する際に、急なお迎えの対応ができる親の職場の近くがよいと考える人も多くいるのではないかと思います。

また、町内にも特色のある魅力のある園が多数ありますけれども、保護者が自分の子供に合っているとか、理念がしっかりしているとかの理由で、この園に預けたいとあえて選択したいと考える利用者もいると思います。社会福祉の歴史を振り返っても、流れは措置制度から契約制度に移行していて、保育施設も選ばれる時代になっているのではないかと思います。利用者を選ばれるために事業所は職員の研修などサービスの質の向上に向けた取組をされるのではないかと考えます。様々なデメリットがあることは承知をいたしましたけれども、都城市、曾於市との取り決めについて、保護者の状況、希望を考慮しながら、もう少し幅を持たせてもよいのではないかと思います。思うのですけれども、繰り返しかもしれないですけれども、そのことについてご意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 子育て支援策がどこも自治体が一生懸命やられている状況になってきます。国のほうでは就労支援についてもどうという話まで少し出ているところもあります。そういう中で、保護者というのは、ある意味預けやすくなっていくところが発生しますけれども、

そうなる自分が預けたい園にというのが出てくるのは当然のご意見かというふうにも思っております。ただ、冒頭申しましたように、どうしても保育は市町村が行う、町が行うという部分があります。なぜかという、やはりある一定の計画、町内で受け入れることの定員の計画であったり、かかる経費の計画であったりという部分がありますので、そこを取り除くということは特別な、今のうちでいう住所要件以外のところまで取り除くことは、ちょっと簡単には考えられないというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。承知をいたしました。その待機児童のことを考えると、確かに、簡単にその要件を外すのはデメリットがあるのかなというふうには承知をいたしました。ただ、そこは理解をいたしました。各園が今後3歳児までの第1子の無償化となった場合に、ある意味、いろんな子供が園に入所してくると思うんですけども、やっぱり園そのものの質の向上とか、そういうところもどうすればいいのかとか、質を担保していくということも含めて、今後いろいろ検討していただけるとありがたいというふうに思います。子どもの福祉のほうも、町内が今後児童福祉のほうも発展していくことを私も望んでおります。そうしたことを訴えまして、私からの全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時50分まで本会議を休憩します。

午後2時39分休憩

午後2時50分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） はい、午前中に引き続き、HPVワクチンについてお伺いします。平成25年、2013年から令和3年、2021年のHPVワクチンの接種を個別に勧める取組が差し控えられていた間に、定期接種の対象であった方々の中には、HPVワクチンの公費での接種機会を逃した方がいらっしゃいます。こうした方に公平な接種機会を確保する観点から、定期接種の対象年齢を超えて、改めて公費での接種機会を提供しているわけですが、これをキャッチアップ接種といいます。

それでは、質問要旨②キャッチアップ接種は何人受けられたでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） キャッチアップ接種の接種者数についてお答えいたします。H

HPVワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した人は、令和4年4月から3年間、特例的に対象者としてになっております。対象者は平成9年度生まれから平成18年度で生まれの女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない人になります。キャッチアップ接種の接種者数は、令和4年4月から令和5年5月26日までに、1回目40人、2回目26人、3回目18人となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） それでは、質問の要旨③キャッチアップ接種への対応はどのようにされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） キャッチアップ接種への対応についてお答えいたします。令和4年度は平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性で、過去にHPVワクチンを合計3回接種していない人に、接種案内や予診票などを郵送しております。令和5年度は平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性で、同じく過去にHPVワクチンを3回接種していない人を対象に、個人通知を行う予定です。また、町ホームページで情報提供を行っております。接種勧奨控えの期間に全額自己負担で接種した人に対しましては、償還払いで助成をしているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 男性も2020年12月に厚生労働省が4価HPVワクチンを認可し、全額自費で接種可能になりました。そこで質問要旨④男性への接種対象が拡大されましたが、期待される効果はどのように考えられるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 男性へのHPVワクチン接種に期待される効果についてお答えいたします。

厚生労働省は、令和2年12月に9歳以上の男性に対する4価ワクチンの接種を承認しました。効果は、ヒトパピローマウイルス6、11、16、18型の感染に起因する肛門がんとその前駆病変及び尖圭コンジローマの予防となっております。また、自分が感染源となることを防止し、パートナーの健康を守ることに繋がっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたようなことが、日経メディカルの記事にこうありまし

た。今回、適応追加となった肛門がんは、国内では稀ながんですが、2017年には1,086人が新たに罹患し、罹患率は10万人当たり0.3人、死亡者数は441人と報告されています。肛門がんの扁平上皮がんは、その約80から90%にHPV感染が関与しているとされて、HPV感染から持続感染、前駆病変を経て発症する、このことから、HPVワクチンの肛門がんへの予防効果が期待される。また、男性にもHPVワクチンが使用可能となったことで、既適応の尖圭コンジローマへの予防効果も併せて期待されている。

尖圭コンジローマは、HPV感染により肛門や性器周辺に発症する乳頭状、鶏冠状またはカリフラワー状のユウゼイであり、男女問わず罹患するとの記事でした。

HPVは男性もかかる病気の原因になります。男性がHPVワクチンを接種することで、HPV感染や将来引き起こされるがんから自分を守ることができるだけでなく、先ほど言われたように、大切なパートナーを病気から守ることにもなります。HPV感染症の情報を取り扱う民パピによると、男性が接種する場合は全3回で、計5万から6万円ほどかかるそうです。

そこで質問要旨⑤本町で男性への接種の助成はできないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 男性への接種の助成についてお答えいたします。予防接種は予防接種法に基づき、市町村が実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種があります。

男性へのHPVワクチンは任意接種になり、接種費用は全額自己負担となっております。接種費用の一部助成を行っている市町村もございますが、現在のところ、費用の助成は考えていないところです。現在、男性HPVワクチンに対する公費助成について、国で審議されており、その動向に注意してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 6月5日の埼玉新聞に掲載されていたのですが、このようにありました。埼玉県熊谷市は、子宮頸がん撲滅とヒトパピローマウイルスHPV関連のがん予防を推進するため、任意接種である男子のHPVワクチン接種にかかる費用の助成を行うと発表した。市によると、男子へのHPVワクチン接種費用の助成は、県内では初めて。男子がHPVワクチンを接種することで、HPVによるがんを予防し、HPVに感染した男性と性交渉による女性への感染、子宮頸がんの発症を防ぐとともに、接種を希望する保護者の経済的負担の軽減を図る。

市は、中学1年生を対象として行っている生命の授業で、男女ともにHPVワクチン接種をすることによるHPVの感染予防とがん予防について啓発。男性がワクチンを接種しやすい環境をつくることで、HPVに関する理解が広がり、感染リスクを減らし、市民の健康の保持・増進に寄与するとともに、疾病・感染症の蔓延防止を図る。定期体験で、小林哲也市長は、女性だけで

なく、男性もHPVワクチンの効果があることを知ってもらいたい。積極的に推進していきたいと話したとの記事でした。この記事を受けて町長に伺いますが、接種費用の助成を考えていただけないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、町民保健課長が回答しましたように、この公費助成について国で審議されているということですから、その動向を注視してまいりたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 日本では、現状、小学6年から高校1年の女子のみが定期接種の対象となっており、これは無料で接種することができます。一方で男子はまだ定期予防接種の対象ではありません。HPVワクチンは、男性にも起こり得る様々ながんの予防や、尖圭コンジローマの予防、そして大切なパートナーを守ることに繋がります。現状、男性への接種は自費になります。

令和5年度から独自助成を開始している自治体が増えていきます。宮崎県は、子宮頸がん罹患率ワースト1です。これは2019年の調べです。男女ともにHPVワクチン接種を促進し、HPV感染リスクを減らすことが急務です。これからも三股町に住んでよかった、三股町で安心とだけいただけるように、小さな声を聞く力を磨いてまいります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了しました。残りの質問は、来週月曜日、12日に行うことにいたします。

---

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時01分散会

---

---

令和5年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和5年6月12日(月曜日)

---

議事日程(第4号)

令和5年6月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託

---

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名



町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位9番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） おはようございます。

それでは、通告しておきました交流拠点施設整備事業に伴う事業スキーム（PFI事業）について質問を行っていきたいと思います。

皆さんご承知のとおり、平成30年度に基本構想策定方針から、もう5年がたとうとしております。これまでこの事業に関しましては、全員協議会で幾度となく説明を受けておりまして、さらに昨年10月からは、議会としましては特別委員会で勉強会を行っております。これまで7回にわたり調査研究を行ってきたところです。その中では、特に外部の講師等も招き、このPFI事業、三股町が初めて取り組むPFI事業についても勉強を行ってきたところなんです、このPFI事業、本当に難しく複雑で、勉強をすればするほどいろんな疑問とか問題点が増えてくる

のが現状かと思えます。この事業スキームが従来の工法と違って、従来の事業の仕方と違って、地元事業者とか町民にとって本当に大きな利益をもたらすなら、ぜひこの事業を進めていくべきだと私は考えております。

そういう観点から、今回は13項目にわたり質問をしていきたいと思えます。

まず1つ目なんですが、このPFI事業、従来の公共事業とPFI事業の最大の違いについてお尋ねいたします。

あとは、質問席のほうで質問したいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。交流拠点施設整備事業に伴う事業スキーム（PFI事業）について、従来の公共事業とPFI事業の最大の違いはのご質問にお答えいたします。

まず、PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営に民間の資金と専門的な知識や技術を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方で、英国で生まれたものでございます。

従来型とPFI事業の最大の違いは、考え方によって様々な捉え方ができると思えますが、本町としましては、仕様発注ではなく、性能発注することが最大の違いではないかと捉えております。

従来の公共事業は、仕様書に基づく導入費用を比較検討の対象とするため、安価に抑えようとする意識が働くものの、導入後の維持管理にかかる長期的なコスト削減などの意識は薄れ、トータルコストが膨れ上がる傾向がございます。

PFI事業で採用される性能発注では、整備だけではなく、維持管理や運営費用も含めてコストを算出し、あらかじめ示された長期にわたる総事業費の中で、いかにコストを下げ収益を確保できるかといった点に、民間事業者の創意工夫が期待できます。このように、初めからライフサイクルコストを抑えようとする意識が働くことが、最大の違いではないかと考えています。

なお、公共事業において、整備には補助金の活用が期待できますが、維持管理には補助金はありません。したがって、維持管理費が財政に与える影響は大きいことから、ライフサイクルコストを抑えることは、自治体にとって極めて重要であるというふうに考えています。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ありがとうございます。確かに、今、町長が言われたとおり、最大の違いというのは性能発注であると。確かに外部講師を招いて勉強したときも、やはりその話

が一番先に出ました。性能発注であるということですね。例えば、建物の天井を張る場合、公共施設はちゃんと天井を張るけど、民間は天井を張らなくて、例えば、空調がむき出しになると。掃除がしやすいとか、メンテナンスがしやすい。確かにそうだと思います。だから、そういう点から見ると、本当にこの性能発注、PFIというのは非常に有効だなと思っています。

いろいろ勉強する中で感じたのが、PFI事業自体は、考え方というのが、行政側から非常に有利だと。当然今までみたいに設計・建築・維持管理を別々に発注していたのを、一括で発注できる。そこで期間の短縮もできるし、経費の節減もできるというふうに思っています。ただ、これはあくまでも行政側から見たメリットだなとずっと感じています。

じゃあ、逆に、次の質問になるんですが、民間事業者から見たPFIのメリット・デメリットあるのかなと。三股町にとっては初めてのPFI事業です。果たして、今まで従来の公共事業に慣れてきた地元の事業者の皆さんが、果たしてすぐに入れるかどうかということもちょっと気になるころなもんですから、2つ目です。民間事業者から見たPFI事業のメリット、またデメリットについてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。民間事業者から見たPFI事業のメリットは、またデメリットはあるのかというご質問にお答えをいたします。

従来の公共事業において、プロジェクトの初期段階から関わることができる事業者は、一部のコンサルやゼネコンに限られていました。

一方、PFI事業では、設計・建設・維持管理・運営のそれぞれの分野を担う複数の事業者がグループを組み、設計からグループで協議を行います。このことにより、従来であれば、整備後の施設を維持管理運営するだけであった事業者が、計画の検討段階から関与することができるようになります。民間事業者にとっては、公共のプロジェクトに主体性を持って関わる機会を得ることがメリットではないかと思えます。

次に、デメリットですが、PFI事業では、リスク分担という考え方によって想定される様々なリスクを、官側と民側であらかじめ分担します。このことにより、従来の公共事業であれば、官側が負っていたリスクを民側が負わなければならないケースもあり、この点が民間事業者のデメリットではないかと思えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 確かに、今、言われましたように、最初からこの事業に一番最初から関わるというのは、今までの従来の公共事業と違って、本当に意見が反映されるという点では、本当に賛成だと思います。

後半に出ましたデメリットのほうなんです、私、こっちのほうがすごく気になっておりまして、結局、民間事業側から見ると、まず、今までは、例えば、設計なら設計だけ、建設なら建設だけ、維持管理なら維持管理だけをやる。自分のテリトリーの範囲で仕事をやっていたのが、これが一緒に計画を立てていくという。これまで横のつながりというのがないんじゃないかと。この横のつながりをつくる、まずスキームが出てきます。

それと、当然地元事業者というのは、通常の、何ですか、自分の仕事をしながら、今回このために新たに、例えば、人なり資金なり、いろんなものを提供しないとイケない。果たしてそんな余裕があるのかどうか。

また、先ほどありましたように、今までは町の仕様によって、その仕様どおりの仕事をしてしまえば、あと責任全くなかった。これが、長年にわたり、先ほど今、出ましたように、リスクを負担しなければならない。そういったことも非常に気になっているところです。

ですから、冒頭申しましたように、これが本当に三股町、地元にお金が余計に落ちてくるような事業だったら大賛成なんです、その辺の参加する側の事業としてのリスクについて、もう一回ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。本日追加をさせていただきました資料がお手元にあるかと思えます。追加説明資料として本日お配りをさせていただきました。こちらは、内閣府認証NPO法人全国地域PFI協会の公式ホームページより抜粋したものになります。こちら、あくまでも一般的なPFI事業の流れを示しておりまして、本町の流れとは必ずしも一致しない部分がございますので、まず、そちらをご承知いただきたいと思っております。

今、議員よりご指摘のございましたこの流れ図でいきますと、左のほうから右に向かって事業の流れというのがございます。特に上のほうを見ていただきますと、発案段階で公共側の事業計画、こちらは、もう町の基本計画が決まっております。また、民間からの事業提案がございます。そして事業の検討というふうに、下のほうにスライドしていきます。その右側に、民間企業、設計会社、建築会社、維持管理等がございます、こちらがコンソーシアムというのを結成し、そのコンソーシアムがいろいろな金融機関から融資が可能であるかどうかとか、町の計画に対して妥当性があるかどうか、いろんな形でここで審査が行ってまいります。そういった意味では、民間における今まで負わなかったリスク、事務的なものも含めまして、大変なリスクが生まれてくるというお話がございました。確かにそういった部分はあろうかというふうに考えております。

町といたしまして、現在は、まちづくり合同会社において、実際には実施をする予定の事業に関する計画提案の前段階といたしまして、対話型の市場調査というのを実施しております。これは、交流拠点施設整備事業に関する事業実現性の向上に関する調査を対話型で行うもので、

6月の5日から6月30日までの期間でお申込みを受け付け、個別対話調査を7月の14日まで行うこととしております。現在、既に幾つかの事業者からお申込みをいただき、今後、順次対話を進めていき、事業者のお名前や新たなアイデアなどの知的財産に関する保護等も考慮し、議員の皆様にもお示しができるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） このPFI事業なんですけど、導入されて約20年以上が過ぎようとしております。これまで全国で700件ほどのPFI事業が実施されたと言われております。

ご承知のように、今、特別委員会を開催しながらいろいろ勉強をやっているんですが、当初は、このPFI事業、事業費約20億円以上の事業に限って国が推進してきたという経緯もあると書かれております。確かに、見ますと、大都市圏等でこのPFI事業は盛んに取り組まれている。最近になると、20億以下、小さい金額でもどんどん取り組んでくる市町村が増えてきたということで、今回、三股町も取り組むことになったと思うんですが、当時は、大手の企業、ゼネコン等が、建設の大きいゼネコン等が一举に引き受けて、そこがやるということで、一時期は、経費の節減にならないじゃないかというような批判もあったと聞いております。ところが、ここ最近になって、いろんな手法、PFI事業の中でもいろんな手法があって、だんだん普及されてきたという現状があるということを、今、勉強しています。

ということで、次の質問になるんですが、三股町が目指す地域密着型官民連携事業というのの特色、それと、先ほどありましたように、まちづくり合同会社というのがもう設立されているんですが、ここの役割等について質問したいと思います。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。三股町が目指す地域密着型官民連携事業の特色は、また、まちづくり合同会社の役割はというご質問にお答えをいたします。

本町が目指す地域密着型官民連携事業とは、地域経済の循環を生み、町内経済を活性化することで町民の暮らしをよりよくするため、地元事業者を中心に、町外の事業者の参画を得ながら、官民連携でまちづくりを行うことと定義づけております。地元事業者にまちづくりの担い手としての役割を期待しながら、地場産業の活性化につなげていく狙いがございます。

まちづくり合同会社は、官民の橋渡しの役割を担いつつ、PFI事業を進める上では、民間事業者のグループを組成する中心的役割を担うことも想定しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま説明ありましたように、この三股町が作りましたまち

づくり合同会社というのが、もう皆さんご承知と思うんですが、三股町と三股町の商工会が出資しましてできました合同会社でございます。意思決定は50対50ということですね。この合同会社が、今、課長からの説明がありましたように、橋渡しの役割でPFI事業を進んでいくということになっているんですけども、こういう事業手法があるということも、勉強しまして分かりました。

ただ、もう一つちょっと気になっているところが、昔、第三セクターというのが流行ったんですね。やはり一緒なんです。公共が出資して、民間が入って、事業が一生懸命ありました。ところが、その当時の第三セクターというのは、いろいろ問題があったりして、事業自体が潰れてしまって、残った債務を行政側が全部請け負わなければならないというような事態があったというのもしろいろ聞いています。

ということで、合同会社が新しく組成する目的会社の中心的役割をやるのは構わないと思うんですが、何かこの第三セクターに何か似てくるんじゃないかなと気がするんですが、この第三セクターと今度の合同会社、今度のPFIの仕組みの大きな違いというのをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまご質問がありました点についてお答えを申し上げます。

第三セクターとは、いわゆる第一セクターである国や地方公共団体と、第二セクターである民間事業者が共同出資して設立された法人のことをいいます。とはいえ、法的な根拠は特に見当たらないというのが実情でございますが、民間企業の経営責任の範囲が不明確となる場合が多く、赤字が出た、マイナスが出たら、官側がすぐに補填をするというような体質が、もともとこの第三セクターにはあったというところでございます。

一方、合同会社は、会社法に規定された出資者と経営者が同一である会社形態のことをいいます。第一セクターと第二セクターからの出資という意味では、まちづくり合同会社も第三セクターと位置づけられますが、リスク分担を詳細に規定することや、意思決定を50対50と定めている点で、民主主義的第三セクターと呼んで区別をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。法的にいろいろ会社法の適用があって守られていることなんですけれども、もう一つ気になっていることといたしますか、今、これまでまちづくり合同会社についても、全員協議会もしくは議会の特別委員会の中で説明を受けてきました。先ほどありましたように、意思決定は50対50。確か町が100万で、商工会のほうで50万の出資でできたと思っております。定款もできております。組織図もできております。

ただ、前の3月議会で、合同会社に対して1,500万貸付けというのがあったんですが、これが否決されました。こういう流れを見ていったとき、結局、まちづくり合同会社、意思決定は50対50ですよとは言いながらも、お金を貸し付ける。お金を貸したからどうだこうだというのはないと思うんですが、何か行政側の意向が強くなるんじゃないかというような気がしています。当然商工会側からも5人の代議員ですか、がいらっしゃる、町側がいるということで、ここで全て話し合っただけで決めていくんでしょけれども、何かこう、やっぱり行政が入ることによって、行政に頼る部分があるんじゃないかなという危惧をしておりますが、その辺についてどう思われるでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。ただいただきましたご質問にお答えを申し上げます。

まちづくり合同会社みまたの定款第16条議決権において、代議員は一人につき1議決権を有するとされており、町から指名する代議員5名と商工会が指名する代議員5名の特別社員総会で意思決定を行うこととなっております。また、執行社員は町と商工会それぞれから1名ずつ選任されており、先ほども申し上げましたけれども、意思決定は、出資金の多寡にかかわらず50対50と定めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ありがとうございます。また後の項目でこれについては詳しくまた聞きたいと思いますが、それでは、次に進みたいと思います。

今回、三股町にとって初めてこのPFI事業を取り組むこととなります。

すみません。その前に、PFI事業をすることによって、特別目的会社ですね、SPCと言われる、をつくるというふうになっています。外部の講師の研修でも学んだんですが、パススルーの原則とか倒産隔離というふうに言われております。一応勉強したんですが、ここについてもう一回説明をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） SPC（特別目的会社）をつくる理由は、パススルーの原則、倒産隔離の意味はというご質問にお答えを申し上げます。

本町では、令和4年度に国土交通省の先導的官民連携支援事業という補助事業の採択を受けて、地域密着型官民連携の事業計画構築の検討を行いました。この調査において、地元事業者の主体性や事業関与度を高めること、国の補助金及び地方債等の財源を活用すること等について検討した結果、PFI法に基づく事業計画が最も適しているとの結論に至りました。PFI事業として

実施する場合、事業者グループにおいて、SPC（特別目的会社）を設立することとなります。

SPCとは、スペシャル・パーパス・カンパニーの略で、ある特定の目的のために設立された法人のことをいい、一般的に「特別目的会社」と訳されております。SPCは設立はしますが、一つ一つの業務はSPCそのものではなく、SPCの構成メンバーが個別に業務を担います。

こちらの在り方が、本日お配りをした追加説明資料の真ん中より少し右側に「SPC」というちょっと大きな黄色い枠があると思いますが、その下に4本の赤いラインが引っ張ってありまして、SPCと設計会社、もしくは建築会社、そして運営会社、維持管理会社と、それぞれ契約を締結するというような内容になっております。この契約の在り方をパススルーといい、万が一メンバー企業が倒産した場合には、その後任に事業を引き継ぐことが可能となり、SPC全体として倒産することを防ぐことができるため、これを「倒産隔離」といいます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） この図のように、これまでは直接町が設計・建設・運営・維持管理と契約をやっていたと。ですから、それぞれの会社の運営が厳しくなった場合には、当然町がリスクを負わなければならなかったのを、この間にSPCをつくることによって、町に、SPC自体の事業が継続するという意味だと思います。

それでは、これをするによって、これまで町が直接設計・建設・運営・維持管理と契約をいろいろやってこないとはいけなかった。ただ、それをこのPFI事業を使ってSPCをつくることによって、SPCが実は今まで町がやってきたいろんな契約関係、保証関係というのをそれぞれやらないといけないという、やっぱり煩雑さも出てくるんじゃないかなと考えております。

そういったことで、SPCのことについては、また後のほうでまた話したいと思いますが、次に行きたいと思います。

このPFI事業を実施することで、行政側にどのような業務が増えてくるのか。当然従来事業と全然形違いますので、どういうことが大変になるのかなと思っております。それについてよろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。PFI事業を実施することで、行政側にはどのような業務が増えるのか、事業契約までの主な流れなどについてお答えを申し上げます。

PFI事業では、事業を行う事業権を民間側に与えます。行政には、権利を与えた民間事業者が行政が求める要求水準とおりサービスを提供できているのか、対価を払うに値する成果が出ているのかを評価する業務が出てきます。また、PFI事業に着手するまでにおいては、PFI事業契約にまつわる契約内容のチェックやリスク分担の妥当性の確認など、弁護士などの支援を受



けながら行う業務が想定されます。

本日お配りをしました追加説明資料のほうで、一番下の「監視・モニタリング」という文字が書いてあるところが、基本的には地方自治体というふうになっておりますが、事業検討から事業決定・公表、いろいろなそれぞれのフェーズの中で、この自治体の業務としてそれぞれに監視・モニタリングを行うという意味では、業務が増加していくのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいまの追加資料を見ても、「事業の流れ」というところですね。事業の検討から事業者決定まで、非常に多くの事務がふくそうするのかというふうに感じております。一番下にありますように、ずっと事業終了までは、この監視・モニタリングというのが必要になってくる。ですから、SPCに行政の事業権を与えることによって、行政としては当然そういうような事務が、監視するようないろんな様々な事務が省略される代わりに、やはりこのモニタリング・監視というのが重要になってくるのかなと。

今後、3月議会で1,500万の貸付けがありました。それを貸し付けることによって、この事業の決定から事業者決定まで行くと思うんですが、次の質問に移るんですが、現在の事務局体制で対応ができるのか。あとは、庁舎内の体制ですね。当然これは、今、企画内にある担当だけで本当に進むものかどうか。やはり全体で協力してやっていかないと、なかなか進まないじゃないかと。当然契約等に関しては入札の担当もいますし、維持管理に関してはそれぞれ各担当、まあどう内容になるかで違うんですけど、そういう維持管理もありますし、やはり建設に関しては、当然建築担当の専門の技術者等の協力もないといけないと思います。その辺を含めて、庁内の体制、事務局の体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。現在の事務局体制で対応できるのか、また、庁内体制は今後どう構築していくのかについてお答えをいたします。

現在の五本松交流拠点施設推進室の体制は、室長以下4人の体制です。また、庁内体制といたしましては、基本計画に基づく具体的な整備計画等に関する検討を行う機関として、副町長を議長とし、教育長及び全課長・局長からなる三股町交流拠点施設整備事業庁内検討会議を設置しております。

今、議員ご指摘のとおり、今後の事業の進捗に応じて、必要な職員については、十分な体制を構築し進めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 最初言いましたように、三股町にとっては初めての事業でありますし、どういう、何ていいですか、いろんな物事が起きるか分からないというふうに思っております。やっぱり事業の成功というのは、いろんな周りの皆さんの理解はもちろんなんですが、やっぱり事務局体制ですね。庁舎内一体となった体制というのが非常に必要じゃないかというふうに考えております。そういう点からも、本当に必要な、当然資金、事業費、お金も要ると思うんですが、人的な補充というのが、やはり事業の成功につながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ事務局体制というのは構築していただいて進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、当然先ほど一番最初に言いましたように、PFI事業というのは、いろんな契約があり、いろんな進め方があり、非常に難しいということで、今後事業を進めるに当たって、先ほども弁護士が必要だという話が出ましたけども、当たって、どのような専門のアドバイザーが必要になってくるのか。当然そこに、またいろんな費用がかかってくると思うんですね。従来の事業だと多分、私の記憶の中では、弁護士を頼んで事業を進めていくというのはあまりないと思うんですね。PFI事業だからこそいろんな権利擁護がありますので、弁護士というのが庁側にも民側にも必要になってくるんだと思うんです。それ以外に、この事業の進め方について、やはりアドバイザー等が要るんじゃないかというふうに思っております。今後の、その7番ですね、どのようなアドバイザーが必要なのか、どの時点で必要なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。今後、事業を進めるに当たって、どのような専門のアドバイザーが、どの時点で必要となるのかというご質問にお答えをいたします。

一般的なPFI事業では、事業構想段階から事業化の段階、さらには事業開始以降についても、専門のコンサルタントの支援を受けながら進められるようです。これは、PFI事業の実績のある民間事業者に事業全体を委託するのに近い形になり、官民連携というよりは、官の仕事をお金を払って丸ごと民に移すという状態に近いのではないかと考えています。

本町が目指す地域密着型官民連携は、事業主体が役場と商工会が設立したまちづくり合同会社ですので、可能な限り自分たちの力で事業を進めていきたいと考えています。現段階でも一般的にはコンサルタントのアドバイザー業務による支援が必要な段階ではございますが、推進室直営の検討体制で取り組んでおります。

しかしながら、PFI事業の契約書作成については、PFI事業に精通した弁護士の支援が必要となるため、令和5年度当初予算にて要求をさせていただいていたところでございます。

なお、専門のアドバイザーについては、行政側のアドバイザーとしてではなく、SPCの構成メンバーとして専門知識を有するプロジェクトマネジメント事業者に参加してもらう形を想定しておりますので、時期としては、PFI事業契約以降と考えております。

本日お配りをしました追加資料の一番文字の上のところ、図のちょうど一番下のところがございますが、こちらのほうに「アドバイザー契約」、そして右に移りまして、「アドバイザーコンサルタント」というふうに記載がございます。この契約の前の段階、事業者の決定審査の段階には、遅くともアドバイザーの支援が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 事業者決定までにはアドバイザーが必要ということは、具体的にどのような業務を担われる予定にしているのかお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。事業契約以降は必ず必要なんですけれども、ここで、後ほどでも恐らく出てくると思いますが、今回の事業に対して公募をかけて、各コンソーシアムから応募をいただき、その審査にまつわるところで外部有識者のお力もお借りをする予定とはしておりますけれども、ここでアドバイザー契約を結んで、専門家からの知見も必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、事業者の公募からアドバイザーの契約が必要、そして、事業開始になっても、当然モニタリング等を含めアドバイザーの契約が必要というふうに理解したいと思います。

それでは、続きまして、今後、この町と商工会がつくりましたまちづくり合同会社が主体となり、事業が進むと思っておりますが、まちづくり合同会社自体の事務局体制、どのような体制でいかれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今後、まちづくり合同会社が主体となり事業が進むと思うが、まちづくり合同会社はどのような事務局体制で取り組むのかというご質問にお答えを申し上げます。

こちらの回答につきまして、現在は、あくまでも町側の考え方を整理したものでございまして、当然、合同会社のほうで精査をさせていただいて、最終的には決めるものというふうにご理解をいただければと思います。

現在、まちづくり合同会社の定款により、代表社員は三股町と三股町商工会とすることが定められています。また、それぞれから選任する5名の代議員で構成する特別社員総会などの体制は存在するものの、実際に事務を行う職員については、町からの貸付金で体制を整備する予定とし

ていたため、現在のところまだ未整備でございます。事務局の所掌事務は、職員体制につきましては、あくまでも町だけで決定するものではなく、合同会社の協議の中で決定するものと考えておりますが、今後、社内規定、会議規定、公員規定や処務規定などを順次整備していく中で、事務局の設置について具体的な分掌事務を定め、それに見合った事務局の体制を整える必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 事務局体制については今後ということで、まちづくり合同会社の中で話し合っていくことなんですけど、先ほど言いましたように、やっぱりこの人的充足、人的支援というのが、この事業の成功に関わってくると思っています。

もう一個お尋ねしたいのは、３月定例会のときに、まちづくり会社に１，５００万の貸付けが当時ありました。この金額の範囲内で、何ていいますか、事業者決定まで行けるのかどうかをちょっと再度お尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。ただいまいたきましたご質問にお答えをいたします。

１，５００万円の貸付金の中で、今回のこの追加説明資料にあります、ちょうど真ん中にあります事業契約、ＳＰＣと地方自治体、町が結ぶこの契約までは締結ができるだろうというふうに考えております。その後、ＳＰＣが各設計会社、建設会社、運営会社等と結ぶ契約、こちらについてまでの費用は、今のところ見込んでいないという実情でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） ということは、この追加資料を見ますと、真ん中辺りの事業契約までは、３月議会に出ました１，５００万でできると。ただ、その後、ＳＰＣ内のいろんな事業に関しては、後ろのほうの事業費割賦払いとありますが、これは、当然完成した後、町が割賦払いしていくんでしょうけども、この間にも費用が追加が生じるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。そうですね。ＳＰＣとそれぞれの会社、事業者と契約する際には、やはりそちらの事業費のほうは必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、1,500万の事業費を例えば仮に認めたとした場合には、事業契約をするときに、さらに次の経費が生ずるといふふうに考えておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、事業者の公募についてですね。当然通常のPFI事業であれば、町のほうから事業者の公募を行うことになっております。そして、SPCが企画提案書を作って、町のほうに提出するといふふうになっています。そこで、9番の質問になるんですが、事業者の公募にはどのような方法で行うのか。また、企画提案書の作成には膨大な時間と各事業者との調整が必要になると思うが、町内の事業者がどれぐらい参加できると考えているのかというのをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまいただきましたご質問にお答えをしたいと思います。

事業者の公募は、まちづくり合同会社が募集選定要項を作成して行うことを想定しております。それに先立って、町として民間事業者との対話型市場調査に取り組み、そこで得られた民間の意見等を取りまとめ、まちづくり合同会社に引き継ぐことを検討しております。

また、事業者グループが作成することとなる企画提案書の作成ですが、これは専門のアドバイザーの構想力が不可欠です。設計・建設・維持管理・運営の4部門を担う事業者とともにグループを組成し、アドバイザーの構想力によって、メンバーの発想やアイデアを企画提案書として取りまとめることとなると考えております。提案書作成のプロセスに参画する事業者は限られてくると思いますが、町内事業者の参画機会については、メンバー企業から仕事を受ける第三者企業や、イベント等の参加のところで裾野を広げることを想定しております。町内事業者の参画機会の拡大につながるような企画となるよう、事業者グループに対して要求水準を示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 確かにこの事業者募集、町内の事業者が、まあ裾野を広げるといふことなんですが、当然参加できる事業者、参加できない事業者、いろいろ出てくると思います。ここが、やはりまちづくり会社が参加募集を行うに当たっても、誰が見ても公平性、透明性を保った募集をやらないといけない。やっぱりそこは議会も注視していかないといけないんじゃないかなと思います。

それでは、続きまして、PFI事業なんですが、町長が冒頭申しましたように、性能発注、これが従来の公共事業と一番違うところです。特に性能発注というのは、非常に、何ていいますか、

聞き方によると、非常にいい感じですね。民間の技術力を使って性能さえ満たせば、本当に安価でいい公共施設ができるというふうになっています。

ただ、逆に考えると、性能発注というのは、その機能さえ満たせばいいのかという疑問にちょっとなったところです。例えば、今回の計画でいくと、生涯学習を担う施設を造りたいというふうになっています。じゃあ、生涯学習を行うための施設というのは何かと。ただの会議室でいいのかな、どうなのかな。例えば、防音はどうするか、床の素材は、部屋の数とか、木造なのか鉄骨なのか。または、性能発注といっても、ただ生涯学習ができればいい、あとはどうでもいいというふうにとられざるを得ないところもあるんじゃないかと。例えば、目に見えない耐用年数の問題とか、目に見えない基礎の部分とか、いろんながあると思うんですが、この辺を品質確保するための対策というのがあるのかなというのをお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。ただいまいただきましたご質問にお答えをしたいと思います。

性能発注方式とは、発注者が満たすべきサービス水準や性能を示し、受注者がそれを達成するための技術提案及び施工を行う方式であります。専門家のアドバイスなどをいただきながら、本事業に関する業務要求水準書を作成し、品質低下にならないよう詳細な設定を行うこととしております。

今、議員ご指摘のように、例えば、生涯学習を行う施設ということで、ただの会議室でいいのかというお考えもあろうかと思います。

基本計画の中では、例えば、学び機能につきまして、導入機能の基本的な考え方を2つ示しております。1つ目は、これまでの生涯学習事業を通じた学びに加えて、幅広い世代が学びに触れることができる機能を導入する。2つ目は、知的欲求が満たされ、自己実現の達成感が味わえることにより、心の健康の保持増進に寄与するとうたわれております。こういった基本的考え方に沿った創意工夫に基づいた民間からの提案が行われ、それについて審査をしていくということで考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、課長が言われたことは、非常に文字面にしてはきれいな表現だなと思うんですが、じゃあ、果たしてそれをどう審査するのかというところが、非常に難しいのかなというふうに思っております。

一番最初ありましたように、コンソーシアムを組成するために、設計・建設・運営会社を見つけて契約するわけですね。当然、多分募集するときに、ある一定の一級建築士がいることとか、

工事施工管理技士いるとか、何か条件あると思うんですが、本当に町が求める要求水準を満たす会社かどうかというのは、非常に難しいところがあるんじゃないか、どうやって判断するのかなというのが、実は疑問に思っております。ですから、先ほどありましたように、行政が監視・モニタリングをしていかなというのがありました。行政の運営権を、何ですか、SPCにやって、SPCが発注するわけですから、当然行政としては、例えば、建物を建築にしても、設計にしても、維持管理にしてもどうするんだろう。直接監視するあれがあるのか。SPCが全部責任を持つのか。例えば、建物ができた後、瑕疵があった場合に、その責任というのは誰が取るのかといったリスク分担というのが非常に大事になってくると思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。今ご指摘をいただきましたことにつきまして、恐らくこの追加説明資料のちょうど図のところ、監視・モニタリングという矢印が上のほうに幾つも上がっておりますが、今、議員ご指摘のように、このSPCと各会社が結ばれる契約、こちらについての矢印が、現実として今、伸びていないというのがPFIの一般的な流れというふうに考えております。とはいえ、こちらの事業契約をSPCと町が結ぶ中で、この辺りのモニタリングの要否についてもしっかりとたい込みをして、町としてのモニタリング・監視が利くような体制を取ることができないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。

それでは、次に行きたいと思いますが、PFI事業の維持管理等なんですが、長期契約になります。そのために従来よりコストが増加する可能性はないかということなんですが、実は、特別委員会で前回勉強をしたんですけども、ある自治体なんですが、学校の維持管理をお願いしていたと。そしたら、通常の経費から10倍かかっていたということで、PFI契約の年度途中で解約をしたと。解約したけれども、それでも自治体にとっては利益になったというのが出ております。

確かにPFI契約というのは、20年とか30年、非常に長期にわたります。その間に多分物価高騰などあった場合は、そういうリスクについては多分契約書にうたわれると思うんですね。ところが、今、例えば、維持管理考えると、維持管理については毎年の契約ですね。毎年毎年の契約です。これが20年、30年の契約になると、当然もうそういう競争というのはありませんので、経費節減とか、業務の効率化というのが行わなくて済みます。もう一旦契約してしまえば、20年か30年か同じ金額もらえるわけですから、だから、そういうことを考えると、果たして

この長期契約のメリットがあるのかなというふうに考えております。逆に言うと、その長期契約、後になって、例えば、いろんな技術革新があって安くできるのに、やっぱり高いまま契約しないといけないとかいうのも出てくるんじゃないかというのを含めて、そうならないための対策等も考えていらっしゃるかどうかについてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまいただきましたご質問にお答えをしたいと思います。

施設の維持管理を長期的に捉えた場合、従来型での維持管理では、突発的な修繕などがあった場合、該当年度に多額の修繕費がかかり非効率的で、長期的な視点で考えれば、財政負担が増となる傾向がございます。

一方、PFI事業で長期契約として民間が施設の維持管理・運営を行うことで、常に良好な施設として利用でき、多額の修繕費がかかる前に小規模な修繕を行うことで、長期的な財政負担を軽減できると考えております。

また、PFI事業の契約締結に際しては、事業の適正な維持を目的としたモニタリング・監視をする体制に関する事項を定め、維持管理業務はもとより、運營業務などについて監視体制を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） あとの質問は、後ほどにしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 次に移る。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 当初申し上げましたように、50分ということですので、これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位10番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位10番、中原美穂です。通告に従いまして質問させていただきます。

高齢者福祉の充実についてですが、高齢者福祉の充実は、人口の高齢化が進む現代社会において非常に重要な課題であります。高齢者は、長寿化や少子高齢化の影響により、健康や介護、社



会参加などの様々な面で支援を必要としております。

高齢者福祉の充実に関するいくつかのポイントを読み上げます。

1、健康支援。高齢者は健康な生活を送るための支援が必要です。定期的な健康チェックや予防接種、適切な医療サービスのアクセスを確保することが重要です。また、生活習慣の改善や適切な栄養摂取の促進など予防的な取組も重要です。

2、介護サービスの充実。高齢者の中には介護が必要な方も多くいます。介護施設や在宅介護サービスの充実が求められます。適切な介護サービスの提供や介護者の育成と支援、負担軽減等の構築が必要です。

3、社会参加の支援。高齢者が社会的に活動し生きがいを持つことは重要です。地域のコミュニティ活動や、ボランティア活動への参加支援、趣味や教育の機会の提供など、高齢者の社会参加を促進する施策が必要です。

4、住環境の整備。高齢者の住環境は安全で快適なものであるべきです。高齢者向けの住宅や地域のバリアフリー化、交通手段の充実など、高齢者が参加して生活できる環境づくりが求められます。

5、経済的支援。高齢者の経済的な安定も必要な要素です。年金制度の充実や高齢者向けの就労支援、貧困対策など、高齢者が経済的に困難に直面しないような支援策が必要です。

では、質問に入らせていただきます。

いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりができているのでしょうか。また、高齢者人口が増える中で、独居高齢者や認知症高齢者の方が増加することが予測されます。今後は、権利擁護・成年後見人制度の相談が増えてくると思われます。現状、超高齢化社会となり、三股町内も3名に1人が高齢者となることが予測されています。高齢者人口が増え、介護保険制度に頼らないといけな方々が増えてくる中で、年をとっても自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを行う上で、高齢者福祉における町内の予算、今後の取組、介護保険財源も踏まえた上での対策を教えてください。

あとは質問席で質問していきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 高齢者福祉の充実について、高齢者人口が増える中で、権利擁護・成年後見人制度の相談が増えていくと思われるが、町内の介護保険財源を踏まえた上での対策を教えてくださいという質問についてお答えいたします。

まず、高齢者福祉に関わる予算は、一般会計の老人福祉費、介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計に分かれています。この中で、介護保険に関わる財源は基本的には国

25%、県と町がそれぞれ12.5%、第1号被保険者保険料23%、第2号の被保険者保険料27%となつてまかなつているところでございます。

高齢者の権利擁護や成年後見人制度の相談については、地域包括支援系の職員が相談に乗つていらっしゃるところでございます。また、社会福祉協議会に一般会計で業務委託し、成年後見センターを設置し、後見業務の受任や相談、業務等の体制を昨年7月から取つているところでございます。さらに、地区の民生委員やケアマネジャー等から情報提供をもらうようにしており、早期の支援につながるよう努めているところでございます。また、年をとつても自分らしく暮らし続けることができるためには、高齢者が認知機能の低下を起こさないように、要介護状態とならないように、また、要介護状態になつてもできるだけ重度化しないように、健康づくりや介護予防の取組が大切だというように考えております。そのため、一般会計で高齢者サロンへの支援を介護保険特別会計で「足もと元気教室」や「ぴしゃトレ」等の介護予防事業に取り組んでおり、引き続き介護予防、高齢者支援に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。年をとつても自分らしく暮らし続けることができるためには、高齢者サロンへの支援や足もと教室、ぴしゃトレ等の介護予防事業に取り組んでおられ、私の親戚も参加されており、大変ためになっていると報告を受けています。

しかし、高齢者の認知機能低下に対する早期発見・早期予防における取組、専門医や専門職による相談窓口、認知症高齢者を介護する家族の会等の設立のご検討をよろしくお願いいたします。また、青年後見センターの設置につきましては、昨年、設立されたとのご報告、ありがとうございます。独居高齢者や親族のいない方、将来に不安を抱えている方が多くいらっしゃると思います。今後も、周知並びに専門的な対応をどうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

包括支援センターの役割について、三股町は都城市と異なり、委託ではなく町の運営となっておりますが、町で運営する理由を聞かせてください。

三股町が運営する地域包括支援センターは、厚生労働省が定める基準、専門職の配置をしっかりと厳守し運営しているのでしょうか。人員配置状況を教えていただきたく、介護予防支援、介護予防、日常生活支援総合事業第1号事業、重要事項説明書を確認すると、主任介護支援専門員1、専任保健師の配置ゼロ、社会福祉士の配置1、兼任となっております。

地域包括支援センターを運営するに当たり、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の資格を持った3職種の専任が条件となっておりますが、基準上に問題はないのでしょうか。

また、地域包括支援センターとして多様な役割、1、介護予防マネジメント業務、2、総合相談支援業務、3、権利擁護業務、4、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を果たしているのでしょうか。また、問題となるケースの相談や対応にしっかりとアドバイスができる体制が取れているのでしょうか。教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 包括支援センターの役割について、町で運営する理由についてですが、地域包括支援センターは、介護保険、福祉などの側面から高齢者を支える総合的な相談窓口であり、地域の高齢者支援の中核を担うものです。

町が責任を持って運営しなければならないものだと考えています。設立当時は、町内に民間で受け入れる事業所がなかったため、町で運営しているところです。

また、国が定める基準、専門職をしっかりと配置されているのでしょうか、問題となるケースの相談や対応にしっかりとアドバイスができる体制が取られているのでしょうか。について、包括支援センターの国の基準は、介護保険法施行規則等において、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき、専らその職務に従事する常勤の職員の員数は原則として次のとおりとなっています。

1、保健師、その他これに準ずる者1人。社会福祉士、その他これに準ずる者1人。主任介護支援専門員、その他これに準ずる者1人。

本町の第1号被保険者、65歳以上の高齢者数は令和5年4月1日時点で7,280人であり、国の基準では保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員各1人ずつと、いずれかの専門職1人の合計4人が必要となります。

本町では、事務職で看護師の資格を持っている者が保健師に準ずる者として1名、ケアマネジャーで社会福祉士を持っている者2名、主任介護支援専門員1名の状況であり、国の示す専門職の人数は満たしています。

相談業務については、主任介護支援専門員や事務職員が受けているところであり、専門的な知識や判断が必要なときには、専門職に確認しながら対応しているところでもあります。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。前回の上西議員と同じご質問もあるかと思いますが、ご了承願います。

では、地域包括センターの国の基準では、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき、専らその職務に準じする常勤の職員数の説明がございました。

三股町の令和5年4月1日時点では、7,282人となっており、第1号保険者数が国の基準を超えてきております。今後、ますます相談件数も増えることが予測されます。より、専門のス

タッフの補充が必要なのではないのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 専門職については、国の基準に従ってそれぞれ必要な専門職を置いていただくように、人数が増える、もっと増えるようであれば、またその基準に従って必要となるかと思いますが、その場合に、また要望していきたいと思っていますところでは。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今現状、満たしていないという段階ですが、今、探すことはされないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 今、専任じゃなくて兼任でやっているところですけども、職員の配置については職員の採用状況とかいろいろありますので、担当課としては必要な専門職を置いていただくように、今要望しているところでは。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 三股町包括センター並びに居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当となり、対応されているかと思えます。高齢者人口が増え、要支援者、要介護者が増加する中で、三股町、都城市全域でも専門職、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師、介護支援専門員不足が深刻化しております。三股町地域包括支援センターで勤務する専門職の大半がパート職員と聞いております。パート職ではなく、専従の資格を持つ行政職員を配置される予定はあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 地域包括支援センターで勤務する専門職の大半がパート職員と聞いていて、パート職員ではなく専従の資格を持つ行政職員を配置する予定はありますか。ということですけども、パート職員と言われているのが会計年度任用職員のことかなと思えますが、会計年度任用職員も公務員であり、責任を持って業務に当たっているところでは。担当課としましては、正規職員か会計年度任用職員か問わず必要な専門職の配置を要望しているところでは。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 先日、看護師で保健師の役割を果たすので、今は保健師の資格を持つ方が不在でも大丈夫とのことでしたが、ご存じだとは思いますが保健師と看護師では取得している国家資格が異なります。

看護師になるには、学校や養成所に通って看護師国家試験に合格する必要がありますが、保健師になるには看護師免許に加えて所定の保健師養成課程1年以上を修了し、保健師国家試験に合

格する必要があり、お手元の資料1を御覧ください。

総合相談支援業務にも記載されておりますが、三股町は保健師の資格を持つ方が不在であり、困っているとお聞きしております。配置する予定はあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 保健師の配置についてなんですけれども、上西議員のほうからも質問がございました。これについては令和6年度、保健師の配置については検討していくというふうに回答したところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。宮崎県内で地域包括支援センターを運営している市町村はえびの市と三股町のみとお聞きしております。

各市町村の大半は民間への委託事業として対応され、専門職の配置が必要事項となっております。

資料2を御覧ください。

地域包括支援センターの設置は、現在、委託の割合が増えております。専門職が不足する中で、ご予定がないのであれば都城市同様、専門職を配置できる法人への包括支援センター委託は、町として検討されないのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 包括支援センターを民間委託にということなんですけれども、県内で市町村運営で行っているところは、令和4年の地域包括支援センター協議会名簿によりますと、本町のほか新富町、木城町、都農町など9か所あるようです。

今後、民間委託するかどうかについては、直営で行っていることで他の係とか課との連携が取りやすく、早期の支援につながっていると考えていますので、現在のところは検討していません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 三股町の会計年度任用職員での時給計算に関して922円とお聞きしておりますが、宮崎県での民間最低賃金853円であり、まだこの時給での企業も数多く、行政で高い賃金を払い人員確保をしていくことがよいのでしょうか。また、専門職の確保に苦戦しているのでしたら、委託していく方向がよいのではないのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 会計年度任用職員の、今言われた時給なんですけれども、恐らく今の言われた922円というのは、会計年度も業務の内容によって給与の位置づけが違います。今お

っしゃった単価につきましては1号の1級と一般事務に従事する方々の給与の位置づけでございます。

地域包括、ケアマネジャー関係、そういった方々については別な位置づけをしております。高いところの給与に位置づけしておりますので、時給としては変わってくるというふうに思っております。ただ、数字をちょっと持っておりませんので、この場ではちょっと金額は言えないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。では、また金額も教えていただきたいと思えます。

三股町が運営する包括支援センターです。民間委託されている事業者のお手本となるべき機関です。第1号保険者が基準である6,000人を超えてきておりますし、相談件数も増加すると予測されます。運営する基準に準ずる職種の配置ではなく、3職種1,000人の配置をぜひとも御検討ください。

では、次の質問に参ります。

要支援・要介護について、今回、要介護認定を受けている地域の町民の方から、要介護認定が前回の介護度より軽く認定され困っているとの相談を多数受けたため、状況を確認させていただきました。

介護申請変更申請件数を確認すると、令和2年度71件、令和3年度102件、令和4年度124件と、年々増加していることが確認できました。こちらの結果を確認すると、適切な要介護認定が行われているのか疑問に思います。なぜ、介護申請の変更申請件数が年々増加しているのか原因をお聞かせ願います。

また、介護度に不服がある方が申請する、不服申立申請があるとお聞きしましたが、不服申立件数、令和2年度なし、令和3年度なし、令和4年度1件と少ない状況が確認できます。

不服申立申請が少ない理由と、不服申立申請の基準を教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 適切な介護認定が行われているのか、なぜ年々増加しているのか、また、不服申立て件数がなぜ少ないのか。についてお答えいたします。

まず、適切な介護認定が行われているのかの質問についてですが、本町では介護認定調査員4名より、どの調査員が調査しても同じ結果となるように研修を受けたり、認定調査員テキストで確認するなど、公平公正な調査を行うようにしています。

また、介護認定審査業務については、都城市介護認定審査会に委託していますが、都城市の審査会におきましても、同様に公平公正な審査が行われるようにしており、適切な介護認定が行わ

れているものと認識しています。

次に、介護申請の変更申請がなぜ年々増加しているのかの質問についてですが、まず、区分変更申請と審査請求について説明したいと思います。

区分変更申請は、介護認定の結果が出た後、病気の進行やけがなどの理由で心身の状態が著しく変化した場合、例えば、認定結果が出た後に転んで骨折して歩けなくなった、認知症が進み介護の手間がかかるようになった、などのときに介護認定の更新は通常1年ですが、その更新を待たずに再度認定調査を依頼する手続です。これにより、介護度にあったサービスを受けられるようになります。

一方、審査請求不服申立ては、要介護認定結果に疑問があり説明を受けてもやはり納得できない場合に、県に設置してある介護保険審査会に、認定結果が妥当であるかの審査を要求するものです。

そこで、年々増加している理由ですが、変更申請の理由を確認したところ、状態悪化や認知機能の低下などの理由が多くありました。コロナ禍において介護施設を利用できなかつたり、利用を控えたり、あるいは別に暮らしている家族の訪問控えや外出交流機会の減少などにより、筋力の低下や精神的不安が原因で、状態が悪化したり認知機能が低下したことにより、変更申請が増えたのではないかと考えています。

また、不服申立て件数がなぜ少ないかの質問についてですが、不服申立ての件数は、令和2年度、令和3年度ゼロ件、令和4年度1件となっています。これは、適切な介護認定が行われているためだと思います。また、審査結果について疑問があるときには、町に問い合わせただければ丁寧に説明しています。その説明を受けてご理解いただいたためだと思います。また、不服申立ては、県の介護保険審査会に申請しなければならず、審査結果が出るまでに時間を要するためもあるのかなと思っています。

また、不服申立ての基準についてですけれども、これは先ほどもお話ししましたように、町の説明を聞いて、なお納得できないときに申請をするものになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 三股町として、現状の介護認定は適切であるとのことご回答をいただきました。

入院や心身機能低下による変更申請の受付は必要であり、再調査は無駄ではないと思います。むしろ、当然のことだと思います。

要介護度が、前回介護度より軽く認定されますと、更新申請前までに受けていたサービスが軽減されたり、受けられなくなるサービスもございます。サービスが軽減されますと、要介護者の

生活全般に支障をきたし、心身能力の低下による更なる介護度の重度化が予測されます。また、的確な介護認定が行われないことで、介護保険サービス事業者も、本来、利用者に必要であるサービスの提供が制限されます。

今回、要介護認定が軽く認定される方が多くなっている件に関しましては、三股町内における要介護者の不服意見並びに多くの介護保険事業者からの意見を聴衆させていただいた上での議会質問とさせていただいております。

認定調査に関しましては、調査員の質の向上並びに調査時に情報が不足していると感じた場合は、介護支援専門員並びにサービスを利用している事業所、主治医等からの的確な意見を反映していただき判定をしていただきたいのですが、要介護認定を受けている方が更新申請の際に、前回介護度より軽く認定され、不服を持たれた方に関しましては、要介護認定に不服があるとみなし、変更申請ではなく、不服申立て申請に受理される対応、認識でよろしかったでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護認定結果に疑問があったときには、高齢者支援課のほうで、どういうことだったかということで、問合せいただければ説明しておりますので、疑問のあるときには聞いていただければいいかなと思います。

その上で、納得できない場合は不服審査の申立てをされることになるかと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 高齢者が要介護状態になっても今の住み慣れた地域で過ごすためには、住まいだけではなく介護、医療、介護予防、生活支援などの生活に必要なサービスをしっかり提供できる体制を整えなくてはなりません。そして現在、日本では核家族化が進んでいることによって、家庭内での介護が困難になりつつあります。

家族に要介護者がいることによる若年層への負担が社会問題として取り上げられることも増えてきました。それらの課題を解決するには、地域の高齢者の介護や見守りを各家庭に任せるのではなく、地域全体で行うという方向への転換が必要だと思われまますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、最後の質問に行きます。

三股町財源について。過去5年間は黒字化と人口も増え安心している現状に、今回、子供政策を検討し、ゼロ歳児からの第1子無償化にしていくことになりました。

ふるさと納税の活用と、一般財源から出していくとのことですが、限りある財源の使い道を間違えては破綻していく方向へ進みます。今後、税収の落ち込みや、減税などにより、国も平成6年度以降急激に拡大し、平成22年度には景気後退に伴い、過去最大の18.2兆円に達しま



した。

令和5年度においても、社会保障関係費の自然増などにより、依然として2.0兆円の財源不足が生じています。

我が三股町として財源を作っていくために、どのように増やしていこうとお考えなのでしょうか。また、計画をお聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） それではお答えいたします。

町の財源は、大きく自主財源と依存財源に区分されます。町が独自に確保できる財源は自主財源、町税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入であります。

自主財源の中でも、税などの新たな負担増は考えていないところですので、自主財源のうち、町税等の自然増分、年々増えておりますけれども自然増分と、ふるさと納税による寄附金及び繰入金、基金等の繰入金になりますけれども、が増額できる財源になると考えています。基金の繰入金につきましては、十分な基金は確保されておりますけれども、永久的なものではないため、寄附金の獲得が重要と考えているところでございます。

寄附金のふるさと納税の推進につきましては、既に町民等を対象とする各種会議におきまして、チラシ等をお配りしながら町外居住の知人などへのお声かけをお願いしているところでございます。

寄附金に対しまして計画としましては、先の定例会でお配りいたしました、中期財政計画では、寄附金額の目標といたしまして、令和6年度4億円、令和7年度5億円としているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。今回また、三股町の高齢者に関わる皆さんとお話をさせていただきながら、最近子供政策も少子化問題で大事ではありますが、高齢者に向けてもう少し寄り添っていただきたいです。

私といたしましては、昔の三股町を思い出し、児童館のおばちゃんが地域の子供たちを見てくれた時代、地域コミュニティができて、近所の方とも交流があったことを懐かしく、今は行政に相談すると「待ってください、こちらではないので違う部署へ」と回され、受ける担当でも分らないことが多く、たらい回しの町民の方が多いようです。

地区の公共施設に、子供からお年寄りまでのみんなが集まる場所が存在でき、そこでの相談ができればよいのではないかと思いますし、子供から高齢者まで来てコミュニティができ、生きが

いのまちになっていくのではないかと考えております。

そして、子育てしやすい、誰もが住みやすい、住みたい三股町になるのではないかと考えた次第です。

そんなまちづくりを皆さんとともにできたらうれしいです。

以上で質問を終わります。

.....  
○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時まで本会議を休憩します。

午前11時33分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位11番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） 皆さん、こんにちは。発言順位11番、堀内和義です。今回のトリとなりました。休み明けのお疲れのところ、また、昼食後の眠くなる時間帯ではございますが、もう少しおつき合いをいただきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問してまいります。

まず、蓼池児童プール撤去について質問をいたします。

蓼池児童プールは、昭和48年3月に完成し、利用開始されてから50年が経過しており、老朽化で傷みも出ております。施設については、子供会の保護者が周辺の草刈りや除草、夏休みのプール利用中は交代制で清掃、水の入替え、プール監視を行い、児童に親しまれてきましたけれども、近年は利用者も少なくなり、令和元年からは全く利用することなく水が張ってある状態で、夏場には蚊の発生で隣近所から苦情が寄せられております。プールは児童館敷地内にあり、児童館は自治公民館も併用して敷地面積も狭く、支障が出ております。

自治公民館からプール撤去後の広場整備等の要望が出ております。今後、撤去計画はないのか伺います。

あとの質問は、質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 蓼池児童プールの撤去の要望が出ているが、撤去計画はないのかのご質問にお答えいたします。

町の児童プールは、今市、蓼池、新馬場、谷の4施設があります。その他、用途廃止した児童

プールが、櫛田、長田、餅原、植木の4施設あります。今後は、蓼池児童プールを含め、老朽化した児童プールの統廃合については、公共施設等総合管理計画に沿って検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現在4か所が利用しているということですね。4か所が、もう廃止ということですから、これいいんですが、プールの耐用年数は何年ぐらいになるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 児童プールの耐用年数についてお答えいたします。

減価償却資産の耐用年数表によると、水泳プールは30年とされています。文部科学省の財産処分制限期間でも、同様に30年とされているところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 耐用年数が30年ということは、蓼池が50年ですから、もう20年オーバーということですよ。それで、現状の4か所の利用状況は、どんなふうですかね、分かる範囲でいいですが。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 利用状況については、現在、今市、蓼池、新馬場、谷の4施設が児童プールとしての位置づけであり、管理運営については、地区や親子会等に一部委託し、夏休みに幼児や児童に利用されております。

しかし、施設の老朽化もあり、コロナ禍の中にあつた3年間を含め、利用は少なくなっている現状にあります。コロナ禍前は、今市、新馬場、谷の3施設が子供会のご協力により、夏休みの一定期間利用されている状況でありました。

蓼池児童プールは、昭和48年に建設され、老朽化もあり、現在は使用されていない状況であります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 蓼池はもう使っていないんですけども、ほかの3施設についても利用が少ないということですよ。そういう状況でありますけども、やはり使っていないものを撤去する必要があると思うんですけども、この撤去をするには、どれぐらいの費用がかかるのかお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 児童プール撤去に伴う経費はどれくらいかとのこと質問にお答えいたします。

近年は、町でプール撤去を施行した例がありませんでしたので、他自治体の施行例から、今回の蓼池児童プールに当てはめ、概算したところ、およそ840万円くらいと経費を算出したところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 1基当たり840万ということですから、4か所あれば相当な金額になりますよね。しかし、使用しないものをそのまま放置しておくわけにはいきません。いずれ撤去しなければならないわけです。

やはり金額が高いわけですから一挙には無理だと思いますので、計画的な撤去が必要だと思いますが、その件についてはどう思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほど町長のほうからも答弁がありましたとおりなんですが、老朽化した児童プールの統廃合について、公共施設等総合管理計画に沿って、今後、検討してまいるところであります。

その場合、新規事業となっていまいりますので、事務事業評価監事会に諮る必要もあり、ほかの事業との優先順位、緊急性、重要性、必要性など多角的に検討していかなければと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） できるだけ早めの対策をお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

次に、蓼池児童館は自治公民館と併用しており、敷地内は児童の遊び場と駐車場が一体となっており、資源ごみ収集所もあり、車の出入りも多く、世帯戸数からしても敷地面積が狭く、支障が出ております。

また、雨が降ると水はけが悪く、水浸しになり、ぬかるみ、歩きづらく、天気がよくなっても二、三日は児童が遊べる状況ではありません。

プールを撤去することにより広場面積が広くなり、児童が安心して遊べる広場と駐車場が分離でき、資源ごみ収集所の整備ができると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほど、本日答弁いたしました内容と同じにはなっておりませんが、確かに3月27日に自治公民館関係者の方から要望を頂いたところでもあります。

町としては、廃止した児童プール4施設、使われていない蓼池児童プールあります。ここを、

今後どのような順番で統廃合していくのか、また、その他の事業と、この統廃合の順位がどうなのかということを含めて、十分に検討していかなければと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状はそういうことですから、地域性も当然、考慮しなければならぬし、利用しているか利用していないかの問題もあるんですけども。そういうことで、蓼池の自治公民館では要望が出ておりましたので、やはり敷地が狭いと車の出入りも多い、児童の遊び場所が限られてきますので、そこら辺りを有効利用したいということで多分要望書が上がったと思います。よろしく願いいたします。

それと、児童館なんですけども、その児童館の前の道路は、三股と高城線の主要道路でありまして、非常に交通量が多いと。また、国道269号線の信号機にも近いということで、混雑時は児童館入口まで車が停滞をいたします。また、児童館出入口付近は左右カーブとなっており、非常に見通しが悪く、歩道もなく、非常に危険であります。

プールを撤去し、敷地面積を確保することにより歩道整備もできると思われまします。町の敷地ですから、ある程度は、これはもう一帯に、用地買収も要りませんので、そういうことを考えていると、非常に最近では高城に工業団地ができたということで、大型車の往来も多いです。そういうことですから朝晩はすごく混雑して、児童館より、まだ高城寄りの四、五十メートル先まで停滞ということで、なかなかその時間帯は児童館から出られないという状況でもありますので、そこ辺りも考慮していただきたいと思うんですが、この件については、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） お答えいたします。

蓼池児童館に面する道路につきましては、一級町道勝岡蓼池線でございますが、児童館前の状況は、議員ご指摘のとおりでございます。通学路における児童等の安全を確保するため、今現在、外側線の外側の路側帯を緑色に着色しましたいわゆるグリーンベルトを設置しているところでございます。

なお、この児童館は、国道269号から北側に100メートルほど行ったところなんですけども、国道269号の交差点の南側も含めて、児童館の少し南側まで歩道ができていますので、児童館前の歩道を整備することによりまして歩道がつながるということで、非常に効果は大きいかなと思っております。

ただ、歩道整備につきましては、児童館敷地を道路敷地として提供していただければ可能ではあると思っておりますが、現在、児童館敷地と道路敷地の間に、横断防止柵とか防球フェンスとか電柱、樹木等がございますので、これらの移転が必要になると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 事情はそういうことですので、やはり児童の安全、また交通の妨げにならないような歩道整備も必要です。やはり一番の問題は、安心して出入りができる、そして、特に夜なんかそうなんですけども、カーブになっているものですから、そこから児童館から出ると非常に怖いんですよ。特に、グリーンベルトの歩道はあるんですけども、車が、カーブですから分からないんですよ。やはりそういうところには、一番出入りが多いところですから、縁石のある歩道が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の蓼池認定こども園の定員増に伴う増築及び改修についての進捗状況について質問をいたします。

蓼池認定こども園においては、毎年、園児の入園希望者が多く、慢性的な定員オーバーが続いており、一部保護者においては入園を断っている状況の中で、待機児童解消に向け、数年前から町福祉課のほうで県国と協議を重ね、3月定例議会において、令和5年度一般会計予算に計上された保育所等整備補助事業費9,937万円を承認したところでございます。

こども園においては、議会承認に伴い、増築及び改修を実施して、保護者会においても、令和6年度より増員できる旨、報告をされているようですが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町では、令和5年第1回町議会定例会で補助金予算の議決を受け、4月からこども家庭庁と協議を開始いたしました。現在、5月16日の最終協議をもって終了し、先週6月9日に内示を受けたところでございます。

以上、進捗であります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 国からの内示が出たということですね。金額については、まだ、内示が出たわけですから、金額は分かっていないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 予算内示額等の質問でございます。施設整備法人の承諾を得た上でお答えいたします。

先ほどお答えしました国と町の最終協議結果に基づく内示額、国庫支出金5,188万5,000円、それに対して、町補助金1,116万5,000円の合計6,305万円となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 国庫支出金、町負担合わせて6,305万ですかね。議会で承認した事業費は9,937万でしたので、やはり3,600万ぐらいの減額になるわけですよね。ですから、今回の内示額からすると大幅な減額ということになるんですけども、私たちが3月定例議会の中で説明を受けたときには、一般会計説明資料の中の新規事業ということで、保育所等整備補助事業、事業費は9,937万と、そして国庫支出金が8,567万5,000円、町の町債が1,090万、一般財源が2,279万5,000円ということで説明を受けて、それと一般会計予算決算常任委員会の中でも、このように蓼池認定こども園増改築工事、1階平面図、それと2階平面図ということで詳細について説明があったわけで、当然、議員もですけども、皆さん方、この金額が出るんだろうということですよね。予算ですけども、そう極端には変わらないわけですから。

その後、議会の中で、三股町の議会報告ということで、宮日新聞にも事業費が記載されておりましたよね。ですから、町内外のことも周知された事業であり、予算額ですよね。

事業を始める段階になって、大幅な事業費の減額が生じたというのは、ちょっとおかしいと思うんですよね。不可解であります。災害等の査定においては、緊急性があり、当初の工事見積りと誤差が出たときには減額もあると思うんですけども、今回については、先ほど課長のほうからありましたように、数年前から十分な計画を練って、県国とも事前協議をしたと思います。予算編成の根拠はどうだったのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 予算編成の根拠というところでございます。少し答弁が長くなります。

まず、本年4月に、国では、こども家庭庁が発足し、少子化対策のほか虐待や貧困など多様な課題に横断的に取り組んでいくこととされております。

このこども家庭庁の発足に伴い、教育保育施設整備交付金についても取扱いが変わっております。昨年度までは同一施設内で保育所部分に関する整備は保育所等整備交付金として厚生労働省から、教育部分に関する整備は認定こども園施設整備交付金として文部科学省から、それぞれ交付されておりましたが、今年度からは、こども家庭庁に一本化されております。就学前教育保育施設整備交付金として交付されることになりました。

このことを踏まえた上で、こども家庭庁との協議で、改築部分が補助要件に該当するか否か、そして補助額については、法人が積算する事業費と補助要件から積算する費用を比較し、低いほうで決定されるため、当初予算額よりは少なくなっております。

そして、当初予算編成の話に戻りますけども、当初予算編成時、幼保連携型蓼池認定こども園

の整備は、現行定員110人において保育定員10人増を伴う、保育所部分は増改築、教育部分は改築として積算をしておりました。このとき、議会で予算の議決を受けてから国との協議が開始することと、こども家庭庁発足により補助金の取扱いがどう変わっていくのか不透明であったことから補助額に不足を来すことのないよう余裕をもって積算をしたところであります。

実際、改築は、あくまでも施設の老朽化によるものが補助対象であり、今回の教育部分の改築は補助対象外となるのではないかとの協議経過もありました。その経過の中、法人のほうから教育定員についても増員をしたいとの意向があり、このことを含め、継続協議した結果、保育定員10人増を伴う保育所部分の増改築、教育定員10人増を伴う教育部分の増改築として協議を終えたところであります。保育にしても教育にしましても、増改築が認められたという形になっております。その結果が、先ほど申し上げた内示額につながっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 当初の計画からすると、先ほどいろいろ聞いたんですけども、まだ頭の中がちょっとこんがらがっていますので。要するに、当初考えておったような予算の組み方じゃないということですね。予算じゃなくて申請が違ったということですかね。申請をしたんだけど国のほうが制度が違ったということですよ。

言ったように、自分たちは、3月議会でそういう説明をもらったわけですから、当然、議会としても議員としても、また施設としても、それが出るだろうということで計画を組んでいたと思うんですよ。ですから、ここで三千数百万の減額ということで、もうこれを実施しなければならない時期ですよ。ですから、当然、園としても、非常に、この前、話したら、頭が痛いなどということで、どげんしたほうがいいのかなということで、当然、手元にはそんな大きな金額はないということで、当然、借入れもせないかんじゃろうなということでありましたので。私は、処理申請の不備があったんじゃないかなということで思ったものですから、そこ辺りがなければ仕方ないんですけど、申請書類については、もう不備はなかったということですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほどの答弁の中で少し説明いたしました。昨年度までの考え方は、文部科学省の所管で判断いただく部分と厚生労働省の所管で判断いただく部分が、2本立ての補助金で進んでおりました。昨年度までの県との協議についても、そのように2本立てで話をしてきたところであります。

今年4月から、こども家庭庁が発足しまして、まとめて1か所での国の所管となったことに伴って、ちょっとどう表現したらいいのかあれですが、ちょっと厳しくなったというか、そういったところがありまして、先ほど言いました保育については、もともと増員ということで増改築と



いう大きな予算が認められていたけども、教育についてはゼロ、増員なしというところで去年出しておりましたので、それについて、今年度になってから、そこについてはゼロになりますよと。老朽化が伴わない増改築はあり得ませんというふうに判断がちょっとようになってきて、ちょっと思ったよりも多くつかなくなってしまうというのが現状であります。

その時点、昨年度の県との協議において不備があったというふうには考えていないところであります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 要するに、4月1日からこども家庭庁に変わったということで、だけどやっぱりこの件については、もう二、三年前から協議していますよね。したんでしょう。何かそういうことでしたので急に話をまとめたわけじゃないわけですから、そこ辺りの交渉として、国県とは何らなかったのかどうなのか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） この整備につきますのでの国県との協議についてでありますけども、正式には、令和4年、昨年5月に、整備をするところに対して教育部分の所要額調べというのが初めに来ております。昨年の7月に、今度は教育部分と保育所部分について、同じタイミングで、再度、所要額調べが来ております。ここが国県との協議のスタートとなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ということは、3月の議会承認の段階で減額になるということは分かっていたんじゃないですかね。だから、そこ辺りは、言ったように、7月ですか、そこ辺りでそういう話が出たのであれば、予算を組むときに、ある程度の金額は把握できたんじゃないかなということですよ。そうじゃないんですか。全く白紙の状態、この九千何百万を組んだのかどうなのか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 今年度当初予算に計上しました金額につきましては、先ほど申しましたように昨年5月からの所要額調べ、ここからスタートしておりますので、それに基づいて、県が窓口になっておりますので、県の担当と打ち合わせながら11月の令和5年度当初予算編成までに積算した額となっております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 国の補助金ですから、これが内示決定ということであれば、これはここで幾ら議論しても致し方ないということなんですけれども、やはり、園としては三千何百万の減額が生じるわけですから、この中でやはり実質内示の補助額と、法人が想定する補助額が、

かなり乖離しているということで、この差額辺りを、町としてはどのような対応を考えているのかお伺いしたいと思うんですが。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） これまでにも同様の施設整備につきまして、先ほど申しましたように、今年から、こども家庭庁で窓口が一本になったという変更がありましたけども、これまでも国の補助基準内ということで進めてまいりました。それについて、町がこれぐらいという割合も決まっておりますので、それについて町も上乘せをして、法人側に補助金を出すという形をとってきております。

今回の件については、議員もご心配をされましたとおり、法人側もやっぱり減額というのは心配されたところであったと思います。ただ、これについて、5月の連休明けから、ちょっとその都度、協議額が動いてきましたので、その報告をしながら先週まで来たところです。先週にこの内示額が来ておまして、これも法人側のほうにお伝えしたところ、この額で何とか前に進みたいというお返事は頂いた段階となっております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 私も園長と話したんですけども、納得はしていないけども、言ったように補助金が出らんならしょうがないわなと、あとは金策に回らないかなということなんですけども。やはり差額が大きいなということで、そこ辺りを、どげんかできんだらうかなということでしたので、町長に確認したいんですけども。そういうことで、今回は、非常に差額が大きいということで、町のほうで何かそこ辺りを救済策というものは考えていないのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町のほうでは、今まで保育園、また認定こども園の増改築含めて、いろんな事業等を絡めながら応援してきていました。今回のも、やはりルールに基づいてしか、町としては予算措置はできませんので、園のほうと十分協議しながら納得していただくよう話をさせていただいています。

国のほうでも、やはり県のほうと協議をしているわけなんですけれども、予算的に町が思ったとおりの予算措置が必ず内示されるかということ、その辺りは不確定でございますので、予算措置はするけれども、やはりしかし、その予算どおりの執行ができるかということ、やはり園のほうでも、事業主体のところにも十分話をしながら、変更になり得る場合があるということも確認しながらやっているんですけども、その辺りのところは十分理解していただくようお願いし、また、今回のように大きな金額の差が出ないような形で進めていくよう、今後、注意しながらやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 当初予算の中で、町負担が地方債1,090万、一般財源279万5,000円の1,369万5,000円を組んだわけですから、先ほど課長の話では、町負担が1,115万だったですかね。ですから、当初予算を1,369万5,000円組んだわけですから、この金額を満額出せるような方法はないわけですかね。ないですか。そこを、町長が言われるように、かねてから町長が言われるんですが、子育てに優しい三股町であるなら、ハード面の充実も大事だと思うんですよ。そこを再検討していただきたいんですよ。どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど話しましたように、園と協議しながら、この予算の範囲内で、この取り扱っていただきたいということで、昨日も蓼池保育園の園長さんと会いましたのでお話をし、一応、了解をいただいたところでございます。

本当に期待したこの事業費ではできませんけれども、しかし、町としましても、本来ならば老朽化の増築は駄目だと、定員増というようなところで園のほうの協力をいただきながら、やっこの5,100万もつけていただいたところでございます。本来ならば、もうゼロに近いところでもございました。そういう意味合いでは、担当課が一生懸命、県国のほうとやり取りしたということをご理解いただきたいなと思います。そして園のほうにも、この負担をかけますけれども、今後とも本町も言われるように、子育てに優しい側面から、いろんな形で応援をしていきたいというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 担当課の努力に対しては、敬意を表するところですが、やはり園としては非常にそういうことで、先ほど納得はされたということなんですが、私に対しては、納得はしていないよと、三千何百万も誤差が出れば、それは大変ですよ。一般家庭であれば、多分、事業ができないと思うんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）やはり待機児童をなくしたいという園の強い希望ですよ。ですから、そういう状況の中で、非常にやはり園としても、ですから、今の回答では、ちょっと無理だということなんですが、今後、また、再検討をお願いして、3番目の町職員の給与実態について質問をいたします。

ちょっと議長、資料を取ってきます。

すみません。3番目の町職員の給与実態調査について質問をいたします。

まず、県内市町村別ラスパイレス指数における三股町の指数についてお伺いいたします。

国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数を、宮崎県総務部市町村課が調査結果を出しております。資料4の1の令和4年4月1日現在における県内の

26市町村のラスパイレース指数の市町村平均は98となっており、本町は95.9で19番目となっておりです。町村平均は96.2ですから、17市町村別でも平均に届かず、10番目で、下から数えた方が近い水準でございます。

広域合併をせず、自立の道を選択した経緯はありますが、本町は、県内市町村でも人口、世帯戸数が8番目、町村でも最も多く、町村をリードする、リードをしなければならない町もありますが、給与水準では見劣りをいたします。また、都城市とは生活圏が同じでもありますが、かなりの格差があります。せめて平均程度までは引き上げる改善が必要ではないかと思えます。職員の立場では、なかなか答弁がしにくいと思えますので、町長、お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、県内市町村における本町のラスパイレース指数と実態について回答させていただきたいと思えます。

まず、ラスパイレース指数についてのご説明をいたします。

ラスパイレース指数は、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数、構成を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表、適用職員の俸給月額を100として計算した指数でございます。

資料ナンバー4の①を御覧ください。資料は、令和4年4月1日現在の県内市町村の人口の多い順に職員数、そして、ラスパイレース指数等を示したものです。本町のラスパイレース指数は95.9で、市町村計の98.0より2.1ポイント、町村計の96.2より0.3ポイント低い指数となっております。また、本町との類似団体との比較では、西都市が96.9の1.0ポイント、高鍋町が97.7の1.8ポイント低い状況となっているところでございます。

このような状況にある要因としまして、ラスパイレース指数に学歴や経験年数が関与していることから、1つ目に、職員採用試験において、初級試験、上級試験のいずれかを採用しており、試験種類によって採用時の給与の位置づけが異なること、本町では、初級試験のみ実施しております、上級試験に比べまして、大卒で4号俸低い状況にあります。

2つ目に、民間企業等からの再就職した場合の給与は、国の基準により、前歴の経験年数、職種等から前歴換算方式により位置づけられ、同年齢でも給与額が異なること、3つ目に、団体における職員の年齢層の構成にも影響されているものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 上級職試験なり、また、途中で採用した職員、これは言ったように三股だけじゃないと思うんですね。ほかの町村もあると思えます。この中で見たときに、やはり三股町が95.9ですよね。非常に、やはり県内市町村で見ても低い。これは誰が見ても分

かと思うんですけども、やはりうちの役場の職員が、ほかの市町村に比べて劣るとは思っていませんし、やはり先ほど言いましたように、都城とは同じ生活圏ですよ。そこを考えていくと、ちょっとやっぱり低いんじゃないかなと思います。町長、どうでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私もそう思いますね。でも、この採用が18歳採用、22歳採用で、普通に行けば100に近いところに行くんですよ。しかし、本町の場合は、以前、数年前までは35歳までの職員採用の年齢を引き上げておりました。というのは、中途採用というところの民間を経験した方たちの力量、技量、スキル、そういうものを役場の中でも生かそうということで、途中採用といいますか、中途採用、それも非常に多い状況です。

その人たちをどうやって上げるかという、前歴換算というのがあって、これはもう人事院で決まっていますので、要するに、民間だったら8割で見るとか、結構この前歴の計算する上で、大変やっぱり不利になっているんですよ。そういうルールがあるものですから、そのルールに基づいて、本町では、この格付をさせていただいております。

そういう意味合いで、そういうところの方々の給料をいかに上げるかとなると、あとは昇格でやっていくしかないということで、その人たちを特別、前歴をプラスアルファでやっていくとなると、全体を、皆さんを、全体を見直さなくちゃならないということで不公平になっちゃいますので、ですから特別個人的に云々というのは、やっていません。ルールに基づいてやったところで今のところこういう数字が出ていると。

ただやはり、この年齢的にある程度の年にくれば、やっぱり民間での経験、そしてまた、役場での経験を踏まえて昇格させていくと。要するに、係長、課長補佐、主幹と、そういう形で給料の引上げ、それに今年も大体同じ年齢だったらできるだけ同じ級のところに位置づけようということで昇格させましたので、ここの95.9は、今年のラスは大分引き上げて、大分と言いますか、少し上がっていくんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 三股は中途採用をしたということなんですが、中途採用ということは優秀であったから中途採用したんですよ。必要であったから、そういう人材を入れたということじゃないんですか。

ですから、当然そういう種の人材が欲しければ、給料を上げないといかんですよ。そういう意味じゃないんですか。（「ルールに基づいてしている」と呼ぶ者あり）当然、財政状況もありますし、これについては町民の理解も必要ですので、県下の給与実態ということは、ぜひ知ってもらいたいと思うんですよ。なかなかこういう機会がありませんでしたので、私はあえてどうかということ、三股町の水準はこうなんだよということを出しましたので、やはり長期的な考

えの中で、せめて平均なりの水準に近づけるようお願いをいたしたいと思います。

次に、県内自治体における人口、世帯数に対する正規職員数の比率はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 質問にお答えしたいと思います。

資料ナンバー4の①を御覧ください。職員1人当たりの人口、世帯数を職員1人当たり対比として右側の列に示しております。人口におきましては、職員1人当たり169.5人、世帯数におきましては68世帯となっております。

また、人口1万人当たりの職員数では59人となっているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。50分です。

○議員（6番 堀内 和義君） 分かりました。

-----  
○議長（指宿 秋廣君） これより14時まで本会議を休憩します。

午後1時50分休憩

-----  
午後2時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、西村議員の残りの一般質問を行います。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 午前中に引き続き質問していきたいと思いますが、これまで11項目について質問してきたわけなんですけども、この町長また課長から答弁頂いたんですが、やっぱりこのPFI事業って難しいなって改めて感じました。

いろいろ言葉で分かるんですけど、やはりこの事業の経験がない。民間と一緒に行政の行政施設の整備をやるという経験がないというのがまず一つだと思いますし、当然やったことはありませんから、どういう順序でいくのかというのが分からないところが大きいのかなと思っております。

そういった意味で、いろいろ疑問も出てきたんですが、またこれらについては、特別委員会の中でいろいろまた聞いていきたいと考えております。

それでは、続きまして12番目の要旨に入るんですけども、現在の基本計画でいくと、PFI事業を採用します。自主事業と特定事業があります。当然特定事業というのは、公共施設の管理でありますから、町民交流施設。そして、自主事業につきましては、商業交流施設を運営するということになっています。

当初、SPCですか、特別目的会社をつくって、パススルーの原則とか倒産隔離があるということで、通常のPFI事業でありましたら、行政と民間がリスクを分担しますので、まさにそのとおりだと思います。

ところが、三股町が目指すこの地域密着型というのは、まちづくり合同会社、町と商工会が50対50の意思決定を持つこの会社が、PFI事業の代表企業となります。やっていくということで、本当にこのリスクが、リスク倒産ができるのか、分散できるのかというところが、ちょっと疑問に残るところなんですね。

だから、要するに今回の事業は、今の事業は町民交流施設と商業交流施設が同時に進行するということになっております。国の補助事業を使いまして、総額17億ぐらいが町民交流施設、残りの商業交流施設が3億5,000万とか4億とかというふうになって、まだあくまでも基本計画の段階ですので、はっきりした数字は分からないと思うんですが、この20億を超えるような事業費となっております。

そういった中で、当然、まちづくり会社を中心とした特別目的会社が、商業交流施設の運営を行う。町民交流施設も行うということになっております。

もし商業交流施設の運営がうまくいかない、例えば家賃が入ってこないとなると、当然、この町民交流施設のほうにも影響を及ぼすんじゃないかというふうに思っています。これが、合同会社の中に当然町が入っていなければ、当然民間だけがリスクを負うわけですから、町としてはそんなに影響ないんじゃないかと思っているんですが、三股町の地域密着型というのは、町も結局、PFI事業の債権者は町であり、受けるほうも町が入っている。だから利益相反のようなリスクもあるような気がするんですね。その辺のことについて、リスクを分散するための法則等があればよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） はい、ありがとうございます。12番目の自主事業、商業交流施設の経営がうまくいかなかった場合、特定事業、町民交流施設の公共サービス運営に影響を及ぼすことが考えられる。このようなリスクを分散するための方策はというご質問にお答えをいたします。

商業交流施設は、民設・民営の自主事業となります。PFI契約上は、特定事業、町民交流施設のことですけれども、に関する事項を定め、附带的に自主事業を認めるという内容となります。

よって、町としては、町民交流施設の整備を先行して行い、商業交流施設について資金調達や返済能力など、金融機関などからも意見を聞きながら、諸条件が整った後に進めていくことを考えております。

今、議員のほうからご指摘がありましたとおり、SPCという中にまちづくり合同会社が代表

企業として入っているということで、利益相反というお話もございました。おっしゃるとおり、町が合同会社の50対50の半分の意思決定の中にも入っているということは、確たる事実ではないかなというふうに思います。

今おっしゃった中に、SPCが民間収益事業を担うというようなお話もあったと思うんですが、実際に商業交流施設を運営していく、所有するのはSPCというふうに考えておりますけれども、運営をしていくのはあくまでも民間事業者というふうに考えております。

そしてまた、その商業交流施設の中に入る民間事業者がいなくなってしまう場合に、家賃収入が入らないのではないかとすることは、おっしゃるとおりでございます、SPCはあくまでも商業交流施設部分を審査に基づいて貸付けを行うということになると思います。

仮に運営する企業が破綻した場合でも、責任自体は及ぶことはないんですが、影響は当然に家賃収入が入ってこないという影響は、おっしゃるとおりあるんだろうというふうに思います。

なので、その次の入っていただく人を探していくというような流れになっていくのかなという想定をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 特別委員会の中でいろんな協議をする中で、やっぱり議員が一番心配するのは、この商業交流施設なんです。町民交流施設については当然公共施設ですから、公共施設なりの運営というのがあると思うんですが、商業交流施設については、やっぱり様々な議員個人個人の意見もありまして、果たして三股町にとってどういう種類がいいのかというのが、いつも議論に上るところです。

ただいまありましたように、あくまでも所有するだけで、経営は商業施設に入る人だということのもっともだと思いますが、当然、まずまちづくり合同会社、SPCの運営というところで考えるときに、町民交流施設からは町からのサービス対価収入、商業交流施設の家賃なのか何なのか分かりませんが収入、やっぱりそれらの収入の収支計画があって、初めてこれ事業って成り立つと思うんですね。

当然、商業施設に入る民間事業者が経営の責任やりますから、駄目になったら次入れればいいというのは、それはもう当然のことだと思んですが、やっぱりそこに最初から収支計画を立てて、いや、もう駄目になったら次でいいんじゃないかって、そうせざるを得ないかもしれないんですが、そこを綿密に計画していかないと、当然、まちづくり合同会社の中には町も半分入っていますし、当然商工会もあるわけですから、どちらかがその予定していた収入が入ってなくなると、多分まちづくり合同会社に社員もいると思うんですね。社員というか、事務員といいますが、働く人がですね。働く人の給料を賄えなくなるというような事態が起こるとも限らないと。



だから、そういう観点から考えると、ここのこのリスクというのは、本当にはっきりしとったほうがいいというふうに考えております。

今答弁がありましたように、この商業交流施設については資金の運用とか、いろんな中に入る人が決まってから進めていきたいという話でしたので、ここについては当然特別委員会の中も含めて、やっぱりはっきりとその方向性を示していただいて、そこが固まってくれば本当に出して行って、町のにぎわい、町の発展のためには、ぜひ進めていってもらいたいというふうに思っております。

それでは、最後の項目になりますが、13番目になります。

今回、この交流拠点施設整備事業というのが、国の補助事業を使っております。今、この交流拠点事業については、基金が約5億、そしてこの事業の説明を受けたんですが、起債充当率とか交付税措置率も非常に有利な事業だというふうに思っております。

多分、行政がいろいろ事業を計画するには、この起債充当率とか交付税の措置率というのは非常に大事になってくると思います。全てが自主の資金でできれば、それに越したことはないんですけど、やはり有利な補助事業という観点からいくと、ぜひこの事業というのは金額的には大きいんですけども、国の半分補助と起債の充当率、交付税措置を考えると、本当全体事業費の何割かのできる有利な事業でありますので、これは使うべきだというふうに思っております。

そこで、一つここの質問になるんですけども、町民交流施設が今からどう進むか分かりませんが、当然、まちづくり会社を中心となって、SPCが今から企画提案を行うときなんですけども、この整備計画が決まる前に、機関事業者と周辺の道路とか公園とか、いろんな敷地の広場とかの計画も上がっております。

これを例えば先にやるとか、メインの建物が後回しになるのかどうか分かりませんが、その辺のこの補助事業の自由度というのが一つですね。

また、当初この事業期間が5年間ということだったんですが、この5年というのの捉え方なんですけども、例えば、供用開始がもう5年のうちにしないといけないのか、それとも、起工式が始まっていればいいのか、その辺も含めてですね、例えば計画の変更があった場合に期間の延長ができるのか、その辺についてお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、事業費については、国の50%補助事業を使うと計画されているが、町民交流施設の整備計画が決まる前に、先に周辺道路や公園、敷地内の広場の整備は実施できるのか。また、この事業期間5年の延長はできるのかというご質問にお答えをしたいと思います。

現在、交流拠点施設整備を前提とした周辺道路や公園、敷地内の広場の整備について、今年度から令和9年度までの5か年計画として、都市構造再編集中支援事業の採択を受け、国の補助金を申請する計画となっております。

前提となる交流拠点施設整備事業に関する意思決定がなされていない段階での周辺整備の事業については、慎重な対応が求められると考えております。

先日、県との令和6年度概算要望ヒアリングの中でも、来年度の要望以前に今年度採択を受けた事業についても、仮に施設整備がなされなかった場合には、補助対象とはならないのではないかとのお話を頂きました。よって、施設整備に関する意思決定がなされていない段階での令和6年度の概算要望については、実質上できないという状態でございます。

5か年計画の中で、令和5年度と6年度で実施することを計画していた事業が実施できない状態となりますと、全てを後ろ倒しすることとなりますが、計画の初年度からの計画変更となることから、本事業に対する実現可能性に関する信頼は低下し、採択が取り消される事態に発展する可能性は否定できないと考えております。

また、事業計画の延長に関しましては、計画は3年から5年の間となっており、単に期間を延長することはできないと考えております。別の計画として、新たに計画し直すことは可能かと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） はい、分かりました。この事業については、そのメインの特定事業の建物、町民交流施設の方向性がしっかり決まらない限りは、周りの整備ができないと。期間延長も5年間ということで、少なくとも近いうちに町として、そして議会としてこの計画の決定をしなければいけないというふうなことになると思います。

今までいろいろお話をしてきましたが、PFI事業のどうすれば成功するんだろうかというのをいつも思っているんですけども、やっぱり町がまず一丸となってこの事業に取り組む。そして、議会も理解をする。また、今回は商工会と町の合同会社でありますから、商工会の内部も意思決定をしてもらおう。そして、最後には町民が本当にこういう事業方式でいいだろうという、この四者の合意が必要なのかなというふうに考えております。

が、どうにかして先ほどもちょっと言いましたように、いっぱい今日は13項目質問しましたが、聞いても聞いてもなかなか理解できないところがある。

もう一つは、当然今までの公共事業と違って、公共事業は普通基本計画、設計があって、すぐ入札をやりますけど、結構中身がまだはっきり決まっていないところもあると思うんですね。

1回基本計画の中を見ると、おぼろげながら分かるんですけど、具体的にじゃあどういう建物が

どういう種類ができて、誰がどうやっていくのかというのが、なかなか見えてこないというところが、この事業の難しいところかなと。

だから、その辺を含めて先ほど言いましたように、町をはじめ、議会をはじめ、4者全員がああ、こういうのがあるんだという目に見えるような形を示していただければ、みんなで理解しながらやっていると、せっかくこのいい事業ですので、この事業を活用して前に進んでいくのかなというふうに感じております。

そういうことで、来週の月曜日にはまた特別委員会も開催するというので、いろんな詳しいこともそこで聞きたいと思いますが、この事業がみんな全員協力のもとで成功しますように願って、一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これで西村議員の一般質問を終了します。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位11番、堀内議員の残りの一般質問を行います。堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 先ほど課長のほうから人口1万人当たりの職員数ということで話をしてもらったんですが、三股町は1万人当たりの職員数が59人ということで、県内市町村の中では宮崎市に続いて2番目に少ないということですよ。やはり人件費抑制にはなるんですけども、職員にはかなり無理がきているのではないかなと思われそうですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 人口1万人当たり、また職員1人当たりで比べたときに、抱える人口という点で見たときの数字で見た場合は、非常に他の町村に比べて非常に大きいなというふうに見受けられるんですけども、あと業務的なところで考えた場合、例えばそれぞれの自治体で抱える業務、または事業、それぞれまた違っておりますので、そういった各自治体のカラーといえますか、そういったものによっても、この数字の見方というのは変わってくるのかなというふうに捉えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 職員数が少ないから、住民サービスが低下するようでは困ります。この中で、かなりの時間外勤務状況や兼務の多い部署等については、検証する必要があるんじゃないかと思うんですけども、特に時間外勤務が多い部署等はないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ここ近年では、やはりコロナ感染症の対策関係がありましたので、特にそれに関連する部署においては、特化して時間外が多かったというふうに思っています。

通年通して特定して多い部署というのはないのかなと思っていますが、ちょっと数字的なものをこっちに持ってきていませんので、はっきりできないんですけども、ここ近年はコロナの影響で時間外が特定される部署があったのかなというふうに思っています。

また、特に総務課については、去年選挙が4つもありましたので、そういった部分では時間外が多く発生しているというような状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり時間外あたりの検証はしていかないと、当然労務管理にもなりますし、それと時間外が多ければ、時間外手当を払うよりか、職員を1人入れた方が得になるかもしれんですよね。今後どんどん業務が多様化しますので、そこあたりも十分やはり検証はしていただきたいというふうに思っております。

それから、県内自治体の給与水準については、先ほど市町村別ラスパイレース指数のとおりなんですけれども、やはり県内においては、三股町と同等規模で比較できる自治体が少ないというようですので、隣県自治体の類似団体と比較して、町職員の給与水準はどうなのか、分かれば教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 隣県自治体の類似団体と比較して、町職員の給与水準はどうかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、資料ナンバー4の②を御覧頂きたいと思います。

資料は、九州管内、人口2万人以上の町における一般職員の給与水準を示したものでございます。

資料では、住基人口は令和4年1月1日現在、また職員数は、令和4年4月1日現在の普通会計で扱う職員数となっております。

給与水準の比較としまして、一般職員の給与表を御覧ください。ここでは、行政職俸給表の運用給を示したものです。ここにあります21団体中、本町と同じく6級制を導入している団体は10団体、7級制を運用している団体は11団体となっております。7級制を導入している団体は、人口3万人以上の団体が7団体と多く、本町と同程度の人口で見ると、佐賀県のみやき町の1団体となっているところですよ。

また、人口に対する職員数からは、団体との相関を確認することはできませんでした。また、

7級制を導入している11団体の7級に位置づけられる職責として、部長職が6団体、困難な課長職、課長職を2つに区分されていますが、これが4団体、課長職が1団体となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今資料4の2を見せてもらったんですが、ちょっと分からないところがあったもんですから、九州管内の人口2万人以上の団体における給与水準ということなんですけども、本町は町村Vの2ですかね、いいんですかね、見方が。（「はい」と呼ぶ者あり）

産業構造2次、3次が80%以上、かつ3次60%以上の団体になっているようなんですけども、本町の基幹産業は農業で、第1次産業と認識しているんですけども、産業構造2次、3次ということでのこの分類を、もう少し詳しく説明していただきたいんですけども、分かりますかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 分類の内容については、承知しておりません。これは国税調査ですね、こちらのほうで拾ってきた、出された数字でございますので、詳しい内容の分類は分かっておりません。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 非常にこれを見て、私分からなかったもんだから、どういう統計の取り方なのかということ、非常に疑問に感じたもんですから聞いたんですけども、統計の多分取り方だと思うんですけども。

そこで、やはり九州管内の類似団体については、今説明もらったんですが、本県と特に隣県の中では一番身近であります鹿児島県も、独自に調査した関連資料ということで添付しましたので、見ていただきたいと思います。

鹿児島県については、市についてはほとんどが7級と、町村についても7級が多いようございます。県内では宮崎、都城市が8級で、串間市以外の市は7級と、それと町村は6級までとなっております。

そこで、次の質問なんですけども、県の給料表は9級までありますけれども、三股町は6級までしかありません。県下町村は6級どまりなんですけれども、7級までの引上げはできないものか、町長にお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

まずは、地方公務員の給与の仕組みに触れさせていただきたいと思います。

地方公務員の給与決定の諸原則としまして、地方公務員法第24条に3つの考え方が示されて

おります。

1つ目に、職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならない。

2つ目に、職員の給与は生計費並びに国及びほかの地方自治団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない。

3つ目に、職員の給与は条例で定めなければならないというふうにされております。

ラスパイレス指数は、団体の職員全体の給与実態を表す1つの指標でございます。

また、資料ナンバー4の①にある給与実態に示しております。職員の平均年齢に対する平均給与月額では、本町は43.8歳の31万2,800円ですが、市町村系及び町村系で比較しますと、41歳の30万3,800円から31万4,100円に対し、本町の同年代の通常の給与運用では、32万5,500円から33万9,200円に位置づけられており、団体間での格差があるとは一概に認められないものと考えております。

また、行政俸給表は、職務と責任において運用されるもので、7級制の導入においては、職責の区分が重要であり、その給に属する一部の職員に影響を及ぼすものであることから、職員全体の給与額の引上げにはつながらないものと考えます。

職員全体の給与額の引上げにおいては、人事院勧告や人事委員会勧告により是正されます。一方、本町の7級制の導入については、県内の団体の運用状況や社会情勢の変化により見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 先ほども言いましたけれども、県下では一番の人口、また世帯戸数の多い町でもあります。町村のリーダーシップを取らなければならない自治体でもあると思います。年功序列体系の見直しを考える時期に来ているのではないかなというふうに思っております。

若い人材を育てるためには、仕事に対する情熱、やりがいのある職場で管理職を目指せるところでないと魅力は感じないんじゃないかなというふうに思っております。

管理職は忙しく責任があり大変ですが、それに見合うだけの給料も必要ではないかなというふうに思っております。優秀な職員を早期に管理職に抜擢した場合に、6級では頭打ちになりますし、職員のモチベーションも下がります。一律に上げるのではなくて、そういう人材が今後出てもらわなければ困るんですね。

やはり言ったように、今までは年功序列でいいんですけれども、この年功序列が悪いとは言いません。しかしながら、やはり職員のやる気、これを起こさせるためには、改革も必要じゃないかなというふうに思っております。そこら辺についてはどうでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今現在職員の評価制度という形で、各課長がそれぞれの職員を課長補佐、係長という形で目標を定めて、その目標達成度はどうなのかというところで評価制度を取り入れておりまして、そういう公平なといいますか、第三者的な見方で職員の育成に取り組んでいると。

そしてまた、職員についても、いろいろなところの勉強をさせるという意味合いで、県との交流とか、それとかまた国への関連する団体への出向とか、そういう形でいろいろと人材育成にも取り組んでおります。

そういうふうに、育てることによって、またこの役場自体が活性化していくというようなことは、十分承知しているところでございます。

そういう中で、本町の職員に対し、町の人口に対し職員数が少ないのではないのかというんで、そういう評価というか、そういうご意見を頂きましたけれども、この資料の4の2を見ていただきますと、このV2という類似団体でございますけれども、本町は人口1万人当たりの職員数が57.86人ですね。

そして、上のほうは41.23人というようなことで、V2の団体が17団体ありますけれども、その中で、町のほうではどちらかというところ57人と41人、どちらかというところ上のほうの志免町を含めて新宮とか、そちらのほうが必要とするに職員の負担が多いんじゃないかなという、この表から見るとそうなりますけれども、それぞれの地域の特性が違いますので、一概に人口が多い、職員数が少ない、そこで評価はできないんじゃないかなというふうに思います。

本町は特別、いろんな行政改革等をやってまいりました。どちらかというところ本町はスリムな団体なのかなというふうに思います。

と言いますのは、これまで行政改革で、民間でできることは民間での立場で、保育園とか老人ホーム、学校給食、町立病院等の民営化、民間譲渡に努めてまいりました。

また、消防や救急とか、ごみとか医療など、広域でできるものは広域でというスタンスで取り組んでまいりました。そういうこの町のいろんな取り組みが、この57人というところであるのかなというふうに思います。

まだまだほかの町、上の町に比べると、まだ人数が57人ですから、どうなのかなと。しかし、本町は本町なりの取組で、適正な人数はどうかというのを毎年課長ヒアリングと、また組合のほうとも話をしながら詰めておりますので、特別この残業が多いとか、非常に負担になっているとか、そういうところはないように公平に人事配置もしているところでございます。

そういう意味合いでは、退職者は必ず補充しておりますし、減らしていませんので。そしてまた、去年は3名の退職者に対して9名取りましたし、その都度に必要などころには必要な人員を

配置していくというスタンスで取り組んでおるところでございます。

また、給料表については、今6級でございますけど、7級にしてラス指数が改善するかという、私はちょっと疑問なんですよね。例えば今6級が課長職でございますけど、7級にした場合に、7級を部長にするのか、困難な仕事をする課長にするのかという、その6級を2つに分けるというような形になっていくんじゃないかなと。

今のところ皆さんを、職員を5級までは皆さん到達するように、この運用を含めて取り組んでおりますけれども、それが6級までみんなを持っていくとなると、課長職ですから、それを年功序列で持っていけるのかという、なかなかこれは厳しいんじゃないかなと思います。

そういう意味合いでは、先ほど言いましたけれども、運用関係の中で昇格も含めて、この中途採用の部分を含めて取り組めれば、それなりにラスも改善していくのかなと思いますので、言われるように職員の待遇改善については、しっかりと職員組合のほうとも話をしながら、対応していきたいというふうに思っております。

三股町はやはり県内でも人口の多い町でございますので、それにふさわしい待遇が必要かなと、そこは十分承知しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 町長の方でいろいろ話をさせていただきましたけれども、九州管内を見ても、いろいろ統計の取り方があるんですが、やはり上位になってみると非常に面積が小さい。都市部ですよ。私も調べてみたんですけども、都市部ですから、人口は多い、面積は少ないということで下がると思うんですが、ここあたりはまた検討していただければいいと思います。

それから、先般うれしい話を聞きましたので報告しますが、都城市の市民と飲む機会がありまして、これも全く偶然です。その場で、「三股町の役場の職員は偉いよな」ということで褒められました。

何でかということ、「庁舎内の通路とか階段ですれ違ったときに、ちゃんと挨拶をしてくれたよ」ということです。「それに比べて、市役所の職員とはえらい違いですね」と言われまして、私も知らない人から言われたわけですから、本当に気持ちがよくなりまして、挨拶ばかりではなく仕事も一生懸命ですよと、日本一の職員ですよと。まあこれは課長の指導がいいんですよと言ったら、笑いながら納得をしてくれました。

あまり褒め過ぎかもしれませんが、ちょっとした心得、気遣い、態度で三股町の評価が上がります。これからもこのような話題が出るような接客をお願いいたします。

話を戻しますけども、職員のやる気、元気が出るような給与水準の向上をお願いして質問を終



わかりますが、今日は3問ほど質問したんですけども、総体的に町長のほうから何かあればお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 第1問のプールの撤去関係、そしてまた児童館の老朽化を含めてお話もございました。本町としましても、本当にこの公共施設の総合管理計画の中で、個別計画の中でできるだけ住民の要望に対応したいなというふうに思っていますが、ご案内のとおり、今回3歳未満児の保育料の無料化をいたしました、第1子ですね。

その影響が来年度どう出てくるのか、来年度は本当に勝負の年かなと言いますのも、今回は、地方創生臨時交付金で3,000万ほどは手当てしましたが、来年からは約8,000万、9,000万を自前でやらなくちゃならんということでございますので、そのあたりのところを視野に入れながら、新規事業についてはしっかりと検討したいなど。

ですから、なかなか皆さんの要望には応えられない部分もあろうかと思えますけれども、長期的にはやはり財源確保という意味で、しっかりと努力しながら、この老朽化対策を含め、耐震化も含めて取り組みして、住民がこの町に住んでよかったなというような取組、そしてまた、いろいろと福祉のほうでも要望等も結構ございますので、そういうところも含めて、どれを優先的にやるのか、そのあたりもしっかり検討させていただきながら、皆さんと一緒に努力をさせていただければというふうに思います。

そういう意味合いで、今後の財政事情も厳しいということをご認識頂きながら、一緒になって、この切磋琢磨していければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、一般質問を終結します。

14時50分まで休憩いたします。

午後2時40分休憩

-----  
午後2時50分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

## 日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された議案のうち、最終日に全体審議にて措置することとしている議案第34号から第39号までの6議案を除く、全ての議案に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

---

### 日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局へ提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後2時52分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午後2時53分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時53分散会

---

議事日程(第5号)

令和5年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第30号から第33号までの4議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第30号から第33号までの4議案)
- 日程第4 質疑(議案第34号から第39号までの6議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第34号から第39号までの6議案)
- 日程第6 意見書(案)第1号上程
- 日程第7 質疑・討論・採決(意見書(案)第1号)
- 日程第8 閉会中における総務産業・文教厚生及び広報編集常任委員会の審査等の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
- 日程第10 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の調査等の活動について
- 日程第11 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第30号から第33号までの4議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第30号から第33号までの4議案)
- 日程第4 質疑(議案第34号から第39号までの6議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第34号から第39号までの6議案)
- 日程第6 意見書(案)第1号上程
- 日程第7 質疑・討論・採決(意見書(案)第1号)
- 日程第8 閉会中における総務産業・文教厚生及び広報編集常任委員会の審査等の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
- 日程第10 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の調査等の活

動について

日程第11 議員派遣について

---

出席議員（12名）

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君
企画商工課長 .....	鈴木 貴君	税務財政課長 .....	黒木 孝幸君
町民保健課長 .....	齊藤 美和君	福祉課長 .....	福永 朋宏君
高齢者支援課長 .....	下沖 祐二君	農業振興課長 .....	山田 正人君
都市整備課長 .....	井上 政和君	環境水道課長 .....	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長 .....	細田 高広君	教育課長 .....	渡具知 実君
会計課長 .....	島田 美和君		

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

### 日程第1. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いをいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第33号の1件です。議案第33号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、令和5年度の人事異動に伴う人件費の増減により、歳入歳出にそれぞれ40万3,000円を追加しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、昨年の台風で被災し大規模な復旧工事が続いています樺山用水路の状況視察に、総務産業常任委員会で行ってまいりました。先月初めに復旧した細目の道路と宮田水路、そして、今月初めに仮設の水路橋が完成し、現在大量の水が流れている福留水路の状況を確認してまいりました。

福留水路は、仮設とはいえ大量の通水を維持していくための工事なので、困難さはかなりのものであると推察できました。これらの工事によって、広範囲にわたっての今年の田植えが可能となりました。福留水路の困難な工事は今後も続きますが、安全第一を祈念したいと思います。

以上で、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。

去る6月13日10時より委員会を開催いたしました。付託されました議案は議案第31号と32号の2議案であります。

議案第31号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、既定の予算に30万5,000円を補正するもので、人事異動に伴う人件費の補正であります。

議案に対して特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

さらに、議案終了後に本年度の国保運営協議会の内容について報告がありました。1人当たりの医療費の推移について説明を受けた後、本年度の保険税の税率については、昨年度と同じに決

定されたとの報告がありました。

また、委員から保険税の課税計算について、現在は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式であるが、3方式にはできないかとの質疑があり、担当課としては、県内の状況も見ながら慎重に検討していきたいということでした。

続きまして、議案第32号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について報告いたします。

既定の予算に144万8,000円を減額補正するもので、国の内示と人事異動に伴う人件費の減額であります。

議案に対して特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案議了後に現地調査を行いました。これは堀内和義議員の一般質問の児童プールの解体について、他の委員より町内の児童プールについて、その現状について確認をしたことがないとの声を受け、調査を行ったものです。

まだ用途廃止されていない谷、新馬場、今市、蓼池の4つのプールを見てまいりました。谷、新馬場、今市については、ここ二、三年コロナで利用はなかったということでしたが、比較的大きな広場に隣接しており、周りに人家も密集しておらず、耐用年数は過ぎているものの、プール自体はそれまでに手が入っていたみたいで、まだ十分に利用できるのではないかと感じました。

ちなみに谷のプールは今年度も利用するとのことで、ほかの2か所についてはまだ返答がないとのことでした。

蓼池のプールに関しましては、平成元年から利用していないとのことで、プールの3方に人家が密着しており、ほかと比べると老朽化が激しく、水は張ってありましたが、水は濁って底は見え、藻がはびこり、アメンボウが水面一面に泳いでおり、多分ボウフラ等もすごい量がいるのではと思いました。堀内議員に聞きましたところ、夏は蚊の発生で苦情が大変だということです。

また、前の町道につきましては、舗装は大変きれいになっておりましたが、視察の間中、大型車がひっきりなしに通っているような状況でございました。

谷、新馬場、今市については、今後の利用状況等を見ながら、解体等については検討すればよいと思いますが、蓼池につきましては、この施設を多くの子供たちや住民の皆さんが利用することやプールの環境悪化を考えると、優先順位からしても第一に取り組むべきだと、全委員の意見の一致を見たところでした。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） それでは一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第30号の1件でございます。

以下、説明させていただきます。

議案第30号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額121億8,502万5,000円に1億1,503万2,000円を追加し、123億5万7,000円とするものです。

各課より議案について説明を受け、その中で、企画商工課の移住支援に対する件で、相談件数は増えているが移住者は増えていないため、移住者体験や交通費などの支援を考えてはどうか。または、移住時の受入企業を増やせないかななどの意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

---

## 日程第2. 質疑（議案第30号から第33号までの4議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

---

## 日程第3. 討論・採決（議案第30号から第33号までの4議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第30号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論を行う際は、賛成・反対を明示の上、行ってください。

本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。



これより採決を行います。議案第33号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 質疑（議案第34号から議案第39号までの6議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑を行います。

議案第34号から議案第39号までの6議案を一括して行います。

質疑の回数は、会議規則により、全体審議では1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 農業委員の任命について、お伺いをいたします。

国の定める農業委員の条件は認定農家と規定があります。規律を守るために認定農家らの不満を解消するために、ぜひ、認定農家のほうで選んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、議案番号を言ってもらわないと。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 34番、35番が該当になると思います。

○議長（指宿 秋廣君） 34と35ですね。農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） ご質問の認定農家の割合なんですけども、2分の1以上ということで、本町の場合6人の委員ですので、その2分の1以上、3人以上ということで、満たしているということですので、現状の段階では、6人中3人以上ということで、本町は満たしているということをご理解いただきたいと思います。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 一般認定農家はそういう受け取りはしていないんです。やっぱり農業委員ちゅう認定農家という基準があるということで皆さんが、不満を持っている人が一番多いので、そこの改善の余地があるんじゃないかなと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） この農業委員の任命につきましては、これは三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化委員の定数を定める条例に基づきまして、この案件につきましては、三股町農業委員会委員及び三股町農地利用最適化推進委員選考委員会に諮問しております。

その委員会のほうで十分検討して、そしてこの6名を今回任命したいということで上がってきておりますので、その選考委員会において、十分議論されたということで我々は承っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 執行部と私どもとちょっと意見がありますけど、やっぱり農家も700、800の中で認定農家もたくさんいらっしゃると思います。その人たちからも見てちょっと疑問視されておりますので、後の結果はどうなるか分かりませんが、そこ辺も優先順位があるんじゃないかなと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 議員のご指摘の認定農業者ということなんですけども、逆の観点というのもございます。つまり農業していない方から見て農地の在り方という事を考えないといけないという部分がありますので、そういったところも十分考慮しながら、認定農家だけで構成するということについてはちょっと疑問があるというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま振興課長からお話がありましたけど、一般の人からも不安の人がいっぱいあります。農業だけじゃなくて総合的に言いますと、やっぱり問題があるからこれを取り上げているわけですので、そこ辺もちょっと理解が薄いんじゃないかなと思っていますが。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今後、議員のご指摘の部分についてはまた持ち帰りまして、今後3年後の委員の選定ということについては、また十分議論していきたいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 最後ですけど、これは振興課長と話をしたって結論が出る話でもないような感じがしますが、私としては、皆さんの意見を聞いてここで意見を述べているわけですので、そこ辺はご理解ください。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今申し上げましたように、十分議論したいというふうに考えているということで、答弁をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 農業委員につきましては、町の回覧等で知らせがあったわけですが、選考委員会で選考委員を決定されたということなんですけども、応募者が何名であり、選考委員の対象者が何名おられたかということでも伺いたいと思います。

あと一つ、34号、下石昭廣氏が中立委員ということでもありますけども、中立委員につきましても、選考委員会で協議されて決定したということでもよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今回は様々な団体といたしますか、組織のほうからご推薦いただいております。7名推薦いただいたということで、その7名を採点する方法でしまして、この選考委員会で採点方式といたしますか、そういったものできちっと審査しまして、そしてその6人が今回任命したいということで答申を受けております。

それと、中立委員の件ですけれども、こちらについても、この諮問委員会で十分検討されてこの方、下石委員は中立委員ということで今回上がってきております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

---

#### 日程第5. 討論・採決（議案第34号から第39号までの6議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第34号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり同意されました。

議案第35号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

議案第36号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

議案第37号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

議案第38号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

議案第39号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第6. 意見書（案）第1号上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、意見書（案）第1号を上程いたします。

意見書（案）第1号は、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） それでは、意見書（案）第1号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）」について、提案の理由を申し上げます。

本案は、森林の整備や保全等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国から地方公共団体へ配分される森林環境譲与税について、現行の譲与基準による都市部と地方との配分額の格差を是正し、真に必要とする地域に森林環境譲与税が配分されるよう、国に譲与基準の見直しを求めるため提案するものであります。

原案については、お手元に配付してあるとおりです。

以上、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第7. 質疑・討論・採決（意見書（案）第1号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、それでは、これより質疑・討論・採決を行います。なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。

意見書（案）第1号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 本案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）に賛成ということで討論しますが、今の現行におきましては、どちらかというとも都市部の人口の多いほうに譲与税が多く手当てされていると思います。地方にとっては人口も少ないし、森林という環境も多いわけでありまして。

それで、最近によつては台風とかいろいろな被害が多発しております。例えば去年三股においても、台風14号で土砂災害、林道崩壊とか、たくさんの被害がありました。これはいろいろ森林が手入れされていない山が多く発生していることが原因ということを考えております。

したがって、森林整備を一層促進するように、森林譲与基準を見直すことに賛成討論とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第1号は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第1号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

---

#### 日程第8. 閉会中における総務産業・文教厚生及び広報編集常任委員会の審査等の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における総務産業・文教厚生及び広報編集常任委員会の審査等の活動についてを議題とします。

総務産業・文教厚生及び広報編集常任委員会から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における審査等の活動の申出があります。

お諮りします。総務産業・文教厚生及び広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、総務産業・文教厚生及び広報編集委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第9. 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第9、閉会中における議会運営委員会の審査等の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査等の活動の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第10. 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の調査等の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第10、閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の調査等の活動についてを議題とします。

三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、当委員会が所管する調査等について、閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に当委員会が所管する調査等の活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に当委員会が所管する調査等の活動を認めることに決定しました。

---

#### 日程第11. 議員派遣について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。今回定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で全ての案件が終了しましたが、議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時35分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前10時38分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

---

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和5年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 岩津 良

署名議員 堀内 和義